

誰もが安心して
自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなで作ろう

よこはま笑顔プラン

第4期横浜市地域福祉保健計画

計画期間：2019(平成31)年度－2023(平成35)年度



第4期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

我が国は、人口減少社会に入り 10 年が経ち、超高齢社会に突入しています。横浜市でも、2019 年をピークに人口が減少に転じ、2025 年には 65 歳以上の人口が 100 万人に迫ると見込まれるなど、これまでに経験したことのない大きな転換点を迎えようとしています。

地域の中で住民同士のつながりが希薄化し、個々の課題が複雑化・多様化している中で、地域住民や地域の多様な主体が分野を越えて横断的につながり、“地域福祉保健の力”を一層高めていくことが求められています。

そこでこのたび、平成 31 年度から 35 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 4 期横浜市地域福祉保健計画」を、新たに策定しました。

第 2 期計画より全国に先駆けて取り組んできた地区別計画の策定・推進を基盤とした地域づくりや、第 3 期計画で進めてきた、様々な世代が地域福祉保健活動に参加しやすい環境づくりをはじめとした取組など、横浜市では、地域での取組が活発に行われ着実に発展してきています。第 4 期計画では、これまで築き上げてきた成果を土台に、地域人材の育成や成年後見制度の利用促進など、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉保健の取組をより一層推し進めていきます。

本計画で掲げる「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはま」の実現にあたっては、行政はもとより、市民の皆様や各関係機関・団体の皆様、事業者の皆様の主体的な参画と、多様な主体間における連携の強化・協働が、必要不可欠です。引き続き、皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

むすびになりましたが、本計画の策定にあたり御尽力いただきました、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会の委員の皆様、パブリックコメントなどを通じて多くの貴重な御意見・御提案をいただきました市民の皆様や関係機関・団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

横浜市長 林 文子



身近な地域のつながり・支えあいの推進に向けて

横浜市社会福祉協議会（横浜市社協）では、第3期横浜市地域福祉保健計画において「一人ひとりの暮らしを身近な地域で支えること」、そのために「地域におけるつながりや支えあい活動を充実していくこと」に重点を置いて取り組んできました。

地域には様々な立場や背景のある人が暮らし、一人ひとりに思いや願いがあります。また、一人ひとりが暮らす地域の状況も、それぞれに異なります。

横浜市においては、超高齢社会の進展に加え、人口減少も予想されており、地域の変化を見据えながら、複雑化・多様化する課題へ対応していくことが必要です。

こうした中で、計画を通じて目指す「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはま」を実現していくため、あらためて、一人ひとりの個性に寄り添いながら支援するとともに、地域ごとの特徴を強みとして捉えて地域づくりを進めていくことが重要です。

第4期計画では、これまでの基本的な方向性を踏まえ、より身近な圏域で、地域のつながり・支え合いが推進されるよう、困りごとのある人の支援体制づくりや地域づくりに向けた取組を、地域住民の皆様、関係機関・団体の皆様との協働により進めていきます。

また、横浜市社協のネットワークを生かし、地域の課題解決を通じて企業や協同組合など福祉保健分野に限らない機関・団体とのつながりを広げ、連携体制の構築による支援の仕組みづくりに取り組んでいきます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、熱心に御議論いただいた横浜市地域福祉保健計画・策定推進委員の皆様をはじめ、たくさんの御意見をお寄せくださいました市民、団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

そして、計画に基づく取組の推進につきましても、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月
社会福祉法人
横浜市社会福祉協議会
会長 大場 茂美



地域福祉保健計画で横浜のコミュニティをさらに元気に

横浜市の地域福祉保健計画もとうとう第４期計画が策定されました。第１期から策定に関わり、またいくつかの区でも関わってきた者として、大きな感慨があります。

このあいだに、地域福祉保健計画は大きな発展を遂げましたし、また他方で地域包括ケアなど国の新しい政策的動向や社会変化による新しい課題の登場、さらにそれらに対応した横浜市民たちの新しい取組など、様々な変化もありました。

こうして巻頭のご挨拶を執筆するに当たり、今回の計画書を読み返して、あれも触れたいこれも触れたいとの思いが湧いてきますが、一方、これまでの１０年以上の福祉保健計画の歩みを振り返りつつ自分としてどのようなことを策定の議論に参加して感じたのかを素直に書くことも大切ではないかとも思いました。

そう考えますとまず、今や地域福祉保健計画は、横浜の福祉保健の各分野を地域という視点で横串を通して通底させる基本的な計画であるだけでなく、およそ横浜市の地域コミュニティの発展についての基本的な計画としての性格を帯びてきていることを感じています。直接担当しているのは市の健康福祉局と横浜市社会福祉協議会ですが、他の局なども地域福祉保健計画に関心を払い、注目しています。また、区役所でも、地域に働きかけようというときには、区政推進課と地域振興課のほか福祉保健課が必ず関わって、地域福祉保健計画を意識しながら事業を推進していると思います。また、各地域においても地区別計画が策定され、自治会町内会や地区社協をはじめとして様々な団体や住民の方々が、地域福祉保健を通じた地域づくりに取り組んでいます。

地域福祉保健が横浜の地域社会づくりの軸になることにより、福祉の理念が市民の共通理解となり市民文化となるならば、なんと素晴らしいことでしょうか。そうした社会に向かって、この第４期計画でも前進があったと思います。

地域コミュニティを研究対象としている私にとって特に印象深いのは、地域の中でも単位自治会町内会の圏域に目を向けて、きめ細かく地域福祉保健の取組や人材の発掘・育成を考えていく方向が打ち出されたことです。

また、計画の評価についても大きな前進がありました。前委員長である故 森本佳樹先生が心血を注いでご指導くださったことを事務局が熟考してこなし、また各区において、場合によっては地区別計画について各地域の推進母体でも、毎年計画の評価に取り組んできた実践が生かされ、評価の手法がほぼ確立したと思います。

第３期までの計画を実践してこられた地域の皆様、区役所・区社協・地域ケアプラザの皆様、市役所・市社協の皆様、そのほか関係の専門機関の皆様、この第４期の計画も「支援的計画」として座右において、横浜の福祉保健と地域を一層発展させていきましょう。

平成 31 年 3 月

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
委員長 名和田 是彦



第1章 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定に当たって 1

1 地域福祉保健計画について	2
(1) 地域福祉保健計画の策定・推進の経過	2
(2) 地域福祉保健とは	2
(3) 地域福祉保健計画の策定の趣旨	3
(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携	3
2 第3期市計画の概要・振り返り	4
(1) 第3期市計画のねらい	4
(2) 取組の方向性	4
(3) 成果	4
(4) 第4期計画に引き継がれる課題	4
3 地域福祉保健を取り巻く状況の変化	5
(1) 社会状況の変化と「地域共生社会」づくり	5
(2) 国における法改正・制度の見直しの状況	5
(3) 横浜市の現状と中期的課題	6
4 計画の構成について	8
(1) 市計画・区計画・地区別計画の関係	8
(2) 圏域の考え方	9
5 第4期市計画について	11
(1) 計画の位置付け	11
(2) 計画期間	18
(3) 基本理念	18
(4) 計画の基礎となる共通の考え方	18
(5) 第4期計画の5つの特徴	19
(6) 市民の皆様と共に取り組んでいくこと	20

第2章 推進のための取組 23

1 第4期計画の方向性	24
2 第2章の見方	26
推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり	27
〈柱1-1〉地域力（地域の強みを生かした課題解決力）の向上に向けた支援の充実	28
〈柱1-2〉地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援	34
〈柱1-3〉誰もがお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成	40
〈柱1-4〉地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり	46

推進の柱 2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	55
〈柱 2－1〉見守り・早期発見の仕組みづくり	56
〈柱 2－2〉連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実	62
〈柱 2－3〉身近な地域における権利擁護の推進	70
〈柱 2－4〉幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実	76
〈柱 2－5〉支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり	80
推進の柱 3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進	83
〈柱 3－1〉幅広い市民参加の促進	84
〈柱 3－2〉多様な主体の連携・協働による地域づくり	90
〈柱 3－3〉幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり	96

第3章 計画の推進に当たって 101

1 計画の推進体制	102
(1) 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会【附属機関】	102
(2) 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会 【市社協との連絡調整会議】	102
(3) 関係局区検討プロジェクト	102
(4) 横浜市健康福祉局と横浜市社会福祉協議会の基本的な役割分担	102
2 計画の評価方法	103
(1) 各年度の取組の振り返り	103
(2) 計画の評価時期	103
(3) 評価内容・手順	103
(4) 評価と社会状況の変化や他の施策等との関係について	104

資料編 105

1 横浜市の状況（統計データ）	106
2 横浜市地域福祉保健計画の検討経過	131
3 パブリックコメントの実施結果	132
4 「具体的な取組」推進に向けた市及び市社協の主な施策・事業	133
5 関係法令（抄）条文	147
6 用語解説	152
7 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿 （平成 29・30 年度）	158

第1章

第4期横浜市地域福祉 保健計画の策定に当たって

1 地域福祉保健計画について

(1) 地域福祉保健計画の策定・推進の経過

平成12年の「社会福祉法」の改正により、新たに第107条に地域福祉の推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画を策定する等の規定が定められました。

横浜市では、「社会福祉法」の改正前より取り組んできた住民、事業者、関係機関、団体等との協働によるまちづくりを更に進めるため、平成16年度に第1期横浜市地域福祉計画（計画期間：平成16～20年度）を策定しました。第2期計画（計画期間：平成21～25年度）から名称を地域福祉保健計画とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。また、第3期計画（計画期間：平成26～30年度）からは、横浜市社会福祉協議会が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、取組を一体的に推進するとともに、愛称を「よこはま笑顔プラン」としています。

<地域福祉保健計画の推進経過>

年度	経過	特徴
平成12年度	社会福祉法改正、市町村地域福祉計画を位置付け	—
平成16年度～	第1期横浜市地域福祉計画策定 （期間：平成16年度～20年度）	・社会福祉法改正を踏まえ、市及び全区で地域福祉計画を策定
平成21年度～	第2期横浜市地域福祉保健計画策定 （期間：平成21年度～25年度）	・全区で地区別計画を策定 ・福祉と保健の取組を一体的に推進 ・「地域福祉保健計画」に名称変更
平成26年度～	第3期横浜市地域福祉保健計画策定 （期間：平成26年度～30年度）	・市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体化、連携して推進

(2) 地域福祉保健とは

「地域福祉保健」とは、地域の住民・住民組織と関係団体、社会福祉協議会（以下、「社協」といいます。）、行政等の関係者が協力して、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会を実現していくことです。

具体的には、個人や世帯の抱える困りごと等の生活課題やそれぞれの地域の状況に応じた地域課題を地域住民や関係者で受けとめ、協力して地域で解決していくこと（地域福祉）、また、生活課題や地域課題と健康問題の関連性に着目し、これらを一体的に捉え、予防的な視点をもって心身の健康保持及び増進を推進すること（地域保健）です。

生活課題や地域課題の解決へ向けた取組や心身の健康づくりに向けた活動等が、住民の生活に密着したより小さな地域から区域、市域を含めてより広域的に重層的*に広がっていくこと、また、その中で住民一人ひとりの思いが引き出されるとともに、生きがいをもっていきいきと自分らしく過ごしていけることを目指します。

*重層的：支援が必要な人を支える制度や活動の守備範囲が重なり合って、そこから抜け落ちる人が少なくなっている状態

(3) 地域福祉保健計画の策定の趣旨

地域福祉保健計画の策定の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化し、合意形成を図りながら推進していくことにあります。

計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、より良いまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていくことができます。

また、これまでの計画推進の中で大切にしてきたことは、「住民主体」と「協働」です。地域の状況に合わせて、より良い地域づくりを進めていくためには、そのまちに住む一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持つこと、そして地域住民や自治会町内会をはじめとする住民組織と、地域にある様々な機関や団体、施設等が協力して地域福祉保健の推進に取り組むことが重要です。

(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携

地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、一人では解決できないことをお互いに助け合う「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。

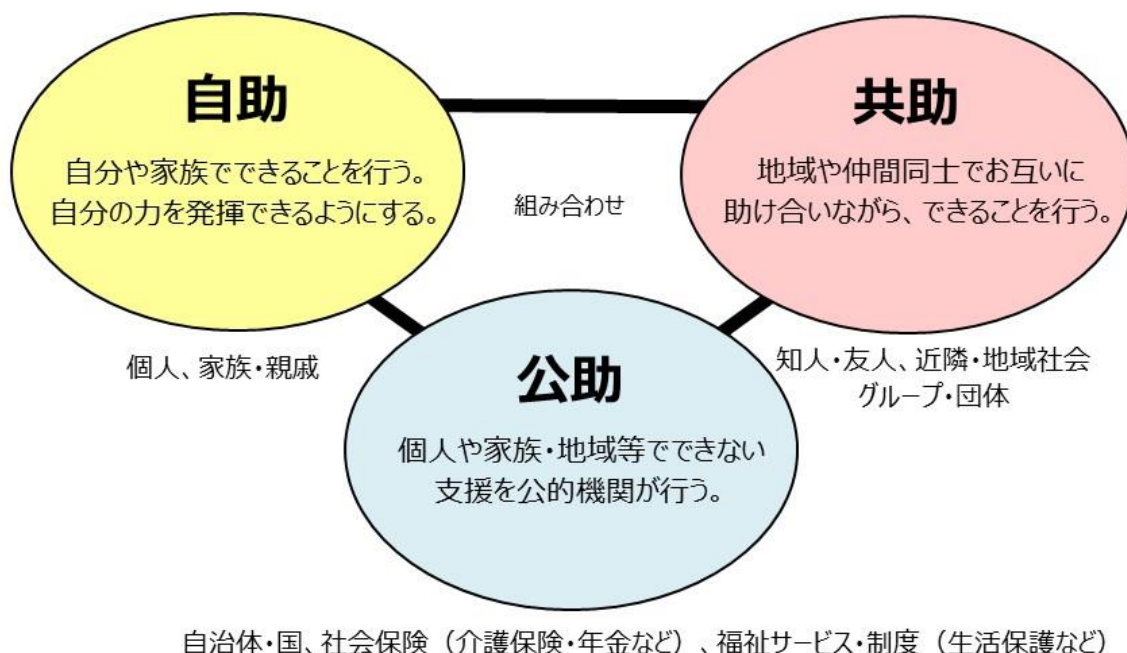
地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連付けながら総合的に取組を進めていきます。

<自助・共助・公助の定義について>

【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

【共助】地域や仲間同士でお互いに助け合いながら、できることを行う。

【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。



2 第3期市計画の概要・振り返り

(1) 第3期市計画のねらい

住民主体と協働による地域福祉保健の推進のため、関係機関等が協働し、地域を支援する体制づくりや様々な活動に取り組むとともに、障害や病気の有無に関わらず、社会の一員として支え合い、互いに尊重し助け合って生きていく地域社会をつくっていくことを目指しました。

また、様々な取組に健康につながる視点や要素を織り交ぜることで、まちづくりを通じて誰もが健康を大切にする社会を目指しました。

そのような社会を実現するために、従来の取組では把握することが困難な対象層を、地域で見守り支援につなげる仕組みづくりを提示しました。

また、幅広い層に向けた啓発と、様々な主体との連携を強化していくような工夫や、地区別計画だけでは解決できない課題について、市域・区域における取組の工夫をすることを提案しました。

(2) 取組の方向性

第3期市計画では以下の方向性のもとに取組を進めました。

- ・地区別計画を基盤として、地域の状況に応じた住民主体の課題解決の取組や地域づくりを更に推進すること
- ・自助・共助・公助の組み合わせにより、身近な地域において多様な主体による見守りや権利擁護等「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」を推進すること
- ・地域への関心を深め、様々な主体が活動に参加できる場づくりを進めることにより「幅広い市民参加による取組」を進めること

(3) 成果

第3期市計画の取組の推進を通じて、以下の成果が得られました。

- ・地域支援の体制づくりが進み、地域の状況に応じた住民主体の取組が進められています。
- ・住民や事業者による日常的な見守り活動、住民を含む関係者による地域の生活課題の把握や解決に向けた検討、市民後見人の養成や受任者への支援等の権利擁護の取組が進んでいます。
- ・新たな拠点やネットワークを活用した取組により、地域でのつながりづくりが進み、多様な主体による地域活動が拡大しています。

(4) 第4期計画に引き継がれる課題

第3期市計画から以下の課題を引き継ぎ、第4期計画で引き続き取組を進めていきます。

- ・自治会町内会圏域等、より住民に身近な地域での取組を推進し、地域福祉保健の取組を充実させていくための支援の基盤づくりを更に推進していくことが必要です。
- ・支援が必要な人を早期に発見し適切な支援につなげられるよう、生活課題・地域課題の把握・解決の仕組みや体制づくりを一層推進していくことが必要です。
- ・幅広い層が社会参加できるよう多様な選択肢の提供や様々な主体の協働による取組が必要です。

3 地域福祉保健を取り巻く状況の変化

(1) 社会状況の変化と「地域共生社会」づくり

少子高齢化や人口減少の進展、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化、非正規雇用の拡大等、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。同時に「社会的孤立」や介護と育児の問題を同時に抱える等の「複合的な課題」、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。

こうした中で、これまで対象ごとに整備が進められてきた公的支援が、今後、様々な課題に包括的に対応していくことが求められています。また、改めて地域を基盤にした支え合いが注目され、福祉保健分野を問わず、様々な主体が協力して課題を解決する力を高めていくことが必要とされています。

国では、このような状況を踏まえ「地域共生社会*の実現」を目標に掲げ、社会福祉制度の改革へ向けた様々な検討が進められています。この改革は、「我が事」と「丸ごと」の2つのキーワードで説明されます。

・「我が事」

家庭の機能低下や、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度の狭間の課題が表面化していることから、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識をもって、課題の解決や地域づくりに主体的に取り組み、つながり支え合う地域を育んでいくこと。

・「丸ごと」

様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られること等を背景に、課題に包括的に対応したり、地域の実情に応じて高齢・障害といった分野を越えた総合的な支援を提供できるようにすること。

*地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域社会にある様々な社会資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(2) 国における法改正・制度の見直しの状況

地域共生社会づくりの考え方や方向性を踏まえ、国では法改正・制度の見直しが行われています。

ア 市町村地域福祉計画

平成 29 年 6 月に改正された社会福祉法では、「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力義務化」等が規定されています。

社会福祉法の改正を受け、国から示された市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは、主に市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制」「就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方」「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り

方」「地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理」等が挙げられています。

また、包括的な支援体制の整備に関する事項についても計画に盛り込むものとしており、各市町村にはこれらを踏まえた計画策定が求められています。

イ 社会福祉法人の地域貢献

平成 28 年 3 月の社会福祉法の改正により、社会福祉法人においては、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されました。これにより、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されています。

ウ 生活困窮者自立支援制度

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方々の早期の自立を支援する第二のセーフティーネットとして制度化されました。

生活困窮の背景にある社会的な孤立に対しては、暮らしの舞台である地域の中で解決を図ることが重要となります。その端緒に気づき、支援につなげる体制、地域の多様な主体の連携による見守りや社会参加の場づくり等に取り組むことが重要とされています。

エ 成年後見制度利用促進基本計画

平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成 29 年 3 月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすいの調和」に取り組むこととされています。また、市町村は、国の計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努めることとなっています。

(3) 横浜市の現状と中期的課題

横浜市では、今後、人口が減少に転じることが予想される一方で、65 歳以上の人口は今後 10 年で急増することが見込まれます。更に、ひきこもりや生活困窮等の支援を要する子どもや若者が増加傾向にあり、生活保護受給者数の増加等の問題も増加しています。

市民意識調査によると地域との関係性について、「困ったら相談したり助け合ったりする」割合は減少傾向にあり、お互いに干渉し合わない関係性が増えています。その一方で、退職後に地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も一定数存在します。

こうした現状の中で、横浜市における中期的課題には、次のようなものが挙げられます。

人口減少	横浜市の総人口は2019年の373万人をピークに減少に転じ、いわゆる人口減少社会が到来します。更に、生産年齢人口はすでに減少が始まっており、将来にわたり減少し続けていくことが予想されています。
少子高齢化	・2025年には65歳以上の高齢者人口が97万人に達し、2030年には100万人を突破、2035年には110万人になると予測されています。一方、子どもの数は、2015年の約47万人に対して2025年には約42万人となり、約5万人の減少（約9%減）が見込まれています。 ・高齢者人口の増加に伴い、2015年に比べ2025年には要介護認定者数、認知症高齢者数がともに約1.4倍に増加することが見込まれており、それ以降も支援を要する高齢者は増加するものと考えられます。 ・横浜市の合計特殊出生率は、ここ数年微増傾向にありますが、全国より低い値であり出生数も減少傾向です。依然として少子化の現状は変わっていません。
社会情勢・世帯構成の変化	・支援を要する高齢者の増加や保険制度改革等により、施設入所や入院による対応は、より重度の高齢者のみとなり、支援を要する人の生活は地域へ移行していきます。 ・一方で、それを支えることが期待される地域社会では、人口減少・少子高齢化社会の進展に加え、単身世帯の増加、家族形態の変容、価値観の多様化、自治会町内会加入率の減少等により担い手が不足し、地域で支援を要する人の生活を支えていく力は脆弱になることが見込まれます。
複合的な課題の増加	近隣との関係性の希薄化が課題となっており、社会的孤立や、それを背景とする潜在化・深刻化した問題を抱えた世帯も地域に存在し、今後増えていくことが考えられます。こうした地域にある問題は高齢者に限らず、中高年のひきこもりと高齢の親という8050問題や育児と介護の同時進行を意味するダブルケア、生活困窮、子どもの貧困、いわゆるごみ屋敷の増加等、多世代にわたる複合的な課題が増えてきています。

このような状況を踏まえ、第4期市計画は、分野を横断的につなぐ特徴を捉え、各取組を推進していきます。

加えて、様々な課題をできるだけ地域で受けとめ、解決を図ることができるよう、①より住民の生活に近い地域で活動を高めて基盤を強化すること、②必要な人に支援が届く仕組みづくりを更に広げること、③地域の人々が協働して地域課題の解決を通じた地域づくりを進めていくことを重点として具体的な取組を進めていきます。

4 計画の構成について

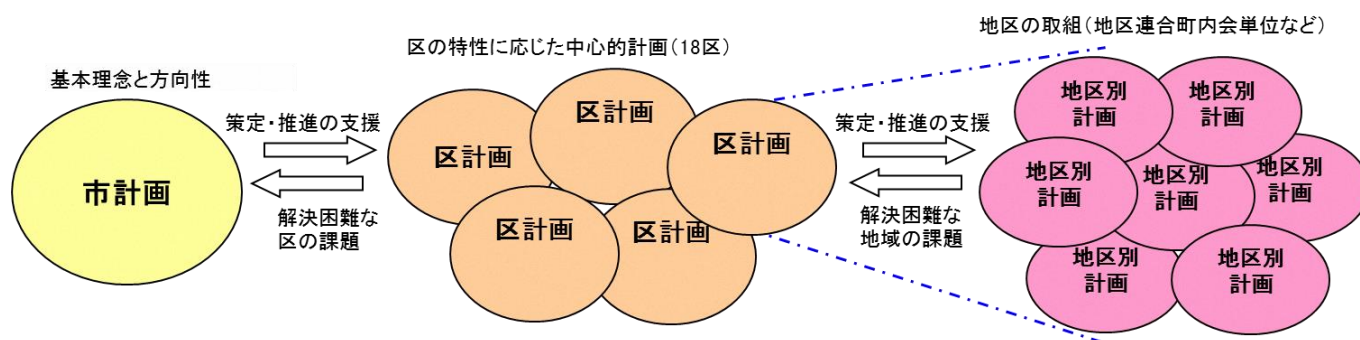
(1) 市計画・区計画・地区別計画の関係

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び地区別計画で構成しています。

政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期計画から各区で地区別計画を策定・推進しています。

	市 計 画	区 計 画	
		区（全体）計画	地区別計画
位置付け	基本理念や市としての方向性を示すことにより、区計画の推進を支援する計画	区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画	地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザと協働して策定・推進する計画
盛り込む内容	- 分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組 - 区計画を進めるために必要な市や市社協による支援策、区域で解決できない課題に対する市域での取組 - 市民の活動の基盤整備に関する取組	- 地域福祉保健に関する区の方針 - 地区別計画の活動を支える取組 - 区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組	- 住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組 - 地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支え合いや健康づくりの取組 - 支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組

<市計画・区計画の関係性(イメージ図)>



＜市計画・区計画の計画期間＞

	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
市計画	第1期(H16～)				第2期					第3期					第4期					第5期			
活動計画 (市社協)	第3次					第4次					第5次					第6次					第7次		
区計画	第1期※1					第2期					第3期					第4期					第5期		
	第1期※2					第2期					第3期					第4期					第5期		

※1 鶴見/神奈川/西/南/青葉/栄/泉

※2 中/港南/保土ヶ谷/旭/磯子/金沢/港北/緑/都筑/戸塚/瀬谷

(2) 圏域の考え方

ア 地域福祉保健計画における圏域の考え方

横浜市は人口 370 万人の大都市であり、市の中でも地域により生活上の課題等が異なっているため、一律での計画づくりだけでは、課題解決を進める上で十分とはいえない状況にあります。住民が地域生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次の 6 層に分けられます。

＜地域福祉保健計画における 6 層の圏域＞

圏域		圏域の考え方
1 層	近隣 自治会町内会の班（組）程度	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常生活支援等を行う基礎的な範囲。
2 層	自治会町内会 人口平均 1,300 人程度	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンション等もこの範囲。
3 層	地区連合町内会 人口平均 15,000 人程度 253 地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社協を組織し、活動を行っている圏域。
4 層	日常生活圏域(中学校区程度) 人口平均 25,000 人程度 地域ケアプラザ(146 圏域)	地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等、身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている圏域。
5 層	区域（18 区） 人口 10～35 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社協をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心に 1～4 層で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
6 層	市域 人口 370 万人	市全域を対象とした、総合的な地域福祉保健の取組を推進する圏域。

イ 地区別計画における圏域の考え方

地区別計画の圏域については、これまでの各区での計画策定・推進状況を踏まえ、地区連合町内会の圏域を基本とします。また、地区連合町内会に加入しない自治会町内会や、地域ケアプラザが設置されていない地区等もあるため、計画策定・推進の圏域は、集合住宅の団地、マンション管理組合、単位自治会町内会等、地域の状況に応じて住民との話し合いの中で柔軟に設定することも可能です。

＜地区連合町内会のエリアを地区別計画の基本の圏域とする理由＞

その地域を知る人が集まり、話し合い、活動できる範囲として単位自治会町内会が考えられますが、小規模の自治会町内会だけでは解決できない課題も考えられます。

横浜市では、他都市と比較して地区連合町内会が組織的な活動を展開していること、おおむね地区連合町内会の圏域で地区社協が結成されていること、自治会町内会同士が支え合う関係を期待できること等から、地区連合町内会の圏域を基本の圏域としています。

ウ 取組の特性に応じた圏域の考え方

日常生活の支え合いは、範囲が小さいほどお互いの顔や名前もわかりやすく、日常生活の延長上でできることは継続しやすいため、近隣や自治会町内会のエリア程度が望ましい単位と考えられます。子育てサロン、高齢者のサロン、配食サービス等の活動は、自治会町内会等の圏域で活発に行われている場合が多く見られます。

しかし、複雑な課題や近隣等の小さな範囲では解決することが難しい課題もあります。また、近隣には自分のことを知られたくない、個人的な問題には関わってほしくないといった理由から、あえて広域で活動している団体を選ぶ人もいます。更に、交通網の発達やインターネットの普及等で従来の圏域を越えた活動が広がり、同好の仲間がサークルをつくる等、共通のテーマに基づく広域の活動団体（ボランティアグループや当事者活動団体等）も生まれています。

こうした生活の圏域を越えた区域や市域で活動する人、広域の活動団体が多数存在するのも都市部の特徴のひとつであり、取組の特性に応じて広域の活動団体と連携を図ることも有効です。

5 第4期市計画について

(1) 計画の位置付け

ア 市の基本構想・中期計画との関係

(ア) 横浜市基本構想（2025年頃を展望した都市の姿）との関係

横浜市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が希望をもって生活できるよう、今後のおおむね20年を展望した市政の根本となる指針として、平成18年度に「横浜市基本構想」（長期ビジョン）（以下、「基本構想」といいます。）を策定しました。

基本構想では、「これからの20年で横浜が目指す都市の姿＝市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を都市像として掲げました。地域課題や社会的な課題に対して、市民と行政が協働し、互いの特性を生かした取組を進め、多様なニーズにきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指としています。

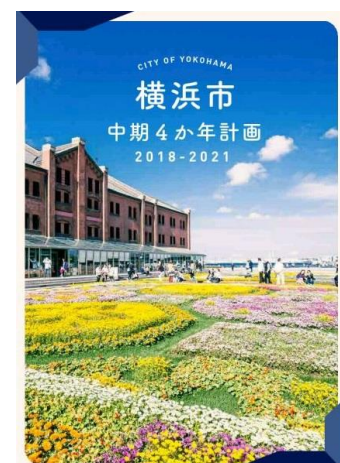
地域福祉保健計画は、基本構想を上位計画とし、基本構想で掲げる都市像を支える5つの柱の一つである「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を実現するための計画という性質を持ちます。

(イ) 横浜市中期4か年計画との関係

横浜市では、将来に向け横浜を更に飛躍させていくために、2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間で重点的に推進すべき38の政策を取りまとめた「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」を平成30年度に策定しています。

その中の政策14「参加と協働による地域福祉保健の推進」及び政策33「参加と協働による地域自治の支援」において、市民主体の地域運営を進めるとともに、地域福祉保健計画を引き続き推進することにより、地域福祉保健活動のための基盤づくりを進めていくことが位置付けられています。

そのため、「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」と本計画を相互に連動させながら取組を進めていきます。



イ 福祉保健の分野別計画、関連する分野

横浜市では、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、次のようなものを策定しています。

- ・よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
（老人福祉法、介護保険法）
- ・横浜市障害者プラン（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法）
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法）
- ・健康横浜21（健康増進法）

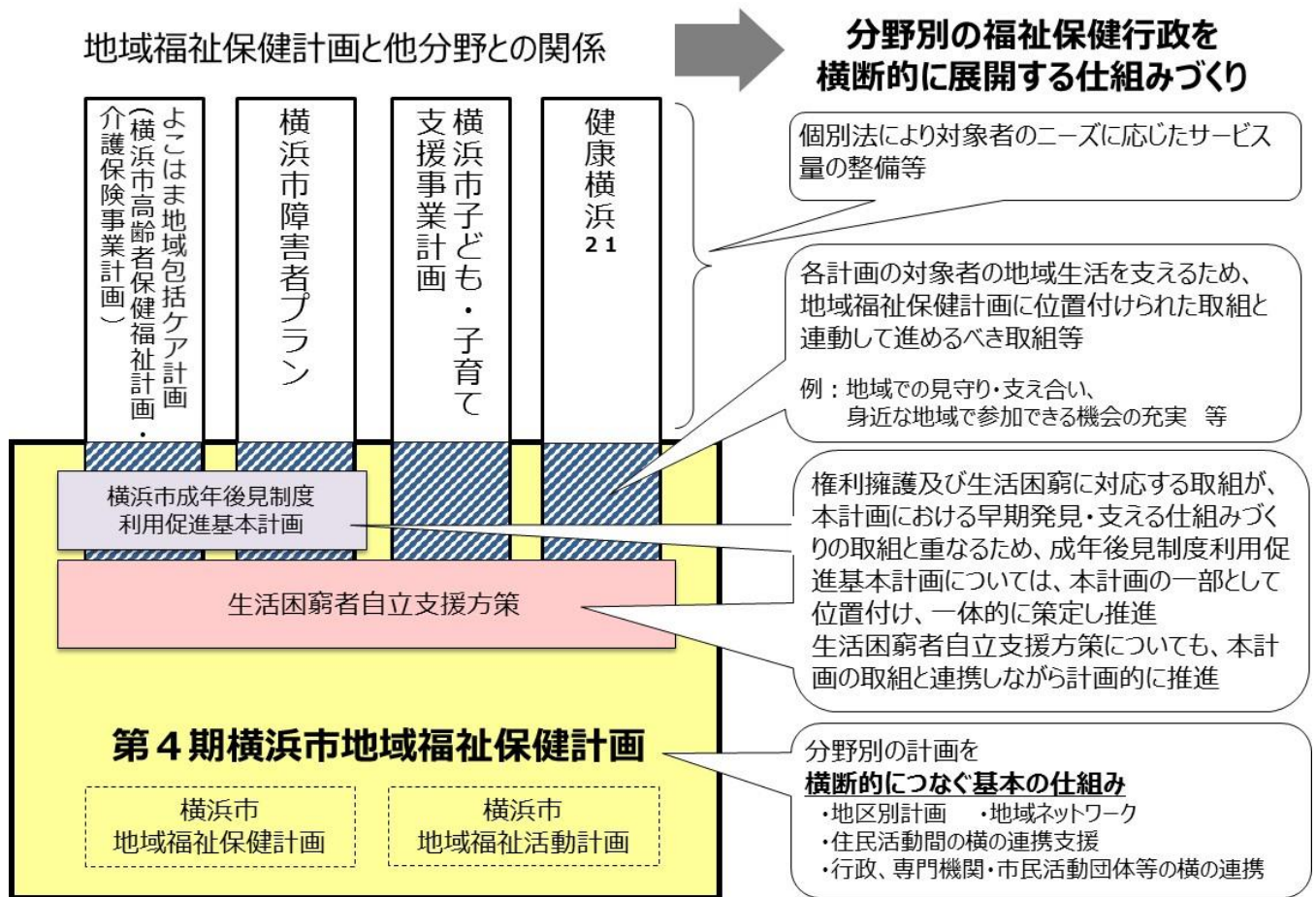
地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

分野別計画で示している対象者の地域生活を支えるための事業や支援については、地域福祉保健計画においても住民と協働して取り組んでいきます。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このため、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、継続性といった視点で捉え、それぞれを関連付けて行う必要があります。様々な地域生活課題に地域が主体となって取り組んでいけるよう、関連する行政分野との連携を重視し、取組を進めていきます。

なお、権利擁護及び生活困窮に対応する取組が、本計画における早期発見・支える仕組みづくりの取組と重なるため、成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置付け、一体的に策定し推進します。また、生活困窮者自立支援方策についても、本計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

＜他プランとの関係性＞



＜他プランの計画期間について＞

分野	計画名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
市全体	中期4か年計画	2014-2017	2018-2021							
地域福祉	地域福祉保健計画	第3期	第4期						第5期	
	成年後見制度 利用促進基本計画			※ 地域福祉保健計画と一体的に策定						
高齢	横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期	第7期			第8期			第9期	
障害	障害者プラン	第3期				第4期				
子ども	横浜市子ども・子育て支援事業計画	第1期								
保健	健康横浜2 1	第2期								

＜横浜市地域福祉保健計画と他分野の関係性 イメージ図＞

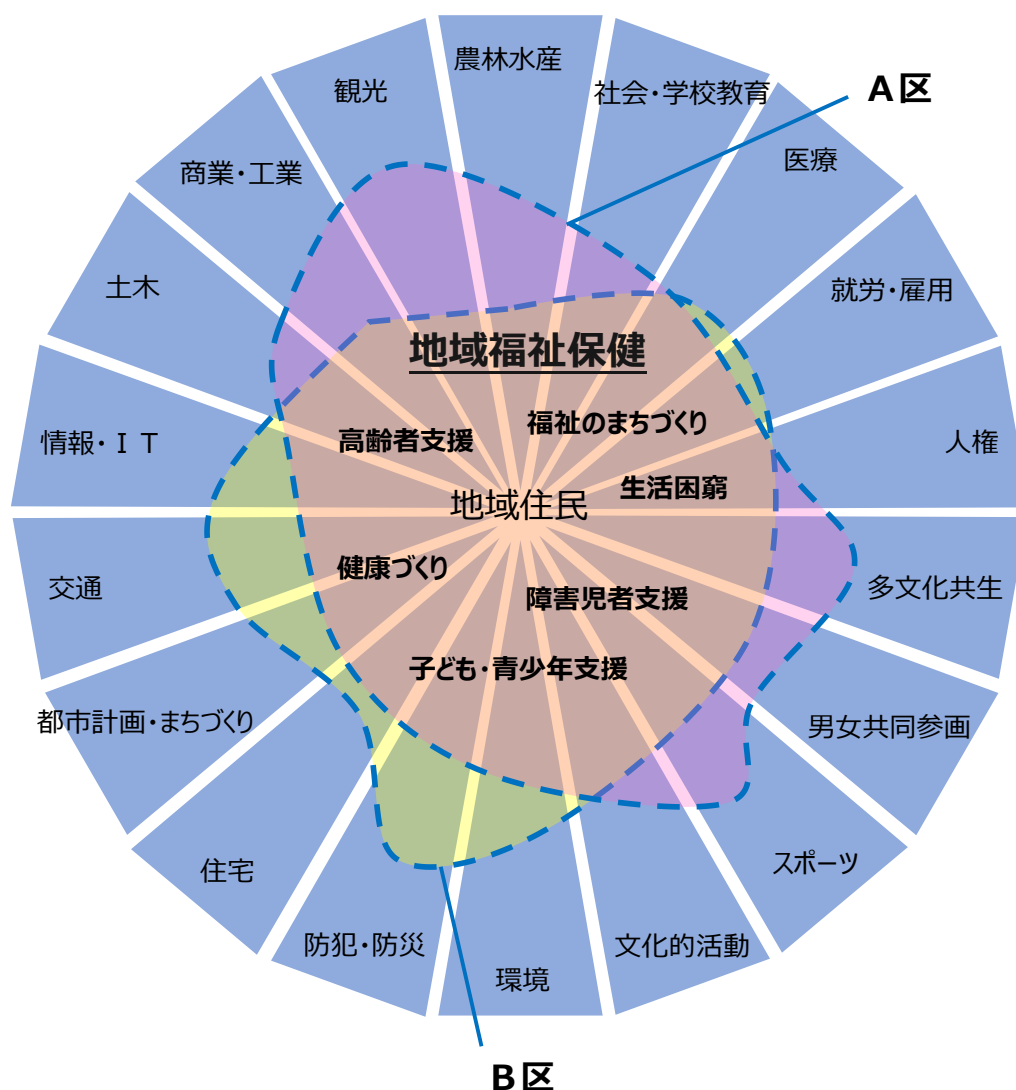
地域でおきる様々な困りごと（地域課題）は、視点によっては都市計画や交通問題等、全ての分野が地域福祉保健（計画）の対象となります。

例えば、ごみの分別ができていないという「環境」の課題が、ルールを守らないというマナー違反によって発生している場合もあれば、認知症等によりルールが認知・実行できない高齢者が多いという場合もあり、これは地域福祉保健の視点で考えていく課題となります。

また、バスが減便され困っているという「交通」の課題も、地域交通のネットワークの視点で考える場合もあれば、それによって移動が困難な方の買い物や通院が困難になるという視点からは、地域福祉保健の課題・取組として考えていく課題となります。

更には、地域の中で多くの空き家が発生し解消されない課題について、これを「防犯・防火」や「都市計画・まちづくり」の課題と考える場合もあれば、空き家を地域福祉保健活動の拠点として再利用するという視点からは地域福祉保健の課題・取組として考えていく課題にもなります。

従来、地域福祉保健が担ってきた住民と協働して課題を解決するという方法を、環境問題や地域のまちづくりでも推進していくために、様々な分野の施策が連携して地域の生活課題を解決する姿勢が大切です。ただし、地域の課題の状況は各区・各地区により異なるため、地域福祉保健計画に取り上げる課題の優先順位や目標は、地域により異なる場合もあることに留意が必要です。



<福祉保健の分野別計画（抜粋）>

よこはま地域包括ケア計画～第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～
2018（平成30）年度～2020（平成32）年度

▶基本目標

ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる

「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

▶基本的な方向

Ⅰ 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

- 誰もが、いつになっても、その人に合う役割を持ち、地域の担い手となることができるよう、「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます。
- 地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携した包括的な支援体制により、活動や支援が充実した地域づくりを進めます。

Ⅱ 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても地域で安心して生活できるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携等、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

Ⅲ 認知症にやさしい地域を目指して

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。
- 認知症の人や家族のニーズを踏まえ、本人の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

Ⅳ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 要介護高齢者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の大幅な増加が見込まれる中で、多様なニーズに対応し、個々の状況に応じた選択を可能とするため、必要な施設や住まいを整備します。
- 施設・住まいに関する相談体制の充実を図り、個々の状況に応じたサービスが選択できるよう支援します。

Ⅴ 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。

Ⅵ 地域包括ケア実現のために

- 市民に分かりやすい情報の発信や介護サービスの適正な提供・質の向上等、横浜型地域包括ケアシステムを支える基盤整備を進めます。

▶保険料の推計

介護サービス量等の見込み・保険料の設定等



＜地域包括ケアシステムと横浜市地域福祉保健計画との関係について＞

地域包括ケアシステム構築のため、特に住民主体で行う高齢者を対象とした取組は、**地域福祉保健計画に位置付けられた様々な取組と連動**させながら、中長期的な視点で進めていきます。

地域包括ケアシステムの介護・医療・介護予防・生活支援・住まいの5分野のうち、特に介護予防・生活支援分野は、地域福祉保健計画の中でも、自治会町内会等住民と協働して取り組んでいるものが多くあります。

一方、介護・医療分野では専門職間の連携や多様な主体によるサービス・支援の提供体制の構築が、施設・住まい分野では、行政や民間事業者、NPO 法人等と連携した取組が必要になります。

これまで、地域福祉保健計画の推進により築いてきた、様々な福祉保健活動は横浜の財産です。

こうした礎をもとに、地域包括ケアシステムに向けた取組を進めることで、地域活動が活性化し、双方の充実が図られることを目指します。



横浜市障害者プラン（第3期）

2015（平成27）年度～2020（平成32）年度

▶基本目標

「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」

▶テーマ別取組内容

- テーマ1 出会う・つながる・助け合う
普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策
- テーマ2 住む、そして暮らす
住まい、暮らし
- テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす
健康・医療、バリアフリー、権利擁護
- テーマ4 いきる力を学び・育む
療育、教育、人材の確保・育成
- テーマ5 働く、活動する、余暇を楽しむ
就労、福祉的就労、日中活動、移動支援、文化・スポーツ・レクリエーション



横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～

2015（平成27）年度～2019（平成31）年度

▶ 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

▶ 子ども・青少年への支援：子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

- ・乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
- ・学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
- ・障害児への支援
- ・若者の自立支援の充実

▶ 子育て家庭への支援：出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

- ・生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- ・地域における子育て支援の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

▶ 社会全体での支援：

- 自助・共助・公助の意識を大切に、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる
- ・児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
- ・ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進



第2期健康横浜21

2013（平成25）年度～2022（平成34）年度

▶ 基本理念

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

▶ 基本目標

10年間にわたり健康寿命を延ばします。

▶ 取組テーマ

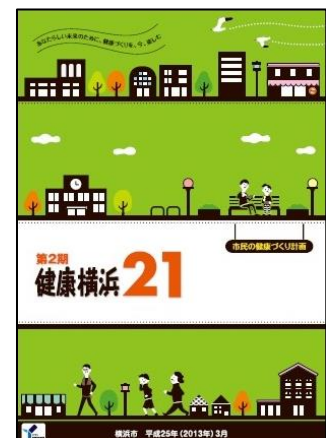
1. 生活習慣の改善
2. 生活習慣病の重症化予防

▶ 第2期計画の特色

- その1 ライフステージに合わせた取組を行います
- その2 「きっかけづくり」と「継続支援」を目指した取組を進めます
- その3 区の特性をふまえ、さまざまな関係機関・団体と連携した取組を進めます

▶ 平成29年度の間評価結果を踏まえ、特に強化していく取組

- ・生活習慣病対策の強化
- ・生涯を通じて自立した生活を送るための体づくり
- ・受動喫煙防止対策の強化
- ・こころの健康づくりの推進



(2) 計画期間

2019（平成 31）年度から 2023（平成 35）年度までの 5 年間とします。

(3) 基本理念

第 3 期市計画を引き継ぎ、計画推進を通じて目指す目標像を基本理念として、次のように設定します。

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

(4) 計画の基礎となる共通の考え方

計画の基礎となる共通の考え方を、社会の情勢等を踏まえ大きく 3 つに整理しました。

ア 誰もがお互いに認め合い、安心して暮らせる社会を目指します。
地域には様々な立場や背景のある人が存在しています。真に支え合える地域を実現するためには、誰もが同じ地域の仲間として受け入れられることが基本です。また、市民一人ひとりが多様性の理解を広げ、立場や背景を越えてつながり、お互いを認め合うことが大切です。
誰もが地域のつながりの中で自分らしくいられる地域社会を目指します。
イ 誰もが地域と関わりながら、お互いに支え合い、健やかに暮らせる社会を目指します。
地域や人とのつながりから広がった住民同士の見守りや支え合いの取組は、身近な生活上の課題に対するいち早い解決に向けた基礎となります。
また、誰もが健やかに暮らせるまちの実現に向けて、一人ひとりが健康に過ごしていくための取組を進めていくことが重要となります。一人ひとりの心身の健康は、自らが健康づくりに取り組むことに加え、社会や人とのつながりを通して自分の居場所や役割を発見することで、生きがいや心の豊かさが醸成されることによってもたらされるものです。
地域住民及び団体が、お互いに支え合い、誰もが健やかに暮らせる社会を目指します。
ウ 地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。
困りごと（生活課題）を抱えている人に対して、住民それぞれが他人事ではなく、困ったときはお互いさまの気持ちで、自分にできることを行うことが重要です。
また、地域住民や関係団体だけでなく、施設や企業、商店、NPO 法人、学校等が、地域と連携・協働することで、より幅広く課題に対応することができます。生活課題及び地域課題を「我が事」として捉え、様々な主体が連携し、それぞれの力を生かし解決していける社会を目指します。

(5) 第4期計画の5つの特徴

- より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進
- 人材の確保・育成
- 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり
- 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進
- 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

ア より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進

区役所・区社協・地域ケアプラザの連携による地域への支援については、地区連合町内会圏域で策定された地区別計画に基づいて行われています。一方で、地区連合町内会の中でも地域状況に差があるため、地域の課題を自治会町内会単位で捉え、住民が取り組む地域の活動も自治会町内会を単位として実施されているものもあります。

既に、区社協や地域ケアプラザによる地域活動の支援も自治会町内会圏域が中心になりつつあることを踏まえ、より住民に身近な地域の活動を支援できるよう必要な取組を進めていきます。

イ 人材の確保・育成

自治会町内会や地域活動における担い手不足については、いずれの地域においても課題となっており、地域で活躍できる担い手の育成について継続して取り組んでいく必要があります。人材育成については、これまでも市計画で取り組んできていますが、第4期市計画では、人材づくりを地域福祉保健の推進における最重要項目の一つとして計画に位置付けます。支援機関の職員や地域活動者・団体だけでなく、より幅広く市民一人ひとりに焦点を当て、地域の人材づくりを進めます。

ウ 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり

日々の生活の中で、家族の助けを借りながら、自立した生活を送る力を高めることが大切です。一方で、社会的に孤立している人や支援を必要としている人にとっては、自立した生活を送ることが難しい場合が多いため、地域の人とお互いに支え合いながら自立を目指すことが重要です。

本計画では、「支え手」と「受け手」が固定されない、全ての人に役割がある場や機会の創出、地域の多様な主体の連携・協働を通じた地域づくりへの主体的な関わりの促進等、地域共生社会の実現に向けた考え方を重点項目の方向性や具体的な取組に反映します。

また、従来の取組では気づくことが困難であった、社会的孤立や生活困窮等を抱え、支援を必要とする人に気づき、支える仕組みを検討します。

エ 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進

地域福祉保健活動の裾野を広げるため、多様な価値観に合わせた選択肢の提案等を通じて市民をはじめとする多様な主体の幅広い参加を一層促します。複雑・多様化する地域の課題に対応するため、第3期まで推進してきた「幅広い参加」、「関係づくり」を更に進め、地域住民・組織、施設、企業、NPO法人、学校等、地域に関わる多様な主体が連携・協働して必要な活動に取り組めるよう支援します。

また、社会福祉法人については、社会福祉法の改正により今後更に公益的役割を果たすことが期待されています。社会福祉法人が地域貢献を行うために必要な支援についての方向性を示し、具体的取組として盛り込みます。

オ 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

成年後見制度が必要な人や生活困窮者を早期に把握し支援する取組が、本計画における早期発見・支える仕組みづくりの取組と重なるため、成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置付け、一体的に策定し推進します。また、生活困窮者自立支援方策についても、本計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

なお、生活困窮者自立支援方策の方向性（総論）については、平成27年度より開始された生活困窮者自立支援制度の理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を本計画の推進の柱や重点項目の中に盛り込み、地域における生活困窮者の早期発見や社会参加の促進を図ります。

(6) 市民の皆様と共に取り組んでいくこと

ア 地域福祉保健の推進に市民参加が求められる背景

横浜市には多様な人材と活発な市民の力があります。これまでもこの市民力を生かして、市民と市民が、あるいは市民と行政が協力し地域の課題解決に取り組んできました。今後も市民だけでなく地域の様々な関係機関や担い手が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めていきます。

地域の中では、ある場面で支援を受けている人が別の場面では支援を行うというお互いさまの関係づくりが、住民同士の相互理解、信頼感、地域の安心感を高めていきます。それは同時に、それぞれの生きがいや健康維持にもつながっていくものです。

しかしながら、近隣との関係の希薄化が進む中では、支えられる側が支える側になるという双方向の関係性はなかなか深まるものではありません。まずは、自分や自分の家族について関心を向け、問題を解決していくことから始めることが重要となります。そして自分に関心を持つと同時に、近隣の人々や地域についても関心を向け、それぞれができることを生かして役割を分担・連携し、協働していくことによって、地域福祉保健を推進していくことができます。

例えば、人は誰も自身の問題や課題を家族等と一緒に乗り越えてきた経験があります。その経験をもとに「他の人はどのように乗り越えるか」「この問題だったら他の人にアドバイスができる」といったことから地域を

考える契機となることがあります。また、家族が少なくなり、自分の家で「地域が交流できるサロンを開いてみたい」といった積極的な考えが生まれることがあります。

そうした考えと地域の課題（地域住民とつながりが薄く、周りに関わりたがらない人が多い等）とが結びつき課題解決につながる事が非常に重要なポイントになり、更に、そういった姿を地域で共有することでそれまで関わってこなかった地域住民を巻き込むきっかけにもなります。これらが重なり合うことで、少しずつ、地域のことを「自分ごと」として認識していく意識の醸成につながります。

イ 市民の皆様伝えたいこと

地域福祉保健を進めていくには、市民一人ひとりが、自助の力を高めていくことが求められます。「自助」とは自分や家族ができることを行い、自分の力を発揮し自己決定することで、必ずしも人の助けを借りずに自立することではありません。日頃から隣近所にあいさつをすることや、困ったときには助けを求められる関係を日頃からつくっておくこと、お互いに支え合いながら生活していくことも自助といえます。また、日常生活を送るうえでは、自分のやりたいことを自分で決定し実行していくことが重要ですが、その前提として、心身ともに良い健康状態を保つことが重要です。

困りごとを抱えている人に早期に気づくためには、その人自身が自ら声をあげ課題解決していくことも重要ですが、中には自ら声をあげることが困難な人もいます。「何か様子がおかしい、気になる」と感じた人から声をかけ話を聞くこと等をきっかけに、深刻化する前の早い段階で課題解決につなげることができます。

地域をより良いものとするため、地域の課題を「自分のこと」として課題の解決に関わるとともに、日常的なつながりの構築のため、地域活動やボランティア活動等に対する理解を深め、地域づくりに参画することが期待されます。また、「自分のこと」として認識した地域の課題に地域住民と一緒に解決に取り組むことで、今まで関心のなかった人が「自分も手伝えることができた」という気持ちに変わり、少しずつ「何かができるかもしれない」という意識に変わっていきます。こうした積み重ねによる気づきと学びが地域社会との関わりの一歩となり、地域づくりにつながっていきます。

一人ひとりが一緒に地域をつくっていくことで、人と人がつながり、お互いに支え合い、安心して自分らしく健やかに暮らせる社会を目指していきましょう。

ウ 行政・社協・地域ケアプラザの役割

地域福祉保健の推進に当たり、行政・社協・地域ケアプラザは、生活課題や地域課題の解決へ向けたコーディネートを中心に担います。地域課題が多様化・複合化する中で、連携による取組がますます重要となってきました。

各組織の内部や職種間、事業担当者間の連携を強化し、分野横断的な体制を整えながら、地域の中で本人に寄り添い解決に導く個別支援と、地域の課題を地域住民等と共有し解決に向けて取り組む地域支援を連動させ、課題解決へ向けたネットワークづくり、仕組みづくり、人材育成等に取り組めます。

各区、各地区で地域福祉保健計画を推進していく際も、区役所・区社協・地域ケアプラザの三者が連携しながら、それぞれの役割を果たしています。

(ア) 区役所

各区の地区連合町内会単位で配置する地区別支援チームや地区担当制等、部や課の垣根を越えて職員が連携できるよう横断的な「地域と向き合う体制」を整備し、各地区別計画の策定・推進等、地域支援に取り組んでいます。また、福祉保健センターは、福祉と保健の統合のメリットを生かし、区域の福祉保健全体を俯瞰しつつ下支えていく役割をもつ、地域福祉保健の総合的な第一線機関です。福祉保健センターは総務部及び土木事務所と連携を図りながら、総合的に地域福祉保健計画を進めるうえで中心的な役割を担います。区役所は、地域とともに取組を進めてきた実績と地域福祉保健計画策定・推進のための組織・体制等を基盤に、個別支援を通して把握した地域課題や潜在的な課題も認識しながら取り組みます。

(イ) 区社協

地域住民や様々な団体・施設・関係機関等の参画を得て、地域の生活課題の把握とその解決の仕組みづくりを進めていく地域福祉の推進役として法的にも位置付けられた組織であり、その事務局を担う職員は地域支援の専門性を有しています。高い公共性を持ちつつも民間組織であることを生かし、開拓性・即応性・柔軟性をもって地域支援に取り組みます。

(ウ) 地域ケアプラザ

横浜市では地域ケアプラザを地域に身近な福祉保健活動の拠点として位置付けているため、区計画及び地区別計画の策定・推進について区役所・区社協とともに取り組んでいます。地域ケアプラザは、寄せられたあらゆる層の人の相談を受け止めており、これらの相談を通して様々な個別課題を把握するとともに、日常業務や地域住民とのつながりを通して豊富な地域情報を把握しています。個別課題にとどまらず地域の課題を把握し、課題解決に向けた活動を行うとともに、それらの活動をつないで、地域の中で見守り、支え合う仕組みづくりを行う等、地域支援の中核的な役割を担います。

エ 行政・社協・地域ケアプラザと市民との関係

市民と支援機関である行政・社協・地域ケアプラザは、協働する中でお互いに刺激を受けて更に良い成果を生み出していくことが可能となります。地域づくりは支援機関だけで行うことは難しく、また、公的なサービスでは解決が難しい課題にあっては、市民に協力を求めることもあります。

支援機関は地域課題解決のため、地区連合町内会及び地区社協等との協働により、地域住民による主体的な課題解決の取組が進むよう、連携して支援する体制づくりを進めます。

更に、支援機関には、支援を必要としている人への支援だけでなく、地域で起きる様々な課題を「自分のこと」として受け止めていく地域住民の意識の醸成や、市民の願いや思いから地域課題に気づき、解決につながるような支援も求められています。

第2章

推進のための取組

1 第4期計画の方向性

(期間：2019（平成31）年度～2023（平成35）年度）

名称：第4期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

< 基本理念 >

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

推進の柱 1

地域福祉保健活動推進の ための基盤づくり

- ◆住民のニーズや生活により身近な自治会町内会圏域の活動の拡充を支援する取組を推進します。
- ◆地区連合町内会及び地区社協を支援し、課題に応じた総合的かつ重層的なネットワークの構築を進めます。
- ◆住民が信頼でつながることができるよう福祉意識の醸成に取り組みます。
- ◆区役所・区社協・地域ケアプラザの組織内及び相互連携を一層強化します。

推進の柱 2

身近な地域で支援が届く 仕組みづくり

- ◆身近な地域での多様な主体と関係機関との連携・協働により、課題の把握から解決までの取組が一体的かつ重層的に機能する仕組みづくりを進めます。
- ◆本計画と一体的に推進する成年後見制度利用促進基本計画の権利擁護が必要な人を支援する取組を推進します。
- ◆健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。

推進の柱 3

幅広い市民参加の促進、 多様な主体の 連携・協働の推進

- ◆地域でつながる機会の拡大や多様な選択肢の提案等を通じて、幅広い市民の参加を一層進めます。
- ◆社会福祉法人をはじめ、施設、企業、NPO 法人、学校等、多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

計画の基礎となる共通の考え方

- ① 誰もがお互いに認め合い、安心して暮らせる社会を目指します。
- ② 誰もが地域と関わりながら、お互いに支え合い、健やかに暮らせる社会を目指します。
- ③ 地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり		
＜柱 1-1＞ 地域力（地域の強みを生かした課題解決力）の向上に向けた支援の充実		
	1-1-1	区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり
	1-1-2	地域の特性を踏まえた地域支援の促進
＜柱 1-2＞ 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援		
	1-2-1	地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充
	1-2-2	活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実
＜柱 1-3＞ 誰もがお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成		
	1-3-1	多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり
	1-3-2	住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり
＜柱 1-4＞ 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり		
	1-4-1	地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり
	1-4-2	地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上
	1-4-3	活動資源を確保するための支援
推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり		
＜柱 2-1＞ 見守り・早期発見の仕組みづくり		
	2-1-1	見守りの輪の拡大
	2-1-2	気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくり
＜柱 2-2＞ 連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実		
	2-2-1	地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支え合う仕組みづくり
	2-2-2	地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり
＜柱 2-3＞ 身近な地域における権利擁護の推進		
	2-3-1	関係機関等と連携した権利擁護の推進
	2-3-2	成年後見人等への支援の促進
＜柱 2-4＞ 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実		
	2-4-1	地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進
＜柱 2-5＞ 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり		
	2-5-1	必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進
推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進		
＜柱 3-1＞ 幅広い市民参加の促進		
	3-1-1	地域でつながる機会の拡大
	3-1-2	社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施
＜柱 3-2＞ 多様な主体の連携・協働による地域づくり		
	3-2-1	社会福祉法人の地域貢献の推進
	3-2-2	企業、NPO 法人、学校等との連携強化
＜柱 3-3＞ 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり		
	3-3-1	新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供

2 第2章の見方

例示

推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

◆重点項目<柱1-1>

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

現状と課題

地域支援の体制づくり

- ◆第2期市計画以降、地区別計画が全地区で策定・推進されています。区役所・区社協・地域ケアプラザ等の～
地域の特性に合わせた支援
- ◆地区別計画を通じて、地区連合町内会や自治会町内会等、それぞれの圏域に合わせた活動が～

柱1-1-1

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり

柱1-1-2

地域の特性をふまえた地域支援の促進

「重点項目」を進めるための取組

目指す姿

現状、課題を踏まえ、計画年度内の地域のあるべき姿

◇支援機関が、自治会町内会等、より地域住民の生活に近い地域の状況に合わせて活動を支援し、地域住民と関係機関等との協働による～

重点項目1-1活動指標	現状値(平成29年度末)	目指す方向性
災害時要援護者支援の取組を実施している自治会町内会の割合	85.1%	↗

「重点項目」の「目指す姿」に対応する取組で、数値で表せるものを「活動指標」として各重点項目に1～2つ設定し、現状値(平成29年度末)と5年間で目指す方向性(増加↗、維持→)を示しています。活動指標の動向は計画の評価の一つとして生かします。

◆重点項目<柱1-1>

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

<柱1-1-1>

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり

区役所・区社協・地域ケアプラザが地区別支援チームとしての地域に対する役割を一層発揮できるよう支援します。～

主な取組

支援体制の充実

- 区役所・区社協・地域ケアプラザが、地区別支援チームとして地域の課題を住民目線で捉え、支援者として関わるスキルを身につけるための研修の検討と実施<市>

関係機関の連携強化

- 地域共生社会の実現に向けた、地域を「丸ごと」*支える包括的な相談、支援の推進<市>

*「丸ごと」については第1章5頁参照

区域の取組を推進、支援、補完するような、市、市社協がそれぞれ進める取組内容を記載

第2章

推進の柱 1

地域福祉保健活動推進
のための基盤づくり

推進の柱 1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり		
<柱 1-1> 地域力（地域の強みを生かした課題解決力）の向上に向けた支援の充実		
	1-1-1	区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり
	1-1-2	地域の特性を踏まえた地域支援の促進
<柱 1-2> 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援		
	1-2-1	地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充
	1-2-2	活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実
<柱 1-3> 誰もがお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成		
	1-3-1	多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり
	1-3-2	住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり
<柱 1-4> 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり		
	1-4-1	地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり
	1-4-2	地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上
	1-4-3	活動資源を確保するための支援

推進の柱 1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

◆重点項目＜柱1-1＞

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

現状と課題

地域支援の体制づくり

- ◆第2期市計画以降、地区別計画が全地区で策定されています。区役所・区社協・地域ケアプラザ等の支援機関が、地区別計画の推進を通じて、地域を支援するとともに、住民との協働による課題把握・解決への取組を進めています。
- ◆地域における課題は多岐にわたるため、区役所・区社協・地域ケアプラザの組織間だけでなく、組織内の部署間・職種間でも一層連携し、総合的かつ継続的に地域に関わることが重要です。

地域の特性に合わせた支援

- ◆地区別計画を通じて、地区連合町内会や自治会町内会等、それぞれの圏域に合わせた活動が行われています。その中で、自治会町内会等の住民の生活により身近な地域の状況に合わせた取組が有効であることが分かっています。
- ◆地域における取組を実行性の高い効果的なものとするため、支援機関が住民の生活により近い地域で、地域の特性やニーズに合わせて住民の活動が充実するよう支援し、課題解決に向けて地域住民や関係機関等と協働していくことが重要となります。

柱1-1-1	柱1-1-2
区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり	地域の特性を踏まえた地域支援の促進

目指す姿

- ◇支援機関が、自治会町内会等の住民の生活により身近な地域の状況に合わせて活動を支援し、地域住民と関係機関等との協働による課題の把握・解決の取組が広がっています。
- ◇地域の状況や地区別計画の取組の方向性に合わせて、地区連合町内会圏域より住民の生活に身近な地域の活動が拡大・活発化しています。

重点項目1-1活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
災害時要援護者支援の取組を実施している自治会町内会の割合	85.1%	↗

参考：中期4か年計画の目標値（2021年度（平成33年度末））95%

コラム 地域ケアプラザ～地域の身近な福祉・保健の拠点～

地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など、誰もが地域において健康で安心して暮らせるよう、地域の皆様と一緒に、様々な取組を行っている横浜市独自の施設です。概ね中学校区圏域程度に1館設置されています。

地域の皆様の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを支援しています。また、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握して支援していくとともに、地域の課題を明らかにして地域住民と一緒に解決に取り組んでいます。

地域ケアプラザ

- ・福祉・保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉・保健活動やネットワークづくりの支援
- ・地域の福祉・保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手の育成・支援

地域包括支援センター

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など
- ・介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

協力医を配置し、地域の方からの相談対応等を実施しています。

地域ケアプラザの主な職種

- 所長
- 生活支援コーディネーター
- 地域活動交流コーディネーター
- 保健師等
- 社会福祉士
- 主任ケアマネジャー

地域包括
支援センター

など



このほかに、居宅介護支援事業を実施しています。また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。

◆重点項目＜柱1-1＞

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

＜柱1-1-1＞

区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり

区役所・区社協・地域ケアプラザが、地区別支援チームとしての地域に対する役割を一層発揮できるよう支援します。

部署間、職種間、事業担当者間の連携を強化するとともに、地区別支援チームとして支援目標を明確にして、地域支援に当たることができる体制づくりを更に進めます。

主な取組

支援体制の充実

- 区役所・区社協・地域ケアプラザが、地区別支援チームとして地域の課題を住民目線で捉え、支援者として関わるスキルを身につけるための研修の検討と実施 ＜市＞
- 局、部、課の垣根を越えた、関係局における日頃からの情報共有による地域支援の推進 ＜市＞

関係機関の連携強化

- 地域共生社会の実現に向けた、地域を「丸ごと」*支える包括的な相談・支援の推進 ＜市＞
- 生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施における、区社協・地域ケアプラザをはじめとする関係機関との連携強化 ＜市＞
- 区社協・地域ケアプラザの各事業担当者会議や職員研修の実施による組織間・職種間の連携促進 ＜市・市社協＞

* 「丸ごと」については第1章5頁参照

取組の見える化

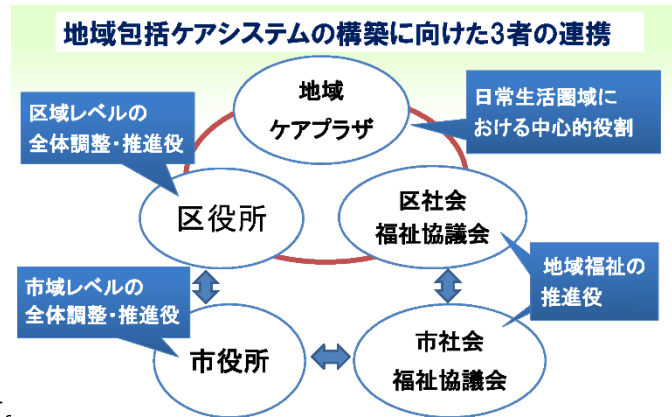
- 「地域ケアプラザ業務連携指針」に基づく地域ケアプラザの職種間連携事例の集約と情報発信 ＜市社協＞
- 区社協と地域ケアプラザの連携による地域支援実践事例の集約と情報発信 ＜市社協＞
- 区社協の事業担当者間の連携促進のための連携事例の集約と共有 ＜市社協＞

コラム 生活支援体制整備事業による連携体制の構築

これまでの地域ケアプラザ等を通じた地域支援の取組を生かすとともに、地域福祉の推進役である社協と連携して事業を進めていくために、平成28年度から、第1層生活支援コーディネーターを18区の社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターを地域ケアプラザ等に配置し、生活支援体制整備事業を開始しました。

「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、多様な主体が連携・協力する地域づくり」を進めていくことを目的に、地域とともに目指すべき姿を描き、地域福祉保健計画等と連動した取組が実施できるよう、チームアプローチを意識して進めています。

区役所、区社協、地域ケアプラザ等の関係者が集まって、地域の情報を共有したり、地域の課題や目標を共有して、一人ひとりに対する支援と、一人ひとりを支える地域に対する支援を一体的に展開できるよう取り組んでいます。



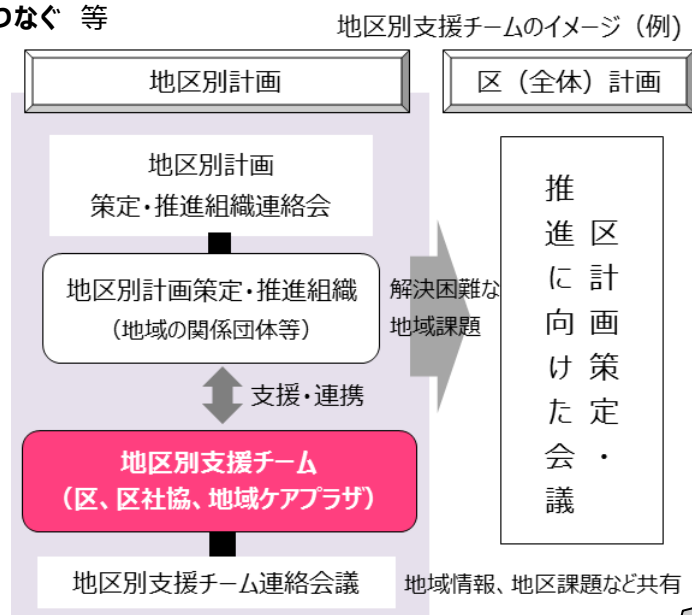
コラム 支援機関の役割・地域福祉保健での連携について

地区別計画における地域の取組を住民が主体となって推進していけるように、区、区社協、地域ケアプラザにより構成する地区別支援チームを設置し、支援を行っています。

地区別支援チームは、地区別計画策定・推進組織の会議等に参加し、住民とともに協働で計画の策定・推進を進めることが主な役割です。

- ①地区別計画策定・推進組織の支援
- ②地区の状況・課題の整理及び住民への情報提供、課題や取組の提案
- ③地区では解決できない課題を区計画につなぐ 等

そのために、チームメンバーで地区の情報を共有したり、地区の課題や地区への支援目標の検討を行っています。それぞれの日常業務の中で把握した地域の情報、地域課題を共有し、優先的に取り組む課題をチーム内で検討し、必要な取組を地域の状況に合わせて地区別計画策定・推進組織に提案し、活動を支援しています。



◆重点項目＜柱1-1＞

地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実

＜柱1-1-2＞

地域の特性を踏まえた地域支援の促進

区役所・区社協・地域ケアプラザが、住民の生活により身近な地域の特性を把握するとともに、地域住民の活動に寄り添いながら支援し、課題解決に向けて協働できるよう取組を進めます。

主な取組

オープンデータの利活用の推進

- 市民や民間団体、地区連合町内会等が、区域や地域の課題について多角的に検討できるよう、行政が提供するオープンデータ*の利活用を推進し、地域課題の共通認識を図り、協働により解決するための基盤を構築
＜市＞

* オープンデータ：行政が保有する公的データを、市民や企業、NPO法人、大学等が活用できるよう機械判読可能な形で公開していく取組です。国では平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」が制定され、これに呼応する形で横浜市でも平成29年3月に「横浜市官民データ活用推進基本条例」を制定する等、全国に先駆けてオープンデータの取組を進めています。

協働による取組の見える化

- 地域特性に合わせた取組の先行事例の集約と、会議等での支援機関に向けた発信 ＜市＞

共通課題の提示

- 社会的孤立や生活困窮等、どの地域でも共通に考える必要のある課題やその解決事例・対応事例の提示
＜市社協＞

事業を活用した実践の支援

- 要援護者マップの作成等、身近な地域での実践に生かせる手法の運用支援 ＜市社協＞
- 災害時要援護者支援、既存の見守り事業を活用した地域における取組の支援 ＜市社協＞

地域の状況に応じた協働による課題解決

- 地区別支援チームと地域住民が、地域のアセスメントを踏まえ、多様化する地域課題に対し共に検討する場の充実 ＜市＞
- 社会的孤立や生活困窮等、どの地域でも共通に考える必要のある課題に対する支援機関としての解決策の検討と、施策化を通じた解決策の実行 ＜市・市社協＞

コラム 住民支え合いマップ（神奈川区三ツ沢地区）

「住民支え合いマップ（以下、「マップ」といいます。）」は、50 世帯を目安に、その地域に住む人たち数名で住宅地図上に住民の交流状況などを書き込んでいき、そこから見えてくる地域の課題や実態を把握する手法です。50 世帯という小さな範囲で丁寧に見ていくこと、「世話焼きさん」と呼ばれる「町内会等の役員ではないけれど地域や住民の様子をよく知っている人」がマップづくりに参加することが特徴です。住民流福祉総合研究所所長、木原孝久さんが発案したこの手法にならい、神奈川区社協では、継続的に地域向けの研修や実践に取り組んできました。

三ツ沢地区では平成 25～26 年度にかけて自治会役員、民生委員などを中心に研修を受講。これをきっかけに地区全体で取組は広がり、「これまでご近所同士で井戸端会議をしていた方たちの顔が見えなくなった。外に出る機会が減っているのでは」「庭の手入れもままならない一人暮らしの方がいる」など、マップを通して見えてきた実態から、身近な地域で集える「サロン」や住民同士がちょっとした困りごとを助け合う「お助け隊」など、さまざまな活動が立ち上がっています。

市社協ではこの手法を 18 区全体に広げるための支援を進め、他区においてもさまざまに広がりをみせています。



コラム 官民によるオープンデータ活用の推進

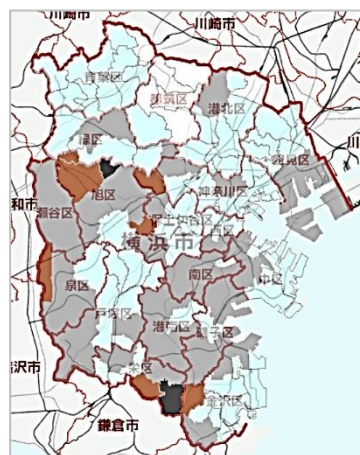
I C Tの進展により、福祉・医療、防災・減災など様々な分野で、ビッグデータ*解析などのデータ活用による社会課題の解決への期待が高まる中、平成 28 年 12 月に、データが人を豊かにする社会の実現を目指す「官民データ活用推進基本法」が成立しました。

横浜市においても、平成 29 年 3 月に全国の市町村で初めて「官民データ活用推進基本条例」を制定、平成 30 年度にはこの条例に基づく官民データ活用推進計画を策定し、データを重視した政策立案や、データ活用に関連した取組の協働・共創による推進などを進めています。

協働による地域支援の推進のためには、データを活用して地域特性を分析したり、高齢化や人口減少など地域の状況を分かりやすく可視化しながら課題を共有することで、地域住民と区役所・区社協・地域ケアプラザとの対話を深めていくことが大切です。そのため、市や区が保有する統計情報等のオープンデータ化などを進め、課題解決に向けた協働の取組に役立てていきます。

▶データ活用の推進の取組

- ・日常生活圏域単位での介護データの分析・活用
- ・介護ロボットの導入支援
- ・総合的ながん対策への医療ビッグデータの活用 など



データによる地域特性の可視化
(地域包括支援センター別高齢化率)

* ビッグデータ：デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等機器の小型化・低コスト化の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる多種多様な膨大なデータのこと。

このビッグデータを活用することによる異変の察知や近未来の予測等を通じて、個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が期待されています。

◆重点項目＜柱1-2＞

地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

現状と課題

地区連合町内会・地区社協の調整・支援機能の拡充

- ◆市内には、253 の地区連合町内会や 256 の地区社協（共に平成 30 年 4 月 1 日現在）が組織され、圏域内の情報共有や自治会町内会活動、福祉保健活動等を支援しており、住民の生活により身近な地域における防犯、防災、親睦、環境、健康づくり、助け合いの活動等、住民主体の活動の重要な基盤となっています。
- ◆身近な地域の支え合い活動が一層充実するためには、地区連合町内会や地区社協が組織力やネットワークを生かして地域の活動を支援し、その状況を共有することで、地域の活動の発展・継続等、次の展開につなげていくための調整・支援機能をこれまで以上に高めていく必要があります。

活動団体の充実とネットワークづくり

- ◆地域では、地区連合町内会や地区社協のほかにも、特定のテーマや課題に焦点を当てて、その解決に取り組むボランティアグループや当事者組織等も活動しています。こうした団体の活動圏域は多様で、地区連合町内会圏域にとどまらず、区域、市域にわたることもあります。
- ◆地域福祉保健活動の基盤づくりに向けて、団体がその特徴を生かし、既存の団体活動の継続や発展に取り組むとともに、地域のニーズや課題に応じた新たな活動を立ち上げることが重要です。
- ◆活動を充実させるためには、既存の活動、新規の活動を問わず、「地域課題・生活課題に向き合う」、「困りごとを抱えている人を支える」、「支える側・支えられる側の区別なく互いに支え合う」という取組をより進めていくことが求められます。
- ◆地域福祉保健活動の基盤を更に強くしていくためには、地区連合町内会、地区社協をはじめ、地域にある活動団体が対応すべき課題に合わせて柔軟に連携し、解決に向けた取組を進めていくこと、更にはその実践経験を蓄積していくことが必要です。

柱 1 - 2 - 1	柱 1 - 2 - 2
地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充	活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実

目指す姿

- ◇地区連合町内会及び地区社協が、それぞれのネットワークや調整機能を生かして、自治会町内会等の地域福祉保健活動の充実に向けた支援機能を高めていく役割を果たしています。
- ◇地区連合町内会及び地区社協のほか、地域にある活動団体が、課題ごとに分野の枠を越えて横断的につながり、必要な取組を進めています。
- ◇地域における既存の活動（自治会町内会活動及びボランティア活動等）を含め、「困りごとを抱えている人を支える」、「全ての人に役割があり、支える側・支えられる側の区別なく互いに支え合う」という地域福祉保健の取組が広がっています。

重点項目1－2活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
地域ケアプラザ（特養包括*含む）が事務局機能を果たしている地域福祉団体・機関とのネットワーク数	682件	↗

* 特養包括：地域包括支援センターを運営している特別養護老人ホームのこと

コラム 自治会町内会の取組

地区連合町内会や地区社協のほか、地域にある活動団体が相互に協力・連携することにより、活動の幅を広げ、より活発な地域活動につなげることが期待できます。平成28年度に実施した「自治会町内会・地区連合町内会アンケート」によると、実際に他の団体と協力して活動を行った地区連合町内会の約7割が、『参加者が増えるなど活動が活発になった』、『新たな活動を始めるなど活動の幅が広がった』と回答しています。

▶事例紹介：地域の0歳から100歳までの方が集える「ひがほん^{ふるさと} 郷まつり」（緑区）

「ひがほん 郷まつり」は、東本郷地区連合自治会、東本郷小学校、同校PTA、地区社協、各種委嘱委員など、地域で活動する様々な団体・人々が連携して開催する、地区の一大行事です。「0歳から100歳までの方が集えるまつり」をテーマに、平成23年度から毎年開催されています。



きっかけは、地域福祉保健計画の東本郷地区別計画の目標の一つとして掲げた「地域の人達がつながり、支え合い、一緒に集い楽しみを共有できるまち」の実現に向けての検討でした。地域のつながりづくりを進めるため、イベントを開催しようと、地区連合自治会や地区社協等が中心となり、23年度から「郷まつり」として始めました。

翌年の24年度には、東本郷小学校・同校PTA事業の「ヒガホンまつり」と合体し、「ひがほん 郷まつり」が誕生しました。これにより、学校・PTAと地域の連携が進み、PTAが参加することで、若い世代へのイベント広報も充実しました。当初、約1,500名であった参加人数も、平成29年度（第7回）には約4,000名となり、回を重ねるごとに参加者、協力者も増え、地域の一大イベントとして定着するとともに、地域のつながりと世代間交流の「核」ともいえる取組になっています。「ひがほん 郷まつり」をきっかけに、地域の各種団体の互いの活動の理解が深まり、地域の中で新しい取組につながる雰囲気^{*}が醸成^{*}されました。

* 醸成：ある状態・雰囲気等を徐々につくり出すこと。

◆重点項目＜柱1-2＞

地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

＜柱1-2-1＞

地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充

区役所・区社協・地域ケアプラザが地区別計画の推進等を通じた地域への関わりを一步進め、地区連合町内会や地区社協のネットワークや調整機能の拡充を支援し、住民の生活により身近な地域における地域福祉保健活動が一層充実するよう、必要な取組を実施します。

主な取組

広報・啓発

- 地区連合町内会や地区社協等が、それぞれの持つ既存のネットワークや調整機能を生かし、住民の生活により身近な地域の活動を充実させることの重要性やメリットの周知＜市＞

方針の検討・策定

- ネットワークを生かして、地区活動を拡充していく機能の発揮や、「地域課題に向き合う」、「困りごとを抱えている人を支える」、「全ての人に役割があり、支える側支えられる側の区別なく互いに支え合う」という活動の方向性等、地区社協活動の充実・強化に向けた検討会の実施＜市社協＞
- 検討会等で整理された地区社協活動の充実・強化に向けた方向性の「地区社協のてびき」等への反映、方針の策定＜市社協＞

取組の見える化

- 区役所・区社協・地域ケアプラザが、地区連合町内会、地区社協等の持つネットワークや特性を把握し、地域活動の更なる促進に必要な支援を検討するための情報の収集、会議等での発信＜市＞
- 地区社協活動の充実・強化に関する事例の集約と発信＜市社協＞

ネットワークを活用するための場づくり

- 地区連合町内会、地区社協等、身近な地域の活動団体と行政や関係機関が、お互いの強みを生かし協働するための場づくり、又は既存の場の活用＜市＞

研修の実施

- 地区社協活動の充実・強化の方針に関する区社協及び地区社協向けの研修を通じた理解の促進＜市社協＞

コラム 地区社協の目指すかたち

平成 29 年度に「地区社協のてびき」を改訂しました。地区社協は 60 年以上前から、地域福祉活動の基盤として、多様な団体とのネットワークをつくり、多くの活動を行ってきました。そして、地区社協の組織は、各福祉関係団体が集まり話し合うネットワークそのものでもあります。

地区社協活動は社会や地域の状況に合わせて変化してきましたが、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域をみんなでつくりだす」ことを基本とし、ネットワーク組織として「一人ひとりの困りごとをみんなで受け止め解決できる地域づくり」を行うことを目指しています。

地区社協は「自分の地域は自分たちで良くしていこう」という気持ちで地域の方々が作った任意の団体です。自ら発見した困りごとの解決に向けて取り組める「自主性」と、行政や専門職と対等な立場で発言できる「公共性」という大きな特徴を持っています。

その組織と特徴を生かして「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を進めるために、住民同士で困りごとを「発見」し、更に多くの人との話し合いの場を通じて「共有・検討」を行い「解決」する活動につながっていきます。

▶「地区社協のてびき」は横浜市社協ホームページからダウンロード可能。
<http://www.yokohamashakyo.jp/chiiki-dukuri.html>



コラム 地域でのちょっとした困りごとを解決（泉区富士見が丘）

泉区富士見が丘地区の民生委員児童委員協議会から「病院や買い物の行き帰りで困っている高齢者が多くいる」との声がありました。そこで地区社協は「高齢の方が抱えている生活課題が他にもあるのではないか」と考え、地区の 60 歳以上の高齢者にアンケートを取ったところ、他にもちょっとした修繕や庭の手入れ等の困りごとがあることが分かりました。

地区として何ができるか検討を重ね、様々な困りごとをお手伝いする「富士見が丘福祉の会」を地区社協から独立した団体として立ち上げました。対象者を高齢者だけではなく子育て中の家庭や障害のある方にも設定し、庭の手入れ、家の小修理、買い物の手伝いなど依頼に応じています。

依頼は年間 300 件を越え、地域では日常的生活支援の必要性を感じています。また、活動の中で、草が伸び周囲が見えにくくなった家などが気になるようになり、また日々の依頼が高齢者の方から多く入ることで地域の高齢化が進んでいることを実感し、地域の中での助け合いの大切さを改めて感じています。

活動を始めたことで活動者同士はもちろん、利用者や自治会の役員など顔見知りの関係が広がり、住民同士の関係づくりにもなっています。また、その個別の生活課題を民生委員だけでなく活動者や自治会が知る機会にもなり、地域全体で一体的に支え合う地域づくりにもつながっています。



◆重点項目＜柱1-2＞

地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

＜柱1-2-2＞

活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実

地域活動を充実させるため、地区連合町内会や地区社協と、地域又は市域で活動している高齢者、障害者、子ども・若者等の分野別・テーマ別の活動団体等との連携を進めます。

また、区役所・区社協・地域ケアプラザが活動団体のネットワーク構築を進め、ネットワークの活用により、社会的孤立や生活困窮、移動や買い物の不便さ等の課題が効果的に解決できるようにしていきます。そのために、必要な支援に取り組みます。

主な取組

広報・啓発

- 活動エリアや規模、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を問わず、様々な団体と地区連合町内会、地区社協等が互いにつながり協働することの重要性やメリットの周知＜市＞

活動団体のネットワークづくり

- 地区連合町内会、地区社協等が、高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野別で活動している団体とネットワークを構築するための調整＜市＞
- 高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野別に活動している地域の活動団体が、分野を越えて連携できるためのネットワークの構築、活用促進＜市＞
- 解決すべき課題の整理と必要性に応じた市域ネットワークの構築＜市社協＞

取組の見える化、共通課題の提示

- ネットワークを生かした課題解決事例の集約と発信＜市社協＞
- ネットワーク構築による解決への取組につなげるための、移動支援、買い物支援等、共通課題の提示＜市社協＞
- 地区連合町内会、地区社協等による、地域の主体的な取組の立ち上げや継続・発展を更に支援できるよう、様々な連携事例・ノウハウの集約と発信＜市・市社協＞

コラム 子ども分野のネットワーク（栄区桂台保育園）

子どもたちと、地域の高齢者の方や障害者の方とが関わる取組が充実することは、誰もが安心して暮らせるまちをつくることにつながります。

栄区の桂台保育園では、「ノーマライゼーションの理念を幼児期に培うこと」を目的とした様々な取組を行っています。園の隣には地域ケアプラザと障害者通所施設「朋」があり、年長児クラスの子どもたちは、その両方の施設を利用する方々と毎月交流しています。高齢者の方や重症心身障害児者である利用者の方との交流は、初めから全てが順調に進む訳ではありません。中には、硬い表情の子どもや、距離を置いて見ている子どももいます。しかし、回を重ねるうちに相手の方との距離が縮まっていきます。

交流が進み、子ども自らが交流の内容を考えるようになると、自分たちが楽しんでいる合奏や踊りを見て喜んでいただこうと、熱心に練習に取り組むようになりました。見てくださった方の反応や言葉から自信と達成感を得た子どもたちは、更に、「見てもらう」ことから「一緒に何かをする」ことへと、相手との関わりがより豊かになる方向へ気持ちが向くようになり、心と心が通い合う交流になっていきました。

誰もが当たり前と一緒にいる地域づくりを目指して、桂台保育園の交流は、これからも続いていきます。



コラム 活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実（神奈川区羽沢地区）

神奈川区羽沢地区では、地域とのつながりが希薄で、生活上の課題を複数抱えながら暮らしている方が多く、その中には困りごとの発見が遅れ、重度化しているケースがあることが地域包括支援センターの打ち合わせで分かりました。

一方で、羽沢地区は地域の活動が活発であったことから、こうした活動と困りごとを抱えた方をつなぐことができないかと考えました。そこで、同地区では、地域住民や関係機関をネットワークでつなぎ、困りごとを抱えた方は「助けを求める力」を、地域の方々は「困りごとを抱えた方を受け入れる意識」を高め、助け合いのまちづくりを進めていくことを目的に、「羽沢プロジェクト」を立ちあげました。

プロジェクトを通じて地域の課題共有と分析を行う中で、他の地域から転入してきた方々が孤立化しやすいことがわかり、まずはその住民層にアプローチしていくことにしました。

参加してほしい方に出てきてもらい関係をつくるために、住民が中心となってあおぞら昼食会や星空ビアガーデンを開催。取組を通じて地域の状況やつながる場・居場所の必要性を実感できました。

こうした取組をきっかけに羽沢地区では集いの場が新たに 13 ヶ所立ち上がりました。現在も、認知症の理解啓発等、取組は広がりをみせ、地域事業への地元の企業や事業所の協力、活動者の増加等、まちの発展にもつながっています。



◆重点項目＜柱1-3＞

誰もお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成

現状と課題

様々な人を受け止める地域の風土づくり

- ◆第3期市計画までに取り組んできた普及啓発活動や福祉教育等を通じて、多様性の理解や当事者を含めた地域のつながりづくりが進められています。
- ◆地域の中で、誰もが自らが望む暮らしが送れるようにしていくための第一歩として、同じ地域の住民同士が立場や背景を越えてお互いの存在を理解し受け入れる意識や、抱えている課題を受け止めていく意識を一層高めていくことが大切です。

住民相互のつながりづくり

- ◆近隣で困ったときに相談し合い助け合う関係性が希薄化している傾向にある中、共に支え合う地域の実現に向けて、住民が互いの多様性について理解を深め、つながりづくりを進めていく必要があります。
- ◆区役所等による啓発だけでなく、住民自らが、普段の暮らしの中で交流する機会や場を増やし、同じ地域に暮らす住民としてお互いを理解し、支援を必要とする人が必要なときに安心して助けを求められる関係を広げていくことが重要です。

柱1-3-1	柱1-3-2
多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり	住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり

目指す姿

- ◇個別課題や地域課題を他人ごとではなく「自分たちのまちにある課題」として捉え、地域住民と支援機関及び関係機関が一体となり課題解決のために行動することで、緩やかなつながりが形成される地域づくりが進んでいます。
- ◇様々な人が地域の中で交流し、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いの多様性を理解し、受け入れることができています。
- ◇国籍、年齢、性別、障害等、様々な立場や背景を越えて人々がお互いを認め合い、支え合えるような多様性の理解が地域の中で進んでいます。
- ◇地域住民等がお互いに支え合いながら必要な時に助けを求めることができるような、日常的につながる機会や場が確保されています。

重点項目1-3活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
多様性理解啓発プログラム*の実施回数（当事者啓発事業等）	360回	↗

* 多様性理解啓発プログラム：認知症・障害理解を目的にした福祉教育プログラム等のこと。

重点項目1-3活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
住民主体による地域の活動把握数のうち交流・居場所の数	6,723件	↗

参考：住民主体による地域の活動把握数：7,504件（平成29年度末）

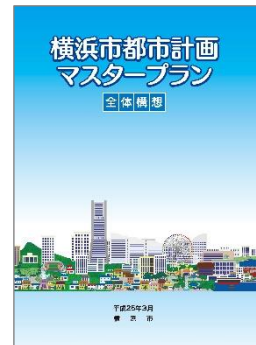
コラム 都市計画マスタープラン地域別構想、地域まちづくりの支援

福祉・保健分野での目標を定めた地域福祉保健計画があるように、都市計画の視点からまちの将来像を描いたものが「都市計画マスタープラン」で、全市版のほか区ごとに策定されています。

このプランは概ね 20 年後の都市づくりの目標や方針を定めるもので、その内容は土地利用や環境、交通、街の魅力・活力、防災など幅広い分野にわたり、これらの活動における市民の皆さまのソフト面の活動にも及んでいます。このソフト面での施策や活動は地域福祉保健計画とも内容が重なるものが多くあります。

地域の活動は福祉、保健、まちづくりなどと区別して行われるものではなく、様々な要素が一体となって行われるもので、その活動を後押しするためにも今後一層、都市計画マスタープランと地域福祉保健計画の連動が重要となってきます。その実現の一つとして、都市整備局では市民の皆さんが主体的に取り組む自らのまちのプランやルールづくり、これらに基づく活動の支援を行っています。例えば、子どもの居場所の整備などの計画を盛り込み、推進することで地域福祉の充実も図ることができます。

URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/cityplan/master/>



コラム 災害時要援護者支援の取組

教育委員会は、大きく変化する時代を見据え、今後概ね 10 年の教育の理念や方向性を示す「横浜教育ビジョン 2030」を平成 30 年 2 月に策定しました。

- 1 横浜の教育が目指す人づくり
自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人
- 2 横浜の教育が育む力
**「知：生きてはたらく知」「徳：豊かな心」「体：健やかな体」
「公：公共心と社会参画」「開：未来を開く志」**
- 3 横浜の教育の方向性
多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

「横浜の教育が育む力」の 5 つの視点の一つ「開：未来を開く志」では、自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力等を示しています。また、「横浜の教育の方向性」では、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成すること等を掲げています。学校だけでなく、家庭や地域、関係機関、企業等がこのビジョンを共有し、社会全体で子どもを育てていきます。

学校では、例えば「総合的な学習の時間」において、福祉や環境等の横断的・総合的な課題や、地域や学校の特色に応じた課題を設定し、探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度等を養っていきます。

【探究課題を「福祉」に設定した例】（「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」総合的な学習の時間より）

学年	探究課題	育成を目指す具体的な資質・能力
小学校 中学年	地域の福祉の充実のために取り組んでいる施設や人々の思いや願い	○まちに暮らす人々は、その立場によって様々な課題を感じていて、それらを解決しようと互いに協力・工夫していることが分かる ○福祉に関して自分にできることがあることが分かり、実行しようとする 等

◆重点項目＜柱1-3＞

誰もお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成

＜柱1-3-1＞

多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり

国籍、年齢、性別、障害等、様々な立場や背景を踏まえた多様性の理解を広げます。

また、生活に困りごとを抱えている人がいることを認識するとともに、理解を深めるための機会、風土づくり及び環境整備に取り組みます。

主な取組

地域における関係づくり

- 課題を抱えている本人だけでなく、家族の気持ちにも寄り添った支援をするとともに、必要に応じて本人の思いや現状を地域住民に伝える等、地域とつながるための働きかけの推進＜市＞
- 学校、地域の居場所（サロンや子ども食堂等）、関係組織（訓練会等）、作業所の交流等の推進＜市社協＞
- 様々な社会資源（国際交流ラウンジ、市民活動支援センター、市民利用施設等）、関係組織等と連携した交流の推進＜市＞

情報提供、地域福祉保健の視点で他分野と連携した地域づくり

- 地域住民が多様性を理解するきっかけとなるような、支援機関が把握している地域の状況や活動等についての情報提供＜市＞
- まちづくり等、関連する他分野と連携した地域づくりの推進、支援制度の周知＜市＞

広報・啓発

- バリアフリー等の施設整備だけでなく、高齢者、障害者の理解促進や、思いやり、譲り合いの心を育む等、ハードとソフトが一体となった地域づくりの推進、福祉のまちづくり等に関する情報提供及び理解促進＜市＞
- 障害や年代、国籍等を越えてお互いを理解するため、関係局課におけるラグビーワールドカップ 2019TM、オリンピック・パラリンピック等を契機とした啓発の実施＜市＞
- 伝える対象ごとにメッセージを明確にした地域福祉保健活動のPRの実施＜市社協＞
- 障害者等の当事者自身による理解促進の取組拡充＜市社協＞
- 「支える側」「支えられる側」の区別なく、誰であってもお互いさまの関係づくりを構築するための、区局連携による関係機関や地域に向けた啓発等の実施＜市＞

福祉教育、社会教育の推進

- 社会的孤立等、地域でも受け止めていく必要のある課題の提示と取組推進の支援＜市社協＞
- 多様性理解の啓発ツールの作成＜市社協＞
- 多様性理解啓発プログラムの検討と運用方法の提案＜市社協＞

コラム 持続可能な住宅地推進プロジェクト（緑区十日市場）

持続可能な住宅地推進プロジェクトは、地域特性を踏まえ、市民、民間事業者、大学、行政等が連携しながら、地域課題(高齢化対応、子育て支援、医療・介護連携、多世代交流、地域交通、地域エネルギー等)の解決に取り組み、誰もが安心して暮らし続けられる、魅力あるまちづくりを推進する取組です。

緑区十日市場町周辺地域では、市有地を活用して、多世代が交流できる住宅や、広場、活動拠点、保育所、高齢者施設等の生活利便施設の誘導を進めています。

また、持続可能な住宅地の仕組みづくりとして、周辺地域の住民と新たな居住者の交流や、まちの魅力発信を目的としたエリアマネジメントの実施に向け、子育て支援拠点や地域ケアプラザ等の周辺施設や、様々な活動団体との連携など、多世代交流・地域交流の促進等を行っています。



十日市場ヒルトウン 20・21 街区
完成イメージ図

コラム セイフティーネットプロジェクト・障害福祉啓発事業

市内 15 の障害児者関係機関・団体で構成されている「セイフティーネットプロジェクト横浜（Sプロ）」は、障害児者や家族が、自分たちにできることから取り組むことを大切にしながら、様々な活動を行っています。

▶コミュニケーションボードなど

自閉症や知的障害のある人のなかには、言葉のやり取りよりも、絵記号や写真等をつかうことでコミュニケーションがスムーズになる人もいます。Sプロは、分かりやすい絵記号の載った「コミュニケーションボード」と啓発チラシの作成・普及活動等を行っています。

▶出前講座の推進

障害者や家族、支援者が地域の会合等に従って、災害時に避難場所等で、障害のある人へ支援いただきたいポイントやコミュニケーションボードの使い方等を、紙芝居等を使ってお話する「出前講座」の活動にも取り組んでいます。

▶緑と黄色のバンダナ

災害時等に障害のある人が必要な支援を受けられるように、「配慮が必要＝黄色」「支援ができる＝緑色」のバンダナなどを身に着ける運動を推進しています。



◆重点項目＜柱1-3＞

誰もお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成

＜柱1-3-2＞

住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり

地域住民が、対等で緩やかなつながりを持ちながらお互いを理解し、受け入れていくためには、地域の中でつながりがあることが大切です。こういったことを広く伝えていくために、地域住民が交流する機会の創出に取り組みます。

また、全ての人に役割があり、生き生きと参加できる場づくり、地域づくりを推進します。

主な取組

広報・啓発

- 地域住民に幅広く地域福祉保健の取組、活動を知ってもらうための、日常生活で経験できる身近なイベント等を活用したPRの実施＜市＞
- 誰もが役割をもって主体的に参加できる地域の居場所やフリースペースの事例及びその意義や効果の集約と発信＜市社協＞

つながりのための機会づくり

- 既存のイベント等も含めた誰もが参加しやすい機会づくりの支援＜市＞
- 防災訓練・美化活動等の地域活動を通じて、地域住民同士が顔を合わせ交流ができるような場への支援＜市＞

対等な参加機会の確保

- 防災訓練・イベント等、地域の活動・行事への高齢者、障害者、子ども・若者等の参加促進＜市社協＞
- 地区社協の活動や話し合いの場への高齢者、障害者、子ども・若者等の参画促進＜市社協＞

コラム 高齢者の地域貢献の事例

体力の低下等はあるものの、まだまだ元気な高齢者が、地域とのつながりの中で活躍し、健康の維持増進や生活の自立促進を目指して、各地区でさまざまな取組が進められています。

取組①金沢区富岡小学校花だん応援隊

小学生と学区内に住む高齢者が、一緒に校庭の花壇での植栽活動に取り組んでいます。活動2年目の効果として、高齢者の「認知機能」の上昇や「生きがい」の増加、「地域の人との付き合い」や「自己効力感(自分が地域貢献できると思うこと)」の向上が認められました。また、世代間交流により、高齢者にとっては小学生の成長を見守る喜びを感じることができたり、小学生にとっては高齢者との信頼関係づくりを通して社会性を学ぶ機会となるなど、高齢者と小学生の両者への効果も認められました。



高齢者と小学生と一緒に花の手入れ

取組②泉区中川地区里山夢プロジェクト

畑づくりを通じて、農作業のアドバイス、看板作り、小屋の修理など、高齢者がそれぞれの得意な力を発揮して、できることを無理なく、気軽に活動に参加することができています。収穫祭などのイベントでは、子どもとその親世代等幅広く地域住民を招き、多世代交流も進んでいます。活動2年目の効果として、高齢者の身体機能の一部向上や自分の居場所として皆とふれあう楽しみややりがいの実感などが認められました。



芋掘り体験会

コラム 防災訓練から地域の担い手へ（南区蒔田地区）

蒔田地区には数か所の障害児者施設があります。お祭りなどの行事を通じた交流に加えて、障害のある方たちが地域の防災訓練にも参加し、物資の運搬等さまざまな係を担っています。

もともと、地域の方たちは地区内に障害者施設があることは知っていても障害のある人との接し方がわからず、災害時の避難場所での対応も課題になっていました。この現状について地区社協と南区社協で話し合い、施設に防災訓練への参加を呼びかけました。更に「日中、施設で作業などをしている方たちは、昼間に地震などの災害が起きた際、心強い助っ人になるのでは」と考え、要援護者としての参加ではなく「支える側」としての役割をお願いすることに。知的障害がある人たちには「この荷物を〇〇に運んでください」など具体的な声かけをする等みんなで工夫をし、力強い支え手として活躍しています。

訓練を通じてお互いを知ったことで、施設と地域の距離も近づき理解も深まりました。作業所「あいの木きようしん」のメンバーたちは、地域の高齢者サロンのボランティアとして月に1回、継続的に活動するようになっています。

高齢化率の高い南区で、庭の手入れが難しくなってきた高齢者宅での草むしりや買い物サポート等、障害のある方たちの活躍が期待されています。



◆重点項目＜柱1-4＞

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

現状と課題

地域における人材づくり

- ◆自治会町内会や老人クラブ(シニアクラブ)、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」といいます。）をはじめとする地域活動者のなり手不足や新たな担い手の発掘は、どの地域においても課題となっています。地域課題の複雑・多様化や人口減少の予測等を踏まえると、継続して地域福祉保健に関わる人材の確保・育成を進めていく必要があります。
- ◆市民一人ひとりが自分のことから地域活動に関わっていけるような工夫や、次世代向け、リーダー層向け等、計画的な人材の確保・育成の方策が求められています。

コーディネート機能の向上

- ◆複雑・多様化する地域の課題への対応には、これまで以上に地域全体で連携・協働を進めていくことが必要です。地域福祉保健に関わる人材については、求められる役割に応じて、課題の解決に必要な力量を高めていくことが大切です。
- ◆地域にある支援機関、関係機関、地域活動者・団体等がそれぞれの特性に応じてコーディネート機能を高め、地域福祉保健活動の推進に向けた役割を果たしていくことが重要です。

環境づくり

- ◆地域福祉保健活動の推進において、場所、資金及び情報（ノウハウ等）は必要不可欠な資源であり、これらを確保することが継続的な課題として認識されています。
- ◆地域の施設を事業の拠点として活用することや、既存の制度や枠組みを生かした支援、柔軟な発想による取組が行われています。
- ◆誰でも利用できるという身近な地域の施設の利点や特性を生かして、見守り機能や居場所機能を高めている事例も見受けられます。人々がつながり、困りごとの相談やボランティア等による学習支援、子どもの居場所づくり等、生活課題の解決に向けた取組が今後も広がっていくことが望まれます。
- ◆既存の事業や地域にある資源を最大限に生かし、柔軟な発想も取り入れながら、地域福祉保健活動に活用していくことが大切です。

柱1-4-1	柱1-4-2	柱1-4-3
地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり	地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上	活動資源を確保するための支援

目指す姿

- ◇多くの市民が、自分のできる範囲で地域福祉保健活動に関わる機会が生まれています。
- ◇支援機関や関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能が高められ、それぞれが連携・協働しながら地域福祉保健活動の推進に向けて役割を果たしています。
- ◇助成金、資金確保の手法、拠点、情報（ノウハウ等）等、地域活動の組織化・推進に必要な支援策が整備されるとともに、活動目的や支援ニーズに合わせて効果的に活用されています。

重点項目1－4活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
ふれあい助成金*の助成団体数	2,547 団体	↗
区ボランティアセンターの ボランティア登録者数	8,420 人	↗

* ふれあい助成金については54頁コラム参照

コラム 老人クラブ（シニアクラブ）の取組

老人クラブは、地域における高齢者の仲間づくりや健康づくりに取り組んでいる自主活動組織です。平成30年4月1日現在、市内には1,648の老人クラブがあり、113,046の方が加入し活動しています。

趣味やスポーツなどの会員同士の活動の他にもサロンの開催等、老人クラブが中心となって地域の会員以外の方を対象とした活動も行っています。

■ 友愛活動

会員一人ひとりが同じ世代の仲間を支え、地域に住む病弱な方や一人暮らし等の高齢者の見守りや話し相手を基本とした活動を行っています。

■ 健康づくり・介護予防

地域での体操やウォーキング、シニアスポーツ等の実施を通して、健康寿命を延ばし、あわせて引きこもりの防止や、仲間づくりを進めています。

■ ボランティア活動

公園清掃、登下校時の児童の見守り、昔の遊びの伝承活動等の奉仕活動や多世代交流の取組を行っています。



コラム 消防団の取組

▶ 団員確保の取組について

平成25年12月「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け、平成30年度中に消防団員の条例定数充足率100%（8,305人）の目標を掲げ、人から人への直接広報をメインとした団員確保対策を実施しています。

【主な成果】

- ・平成27年度、平成28年度消防団員増員数全国1位
- ・2年連続総務大臣感謝状受賞

▶ 女性団員の確保について

平成9年度から女性消防団員の採用を始め、平成30年1月1日現在で1,276人の女性消防団員が活動しています。

20の消防団全てで女性消防団員が活動しており、団ごとに声楽隊やJKG48といったチームを独自で作り、市民に分かりやすく防災・減災のPRを行うなど女性の視点を生かして活動しています。

▶ 学生消防団員の確保について

消防団活動を積極的に活動している学生が、就職活動時にも評価されるよう、平成28年1月から横浜市学生消防団員活動認証制度の運用を開始。これに伴い、大学等の協力を得ながら、学生に対し、消防団活動の参加を呼び掛けています。平成30年3月1日現在、200人の学生が消防団活動に従事しています。



◆重点項目＜柱1-4＞

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

＜柱1-4-1＞

地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり

市民一人ひとりが、より良い地域づくりに向け、自分のできることを生かし、できる範囲で地域福祉保健活動に継続的に関わられるよう支援します。

市民の地域活動への参加をきっかけに、地域活動の担い手として活躍してもらうための支援を充実させます。

主な取組

研修等の実施

- 社会参加や地域貢献のすすめに関する市民向けの研修等の開催＜市＞
- 各地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施＜市・市社協＞
- 趣味や特技等を生かして、誰でも気軽に地域活動に関わってもらえるような地域と人とのつなぎ役（コーディネーター役*）の育成＜市＞

* コーディネート機能については、柱1-4-2参照

広報・啓発

- 市民が地域活動について知り、参加するきっかけづくりのための広報の充実＜市＞

人材確保・育成支援

- 市社協の会員となっている地域の施設や団体と連携した施設等福祉人材の確保・育成支援＜市社協＞
- 区域、地区連合町内会圏域等における地域人材の発掘・養成に係る事例の集約と発信＜市社協＞

コラム 地域での人材育成の取組（瀬谷区瀬谷第四地区）

地区連合自治会と地区社協等の地域の方々、NPO 法人等の中間支援組織、区役所の3者で連携しながら、地区別計画に掲げた地域の人材育成を目標に話し合いを進める中で、ボランティアへの参加意向や地域のために協力いただけること（趣味、特技など）についての全戸アンケートを実施し、3,700 世帯中約 200 世帯から回答をいただきました。アンケート回答者を対象に、地域の現状を知っていただくため「地域活動フォーラム」を開催し今後の地域活動について意見交換し、子どもを支援する場づくりが必要という意見が出てきたことから、子ども向けのイベント「よんたくん広場」が生まれました。

アンケート回答者の皆様をはじめとする地域の方々が、自分の趣味、特技を生かした折り紙、手芸、エコクラフト、スケッチなどを、子どもたちに体験していただくほか、夏は花火大会、冬はクリスマスパーティーといった季節のイベントや、おいしいカレーをみんなで食べたりと、盛りだくさんの内容で地域の子どもたちも楽しんで参加しています。近隣の小学校の協力も得ながら年3～4回の頻度で開催しています。

コラム 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域からの推薦に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員で、全国で約 23 万人、横浜市内で約 4,500 人が活動しています。

自らも住民の一員という性格をもち、身近な相談者として、子育てや介護など生活上の相談に応じ、必要な支援への「つなぎ役」を担っています。また、主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

民生委員制度は、その前身である「さいせいこどもせいど済世顧問制度」が大正 6 年（1917 年）に創設されてから、平成 29 年（2017 年）に 100 周年という大きな節目を迎えました。その時代の社会情勢に応じたさまざまな活動に取り組み、長い歴史と実績を有しています。



子育てサロンの様子

横浜市民生委員児童委員協議会では、100 周年を機に、「小さな気づき 寄り添う心 頼れる地域の「つなぎ役」」をキャッチフレーズに定め、「やりがいや魅力の発信」、「地域とともに支え合うまちづくり」を柱とした行動宣言をまとめました。誰もが笑顔で、安心・安全に住み続けられる地域づくりのため、次の 100 年に向かって力強い第一歩を踏みだしました。



高齢者宅訪問の様子

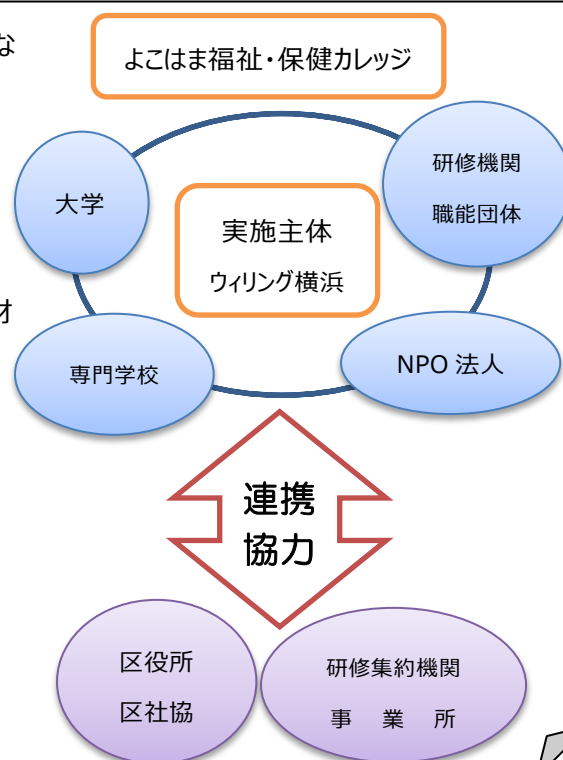


100 周年記念大会の様子

コラム よこはま福祉・保健カレッジの取組

『よこはま福祉人材育成指針』で示された理念、「豊かな人間性と福祉の専門性を兼ね備えた人材の育成」の実現に向け、大学・専門学校・NPO 法人・研修機関・職能団体等と全国社会福祉協議会等の研修情報を集約している機関、福祉保健研修交流センターウイリング横浜が連携・協力しています。その中で、専門性を生かした人材育成を推進するために、協働して研修を実施しています。また、区役所・区社協と共に地域ニーズに応える研修等に取り組んでいます。詳細は、「よこはまの福祉保健研修情報サイトハマ・キャリ・ネット」に掲載されていますので、是非ご覧ください。

☞ <http://www.yokohama-kenshu.jp/>



◆重点項目＜柱1-4＞

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

＜柱1-4-2＞

地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上

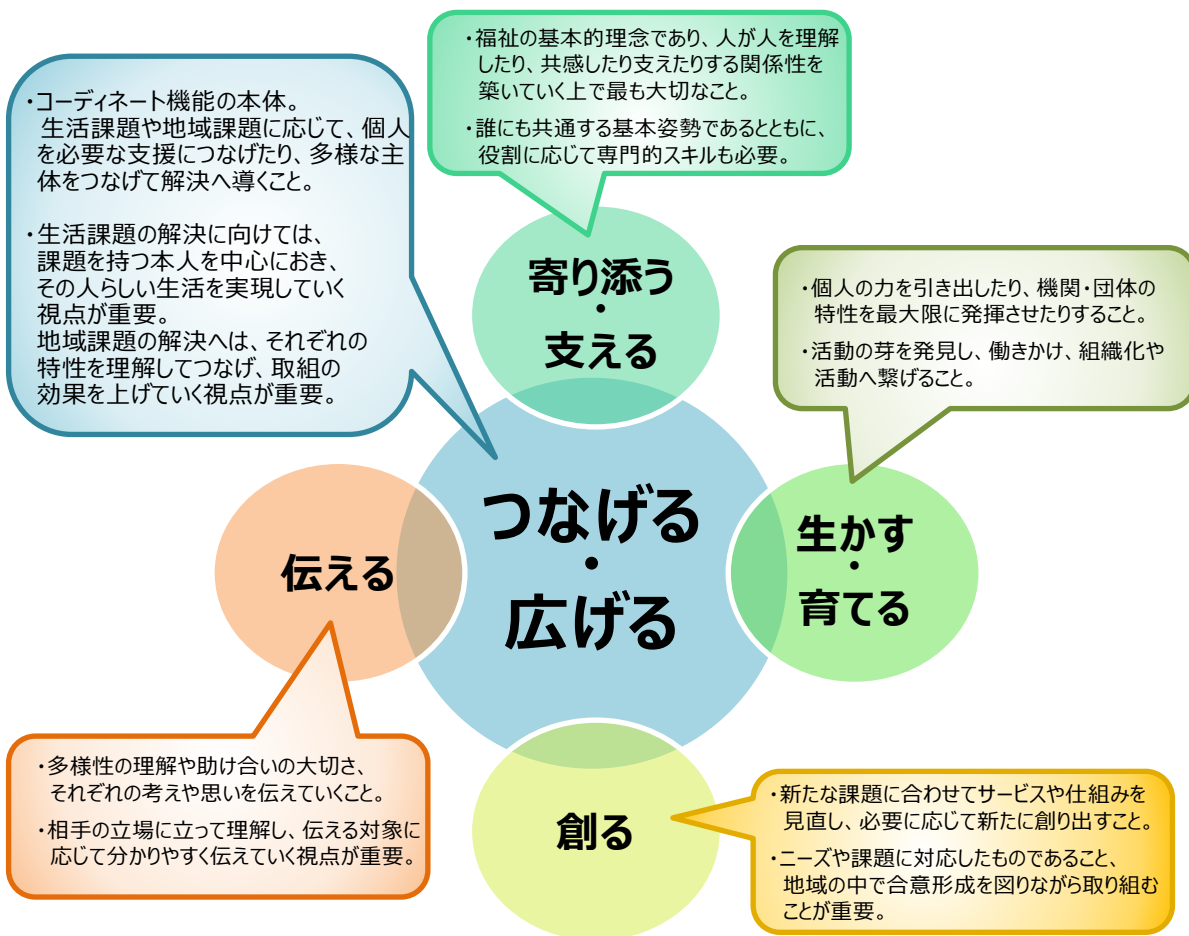
生活課題や地域課題の解決に向けて、区役所・区社協・地域ケアプラザが、地域の状況に合わせた多様な主体の連携・協働の支援ができるよう、コーディネート力向上のための人材育成等に取り組めます。

また、地域の課題解決や必要な人が必要な支援や活動につながるために、公的施設、関係機関、地域活動者・団体及び地域住民がそれぞれの特性に応じて力を発揮できるよう支援します。

コーディネート機能について

横浜市地域福祉保健計画では、第1期計画から市民を含めたコーディネート機能の強化に取り組んできました。地域福祉保健活動の推進に求められるコーディネート機能については、これまでの検討も踏まえて以下の図のように整理できます。

コーディネート機能とは、その基盤となる人を、人や団体・活動等に「つなげる・広げる」機能を中心に、「寄り添う・支える」、「生かす・育てる」、「創る」、「伝える」の5つの機能それぞれが連動することにより、より効果的な支援を可能にするものです。



コーディネート力について

ここでのコーディネート力とは、5つのコーディネート機能の総体を示しています。公的施設や関係機関、地域活動者・団体、地域住民のそれぞれの特色や強みによってコーディネート力に違いはありますが、それぞれが持つ力を更に高められるように努め、できる範囲でその力を発揮することが求められています。

更に様々な機関や団体が連携することにより、コーディネート力を総合的に高めていくことも可能となります。

主な取組

広報・啓発

- 地域住民に地域活動へ関わってもらうため、地域活動者等がつなぎ役や担い手の発掘役となることについての研修や広報等による働きかけ＜市＞
- 地域活動者等が、地域をよく知る人や地域の世話焼き役等のキーパーソンも巻き込みながら課題解決することについての研修や広報等による働きかけ＜市＞

情報提供、取組の見える化

- 地域に関する様々な情報を収集し、地域特性や地域活動等、関係者間で情報共有できる場の開催＜市＞
- 具体的支援・課題解決に向けた方策やイベント等の実施＜市＞
- 公的施設、社会福祉法人・施設、事業者等、それぞれの特徴を生かした地域での活動や生活サポート活動の事例集約と事例発表の場を通じた情報発信＜市社協＞

研修

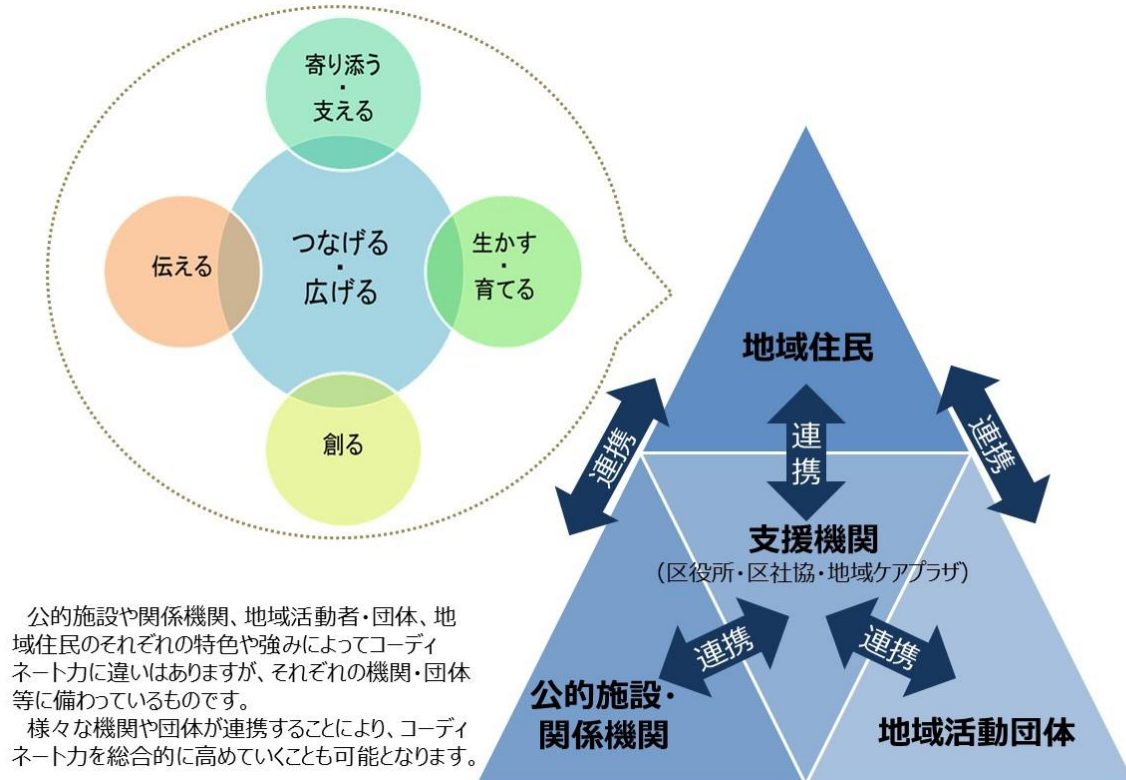
- コーディネートの必要性の理解、実践事例の共有、実践に生かせるコーディネート手法の習得等、職員のコーディネート力の向上を目的とした区社協、地域ケアプラザ向け研修の実施＜市・市社協＞
- 関係機関の既存のコーディネート役が、暮らし全般に関わる分野横断的なコーディネート力をつけるための研修等の開催＜市＞
- 専門職だけではなく地域福祉保健活動に関わる全ての行政職員に対する研修の実施＜市＞
- 個別支援対応力の強化等を目的とした地区社協、民生委員向け研修の実施＜市社協＞
- コーディネート役が支援を必要とする人に早期に気づき、行政や関係機関の支援（公助）等に的確につなげるための、行政や関係機関の相談先の明確化や情報提供・研修等の開催＜市＞

仕組みづくり

- 地域と行政・専門職をつなげる中間支援組織のコーディネート役や、今後の方策につなげられるキーパーソンの育成・強化のための支援＜市＞
- 地域では解決できないような生活課題や困りごとを抱えている人が、いつでも気軽に相談できる窓口となる人材の育成＜市＞
- 地域の中で高齢者、障害者、子ども・若者、外国にルーツのある人等との出会いやつながる機会を創出する支援者の育成＜市・市社協＞

参 考

- 支援機関、関係機関・団体、地域活動者・団体、地域住民等、地域にある様々な主体が、コーディネート機能を発揮して連携。
- 支援機関は生活課題や地域課題の解決に向けてコーディネートを中心を担う。



コラム 中間支援組織

中間支援組織は、市民団体や行政、大学、企業など様々な主体の間に立ち、情報収集・提供機能や、ノウハウや先行事例の提供、ネットワーク機能、コーディネート機能、行政に対する政策提言機能を持つ団体とされています。

複雑化した地域社会が抱える課題の解決に取り組むためには、市民団体、行政、企業等が、それぞれの強みを出し合いながら課題解決に取り組む必要があります。そのような多彩な主体をつなぎ、連携を図り、自律的に課題解決ができるよう支援する役割や機能を持つ中間支援組織は、今後ますます重要になると考えられます。中間支援組織というと、NPO のサポートセンターや公設の市民活動支援センターやボランティアセンターが思い浮かぶと思います。しかし、市民活動団体の中には、個別の地域課題や社会的課題に専門性を発揮しながら取り組みつつ、様々な主体をつないだり、他団体にアドバイスをするなど、中間支援機能を発揮しているテーマ型団体も見受けられます。

コラム 地域ケアプラザ コーディネーター（地域活動交流・生活支援）共通研修

地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターはともに、住民主体の地域づくりを基盤として取り組んでいます。そこで、共通で求められる視点・知識・支援技術を学ぶ集合研修を、健康福祉局と市社協が実施しています。職場や区域の人材育成の取組と組み合わせることにより、効果的な学びになることを目指しています。

	基礎編	応用編	実践編
ねらい	自らが置かれている現状を理解し、維持した上で、様々な関係づくりの方法を理解する。	実践を振り返り、自らが置かれている現状からの発展・創出・見直しに生かす。	実践を振り返り、自己の専門性を高めるとともに、実践内容を紐解き、モデルとなるコーディネーター像を具現化する。
対象	1年目	3～4年目	10年目～
日数	8日	2日	1日
内容	考え方の理解（個別支援と地域支援の一体的な取組、地域アセスメント、市の施策理解、ファシリテーション、ネットワーク構築等）	演習（ファシリテーション・実践事例の振り返り）	演習（実践事例の振り返り）

コラム 地区社協全体会（地区社協研修）

地区社協が「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を目指すためには、目に見える活動の結果だけでなく、住民や関係団体によるネットワークや、話し合いを積み重ねるプロセスが重要です。

そこで、地区社協全体会（地区社協研修）では、以下の視点に着目しながら、地区社協の活動者に向けた実践の共有等を行います。地区社協が直面している課題や、それに向き合う取組を互いに知り合うことで、横浜の地区社協が、地域福祉活動の基盤としてより充実していくことを目指しています。



【地区社協活動の視点】

- ① **話し合いの場をつくる**：困りごとを解決するための第一歩は「話し合う」こと。子育てや介護中の方、障害のある方など地域に暮らす多様な人が参加した話し合いが大切です。
- ② **解決のための様々な活動をする**：解決のための活動は「見守り」や「交流」「生活支援」など様々あります。今ある活動を工夫することで、新たな課題の発見や予防につながることもあります。
- ③ **団体など身近な地域での活動を応援する**：隣近所や自治会町内会などの身近な助け合いの仕組みづくりや横のつながりづくりなど、一人ひとりの困りごとに関わる仕組みにするため、暮らしに寄り添う小さな活動を後押しすることも、地区社協の大切な役割です。
- ④ **住民の理解を広げる**：困りごとを解決できる地域づくりを進めるためには、福祉についての住民理解を更に広げることが大切です。

◆重点項目＜柱1-4＞

地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

＜柱1-4-3＞

活動資源を確保するための支援

地域力を向上させるため、既存資源の活用を含め、地域福祉保健活動の継続・発展・開発に必要な環境整備を進めます。

また、柔軟な発想による取組や新たな手法等の情報提供を通じて、地域の福祉保健活動を支援します。

主な取組

地域力向上のための場づくり

- 活動に関する相談・支援を受けられる場としての地域ケアプラザ整備の推進＜市＞

支援策の整備

- 関係局課と協働し「地域にあって誰もが気軽に集える施設・場」*を活用したサロン等の様々な場づくりと、活動を継続するための支援（補助金事業等の利用可能な制度や事業の情報提供、申請支援等）＜市＞
- ニーズに合わせた助成金制度の見直し＜市社協＞

*「地域にあって誰もが気軽に集える施設・場」

①公的施設：地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウス、市民活動支援センター、地域活動ホーム、図書館、地域子育て支援拠点、老人福祉センター、スポーツセンター等

②より身近な地域にあり近隣住民が集いやすい場：空き家、空き店舗、自宅の一部活用、お寺の協力等

情報提供、取組の見える化

- 財源の確保を含む課題解決手法の情報提供による支援＜市社協＞
- 地域福祉保健活動における既存資源の利活用事例、先進的事例の集約と情報発信＜市社協＞
- 市民利用施設等の機能を生かした見守り事業、居場所事業等、取組事例の集約と情報発信＜市社協＞

コラム ふれあい助成金

よこはまふれあい助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施しています。障害者年記念基金・よこはまあいあい基金にいただいた寄付の他、善意銀行や共同募金からの資金を含め、平成29年度は2,547団体に対し、148,981,831円の助成を行いました。

▶市社協受付分（横浜市地域福祉保健計画助成）

横浜市地域福祉保健計画に沿って、新たに取り組む先駆的な事業に対する支援事業 等

▶区社協受付分（継続的奨励助成）

自発的で非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業 等

第2章

推進の柱 2

身近な地域で支援が届く
仕組みづくり

推進の柱 2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり		
<柱 2-1> 見守り・早期発見の仕組みづくり		
	2-1-1	見守りの輪の拡大
	2-1-2	気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくり
<柱 2-2> 連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実		
	2-2-1	地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支え合う仕組みづくり
	2-2-2	地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり
<柱 2-3> 身近な地域における権利擁護の推進		
	2-3-1	関係機関等と連携した権利擁護の推進
	2-3-2	成年後見人等への支援の促進
<柱 2-4> 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実		
	2-4-1	地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進
<柱 2-5> 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり		
	2-5-1	必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

◆重点項目＜柱2-1＞

見守り・早期発見の仕組みづくり

現状と課題

見守り活動の推進

- ◆区計画・地区別計画による取組や、災害時要援護者支援等を通じて、地域主体の見守り活動が進められています。
- ◆地域には社会的孤立や生活困窮、いわゆる「ごみ屋敷」*等、既存の制度だけでは解決が困難な問題があります。こうした問題を含めて、地域に潜在している生活課題は多くあるため、早期に発見し対応していくことが重要です。
- ◆これまでの取組を生かしながら地域主体の見守り活動を更に推進するとともに、民間協力事業者による緩やかな見守りと合わせ、地域での気づきの目を広げていくことが求められています。
- ◆認知症やロコモティブシンドローム**等、徐々に心身の機能が低下することへの受止めが困難な人を早期に把握することが求められています。

* いわゆる「ごみ屋敷」については第2章 67頁コラム「ごみ問題を抱えている人への支援事業について～いわゆる「ごみ屋敷」問題～」参照

**ロコモティブシンドローム：骨や関節、筋肉等の運動器の障害や移動能力を低下させてしまい要介護になる危険の高い状態をいいます。

気づきをつなぐ体制づくり

- ◆地域の身近な福祉保健の拠点・相談窓口として地域ケアプラザの整備が進められるとともに、高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野においても相談窓口や支援体制が充実してきています。
- ◆住民による活動と支援機関等による専門的なサポートを組み合わせることで、困りごとを抱えている人を早期に発見し、対応する体制となるよう、住民・住民組織と支援機関等がお互いの持っている情報を適切に取り扱い、共有する取組を広げていく必要があります。

柱2-1-1	柱2-1-2
見守りの輪の拡大	気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくり

目指す姿

- ◇個人情報の適切な取扱いについて正しく理解し、適正かつ効果的に活用し、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野に捉われない見守り体制の構築に向けた仕組みづくりが進んでいます。
- ◇どこに相談しても必要な機関につながる体制づくりが進んでいます。
- ◇生活課題が複合化・深刻化する前の段階で早期に発見され、適切な支援につながっています。

重点項目2－1活動指標	現状値(平成29年度末)	目指す方向性
災害時要援護者支援の取組を実施している自治会町内会の割合	85.1%	↗
生活困窮者自立支援制度相談者数*	4,975件	↗**

* 18区生活支援課及び若者サポートステーションにおける相談者数

**地域には支援を必要としているにも関わらず、いまだ制度を知らない方も多く、潜在的な支援ニーズの掘り起こしが必要と考えていることから、目指す方向性を↗（増加）としています。

コラム 災害時要援護者支援の取組

災害による被害を減らすには、日頃からの備え（自助）と地域での助け合い（共助）が欠かせません。高齢者や障害者等、特に地震等災害発生時に、自力で避難することが困難な方々（災害時要援護者といいます。）の安否確認や避難支援等が迅速に行われるためには、日頃からの要援護者との関係づくりや地域での声かけ・見守り等が重要です。

災害時要援護者支援の取組は、対象者を把握することから始まります。横浜市では、地域のこうした取組を支援するため、行政が保有する情報をもとに、特に避難行動が困難だと考えられる方々の名簿を作成し、個人情報の取扱い等を定めた協定を締結いただいた自治会町内会等に、この名簿を提供しています。現在、地域により様々な方法で行われていますが、主に3種類の方式があります。

同意方式	区役所から自主防災組織等に、「名簿提供について <u>同意した</u> 対象者の名簿」を提供する方式
情報共有方式	区役所から自主防災組織等に、「名簿提供に対し <u>拒否の意思表示をしなかった</u> 対象者の名簿」を提供する方式
手上げ方式	地域で災害時要援護者名簿への登録について周知し、 <u>自ら登録を希望する人</u> を募ることにより名簿を作成する方式

地域における災害に備えた日頃の取組として、要援護者を把握したら、あいさつや見守り等を通した顔の見える関係づくりや、地域の支え合いの輪に要援護者自身にも入っていただくための働きかけなど、日ごろの活動を進めていくことが大切です。

- ◆重点項目＜柱2-1＞
見守り・早期発見の仕組みづくり

＜柱2-1-1＞

見守りの輪の拡大

困りごとを抱えている人を早期に発見するため、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野や対象者に捉われない見守り体制や、見守りの意識を広げるための取組を進めます。

主な取組

広報・啓発

- 家族や近所の人等、周囲の人の変化に気づき、身近な支援機関や支援者、行政等につなげる大切さを幅広く市民に伝えるためのPRの実施＜市＞
- 困りごとを抱えている人に早期に気づき、支援につなげる相談窓口（関係機関）の周知＜市＞
- 困ったときに自ら声を上げやすいよう、日頃から地域とつながることの大切さやメリットについて、SNSや回覧、お祭り等の行事をはじめ様々な媒体や機会を利用した周知＜市＞

様々な主体との連携促進

- 日頃の活動を通して地域住民等の変化に気づく意識を広めるための、企業、商店、施設、NPO法人等との連携の推進＜市＞
- 支援が必要な人だけでなく、その予兆がある人を受け止め必要な支援につなげるための、地域や関係機関・学校・企業等のネットワーク構築の推進＜市＞
- 住民・住民組織と企業、商店、施設、NPO法人等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と情報発信＜市社協＞
- 集約した事例やノウハウの活用による見守り協力企業等と区社協をつなぐ支援＜市社協＞

見守りの仕組みづくり、実践への支援

- 要援護者マップ等の手法の運用支援を通じた見守り活動の拡充＜市社協＞
- 災害時要援護者支援等を通じた、災害時だけでなく平時における地域主体の見守り活動への更なる支援＜市・市社協＞
- 外出中に道に迷う可能性がある高齢者や障害者の見守り支援に向けた、市域の連携による仕組みづくり＜市・市社協＞
- 障害者等の当事者への理解と見守りを広げていくための取組の検討＜市・市社協＞
- 地域のサロンや配食活動等の見守り機能の充実に向けた、区社協、地域ケアプラザへの先駆的事例の情報提供＜市社協＞
- 住民の立場で見守り活動に協力するサポーターの養成＜市社協＞

参加の場づくり

- 日頃から地域とつながるための地域の中で気軽に参加しやすい場づくり＜市＞
- 困りごとを抱えている人が地域にいることを知り、受け入れる意識づくり＜市＞

コラム ひとり暮らし高齢者等の把握と地域における見守り活動等へのつなぎ

高齢化や核家族化に伴い、ひとり暮らしの高齢者が増えてきています。ひとり暮らし高齢者は、地域との関わりが希薄になって孤立しやすい、ケガや病気になった場合に頼れる先がないなど、地域で安心して暮らす上での課題を抱えている方も多くいらっしゃいます。こうした方に対しては、民生委員や地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）が状況を把握し、相談に乗ったり、地域における見守り活動につなげたりして支援しています。一方で、プライバシーの尊重や、防犯意識の高まりなど、ご近所同士のつながりが薄くなったことで、課題を抱えた方の把握が難しくなってきています。そこで横浜市では、行政が保有する75歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を民生委員や地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）に提供し、ひとり暮らし高齢者等の状況把握が進むよう支援しています。

支援を必要とするひとり暮らし高齢者を把握したときは、状況に応じて相談支援や地域における見守り活動等に的確につなげられるよう、民生委員、地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）、区福祉保健センターが情報共有しながら地域の実情に応じた日常的な見守りにつなげていきます。

コラム 進めています！困難を抱える若者への地域ぐるみでの支援

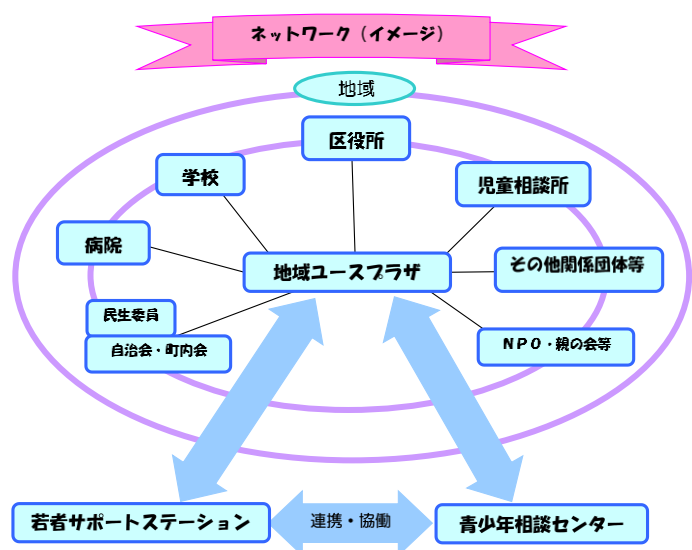
不登校や友人関係の悪化、就職活動でのつまずきなどをきっかけに、ひきこもり状態になり、社会活動に参加できなくなっている若者がいます。こうした若者は、外部との接点が少ないため社会から孤立しがちです。

横浜市では、若者の自立に向けた支援として、青少年相談センター・地域ユースプラザ・若者サポートステーションで、困難を抱える若者やご家族からの相談をお受けし、ご本人の状態に応じた段階的な支援を行っています。

例えば、市内4か所の地域ユースプラザでは、方面別に、地域の関係機関や親の会などでネットワークを形成し、定期的に連絡会を行っています。

連絡会では、民生委員から挙げられる「地域にいるひきこもり状態の若者へのかかわり方」、高校の先生から挙げられる「不登校をきっかけに退学してしまいそうな学生への対応」などの事例検討、支援機関や福祉制度についての研修などを行っています。

ネットワークの活動を通じて、ひきこもり等の困難を抱える若者への理解が深まり、地域ぐるみで支援できるよう取り組んでいます。



- ◆重点項目＜柱2-1＞
見守り・早期発見の仕組みづくり

＜柱2-1-2＞

気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくり

困りごとを抱えている人に気づき、相談窓口につなぎ、地域と関係機関等が連携して支援を行う仕組みづくりを進めます。

また、支援機関や関係機関が、地域の会議等で困りごとを抱えている人の情報を共有し、必要な支援につなげる仕組みづくりを進めます。

主な取組

相談・支援体制づくり

- 地域共生社会の実現に向けた、地域を「丸ごと」*支える包括的な相談・支援を推進（再掲）＜市＞
- 相談等が必要な人を支援機関へつなげられるよう、地域住民の意識の浸透の推進＜市＞

情報共有の仕組みづくり

- 既存のネットワーク（地区別計画の懇談会等）での、地域と関係機関との情報共有の推進＜市＞
- 民生委員と地域包括支援センターによる定期的な情報共有等、各地域の状況に合わせた住民・住民組織と支援機関相互の情報共有の仕組みづくりの推進＜市社協＞
- 地域にある見守り活動と区社協、地域ケアプラザが連携した情報共有の仕組みの事例の集約と発信＜市社協＞
- 外出中に道に迷う可能性がある高齢者や障害者の見守り支援に向けた、市域の連携による仕組みづくり（再掲）＜市・市社協＞
- 障害者の理解と見守りを広げていくためのサポーター養成の検討＜市・市社協＞

広報・普及啓発

- 各関係機関や福祉保健関係者等と連携した福祉保健等の制度の周知促進＜市＞

* 「丸ごと」については第1章5頁参照

コラム 自殺対策・ゲートキーパーの紹介

「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことはありますか？

ゲートキーパーとは、家族や友人など身近な人のいつもと違う様子に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要に応じて専門家や相談窓口につなぎ、見守る人のことです。

健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れなど様々な要因により、心理的に追い込まれた末に「自殺」に至ることがあり、それは、「誰にでも起こりうる危機」です。

国内の自殺者数は、平成 29 年でも依然として2万人を越え、また、横浜市でも495人と、かけがえのない命が日々、自殺に追い込まれているという非常事態はいまだ続いています。

そうした状況に早めに気づき、身近な人が「ゲートキーパー」になっていただけるよう、横浜市では、ゲートキーパーの役割等についても学ぶ機会となる自殺対策に関する研修会を開催しています。これまでの受講者は、市民の方をはじめ、市職員や民生委員、相談機関の方々など累計約2万人となっています。誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、引き続き、ゲートキーパーの養成を進めていきます。

ゲートキーパーの役割

- 気づき 家族や仲間の「いつもと違う様子」に気づく
- 声かけ 大切な人の変化に気づいたら、勇気を出して声をかける
- 傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- つなぎ 早めに相談窓口に行くことを勧める
- 見守り 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

コラム 横浜市認知症高齢者等 SOS ネットワーク

横浜市認知症高齢者等 SOS ネットワークは、認知症の人を日ごろから見守り、認知症により行方不明となる人の早期発見や安全確保のために、地域の関係者や関係機関（区役所・地域ケアプラザ・警察・消防・医療機関・福祉施設・地域団体・公共交通機関・民間企業等）でつくるネットワークです。認知症の人の事前登録や行方不明時の情報提供など、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

- ▶ 行方不明になった際、家族からの連絡を受けて、関係機関に発見への協力を依頼します。
県と連携し、市外や県外への自治体へも協力依頼ができます。
- ▶ 認知症による行方不明が心配な人は、事前登録をすることで、もしもの時に早く関係機関へ情報提供ができるほか、警察へ捜索を依頼する時に必要な情報の整理もできて安心です。

横浜市では、認知症の正しい理解を広め、地域の中で支え合う風土づくりのために、「認知症 やさしいまなざし あったかハート」をキャッチフレーズに、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを進めています。



◆重点項目＜柱2-2＞

連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実**現状と課題****連携し支え合う仕組みづくり**

- ◆地域福祉保健計画の推進や各制度に位置付けられた取組を通じて、困りごとを抱えている人を地域住民と支援機関・関係機関が連携して支援する体制が構築されてきています。
- ◆増えつつある複合的な生活課題を含め、個々の状況に応じて日々の暮らしを総合的に切れ目なく支えていくために、これまで進めてきた連携・協働の取組を住民の生活により身近な地域で広げていく必要があります。

課題解決の仕組みの創出、事業化・施策化

- ◆高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野で、区域、日常生活圏域における個別の生活課題や地域課題の共有、個別支援を検討する場ができています。
- ◆複合化・多様化する生活課題、地域課題に対応するために、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を越えた連携による取組が求められます。
- ◆地域住民と支援機関・関係機関の連携・協働により地域課題を共有し、解決するための取組については、地域福祉保健計画の推進等を通じて広がりを見せています。一方で、複数の地域で共通する課題に対して、事業化・施策化等により解決するための取組が十分ではない状況です。
- ◆住民の生活により身近な地域で地域課題を共有・解決するための取組が充実するとともに、複数の圏域における共通の課題を解決するための事業や施策を実施できる体制の構築を進める必要があります。

柱2-2-1	柱2-2-2
地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支え合う仕組みづくり	地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり

目指す姿

- ◇住民の生活により身近な地域で困りごとや生活課題を受け止め、住民・住民組織と支援機関、関係機関が地域課題を共有し、協働による課題解決に向けた取組が広がっています。
- ◇関係機関において、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を越えて地域の課題を共有し、共通する地域での生活課題の解決に向けた検討や、具体的取組を行っています。
- ◇困りごとや生活課題を支援する取組と、地域課題の解決に向けた取組が連動しながら、重層的な仕組みとして機能しています。

重点項目2-2 活動指標	現状値	目指す方向性
生活困窮者自立支援制度 支援調整会議の開催数	55回	→

コラム 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、「なかなか仕事が見つからない」「家計のやりくりで悩んでいる」等の様々な事情により生活にお困りの方が周囲から孤立することなく安定した生活が送れるよう、お一人おひとりの状況に応じた包括的な支援を行うため創設されました。

各区の生活支援課に窓口を設け、就労に関する相談支援や家計の見直し、子どもの学習支援等を行っています。

また、経済的な困りごとだけでなく、家族関係や心身の不調など、複合化・多様化している生活課題の状況に合わせ、関係機関等との連携・協働によりチームで支援に取り組んでいます。

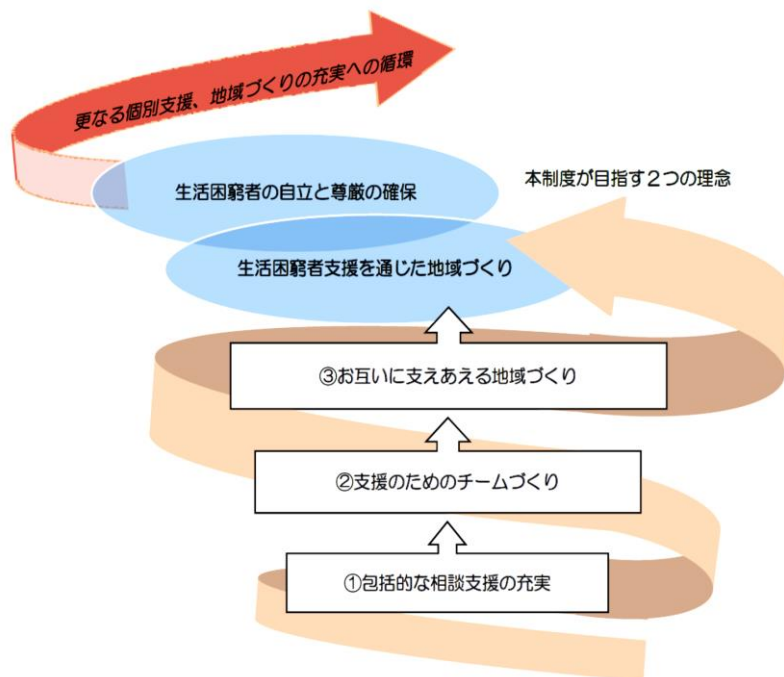
生活にお困りの方が少しでも早く相談につながることや社会への参加を促進していくためには、身近な地域との連携が重要です。各区においては住民主体のサロン活動や見守り活動等、地域とのネットワークづくり、「相互に支え合う」地域づくりを目標に各事業を推進しています。



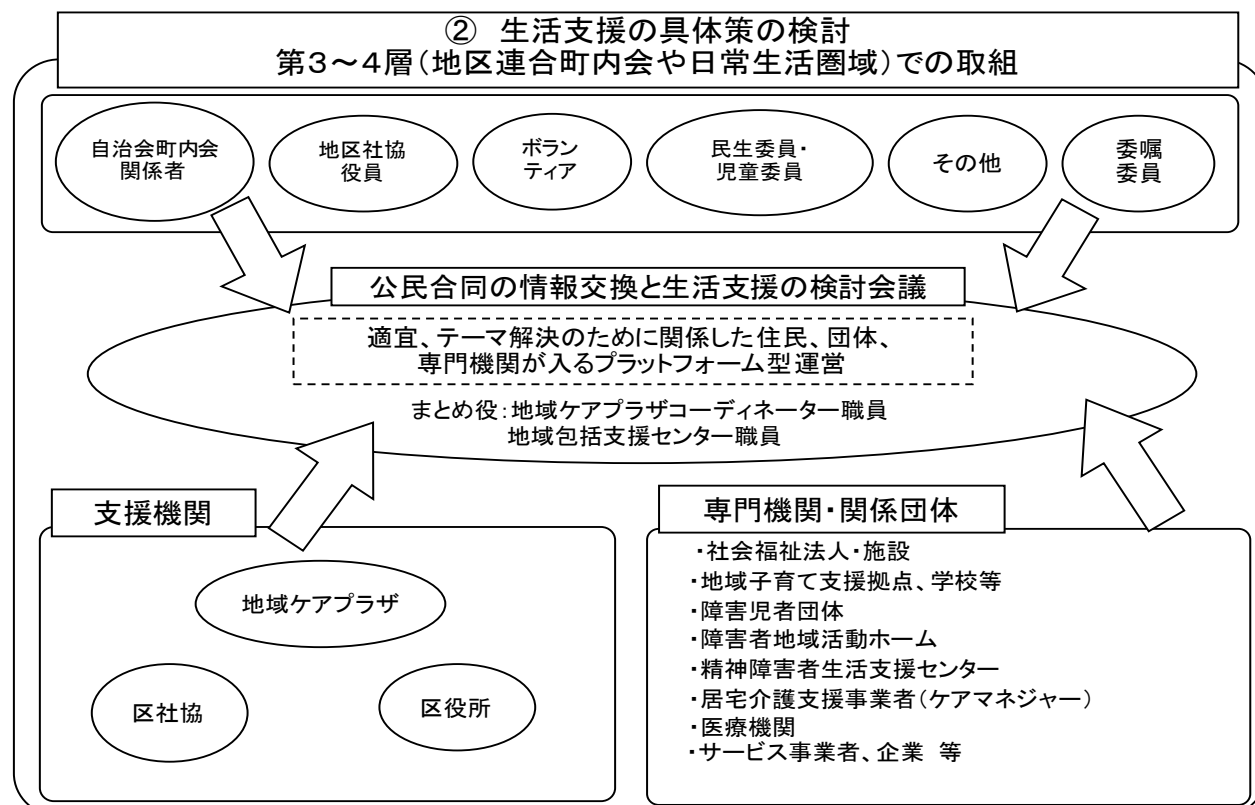
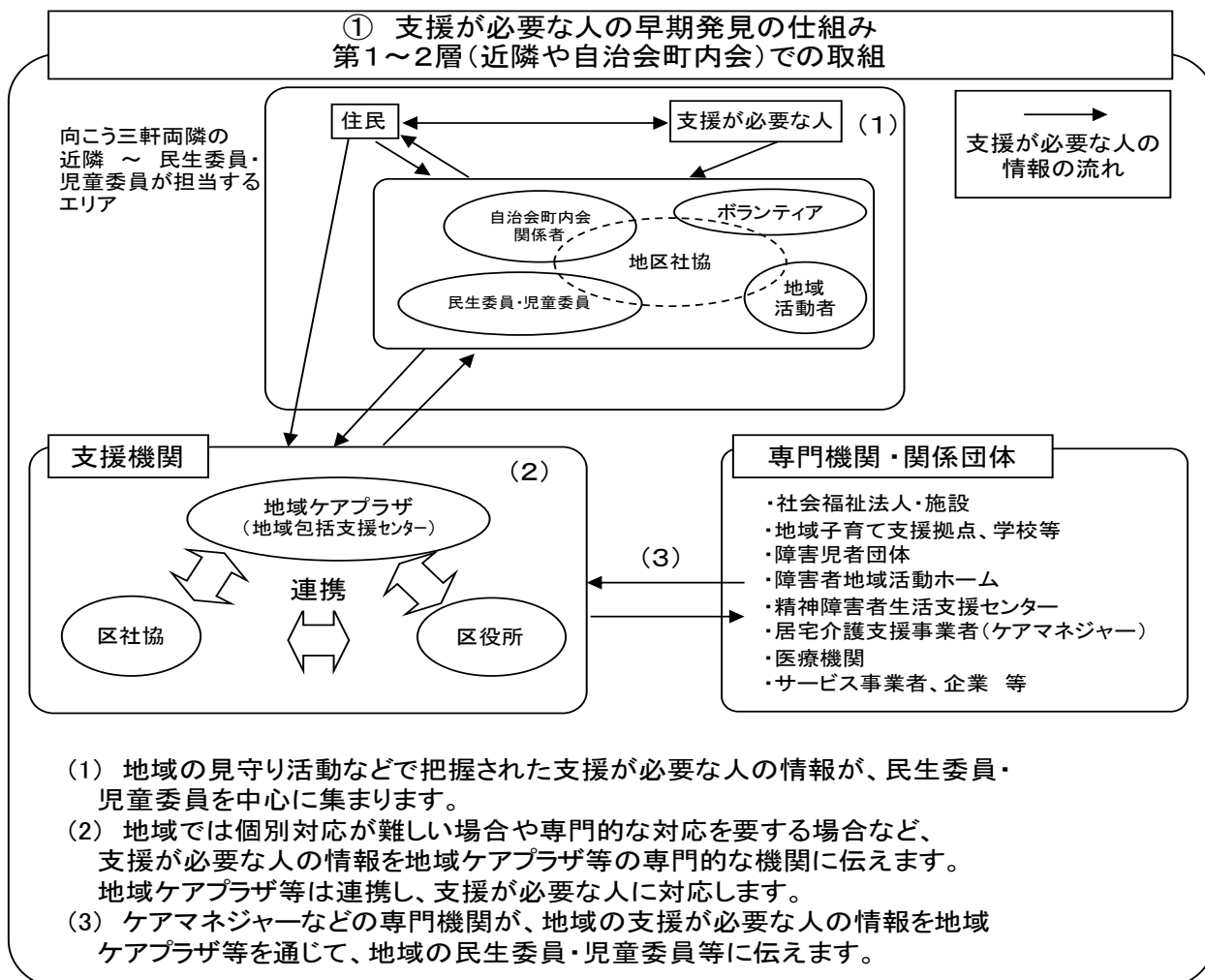
▶横浜市では、

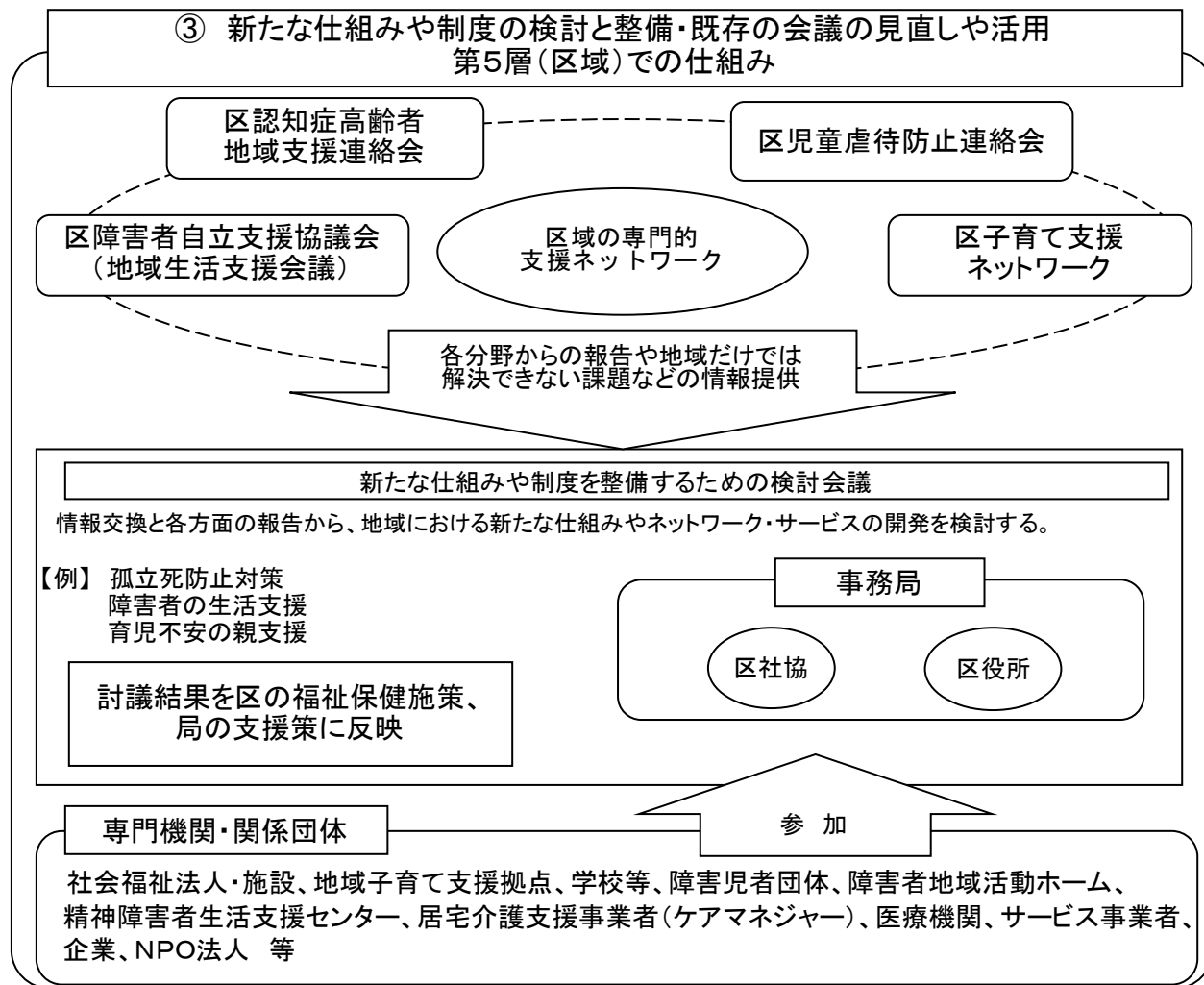
- ①包括的な相談支援の充実
- ②支援のためのチームづくり
- ③お互いに支えあえる地域づくり

の3つの視点から、生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指しています。



■ 圏域に応じた公民連携による相談・支援、生活課題・地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりの例





① 支援が必要な人の早期発見の仕組み

- 配食サービス・会食会、サロン活動、ボランティア活動等をする中で、地域で気になる人の情報が把握されたら、住民やボランティアから民生委員等を通じて支援機関にその情報が届き、具体的な支援につながる仕組みを充実させます。また同様に、専門機関の相談事業や事業者のサービス等の利用で地域のサポートが必要な人の情報が、支援機関を通じて民生委員等に伝わるようにします。

② 生活支援の具体策の検討

- 民生委員等に情報提供する身近な地域の協力者が増えるよう、支援機関は区民生委員児童委員協議会、地区社協等と協力して、この取組を進めます。
- 支援が必要な人に対して、行政や地域がどのような支援を行うのか検討する場を設けます。具体的には、地域ケアプラザがコーディネート役となり、専門機関・関係団体や民生委員等の地域人材の参画を得て、見守りネットワーク等で把握された課題への対応策を検討します。

③ 新たな仕組みや制度の検討・既存の会議の見直しや活用

- 既に実施している様々な区域の専門的支援ネットワークからの報告や情報を活用し、区内の支援機関やサービスに関わる事業者等による実務者レベルの検討会議を開催し、地域や個々の専門機関・関係団体だけでは解決できない課題を明確にし、新たな仕組みや制度の整備を検討します。

◆重点項目＜柱2-2＞

連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

＜柱2-2-1＞

地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支え合う仕組みづくり

住民の生活により身近な地域で困りごとや生活課題を受け止め、支援機関、関係機関と住民等が連携して解決していけるよう、お互いの役割の理解の促進と、課題解決に向けた体制づくり・仕組みづくりに向けた支援に取り組めます。

主な取組

研修等の実施

- 行政をはじめ、地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点等、支援機関及び関係機関の専門職が、制度の狭間の課題に対して、その専門性を生かし積極的に支援に関わる意識づくりのための研修の実施＜市＞
- 複合的な課題や困りごとを抱えている人への支援方法に関する事例の共有＜市＞
- 地域住民と支援機関・関係機関が協働した個別支援及び早期発見の仕組み、生活課題への支援策の検討等、重層的な支援体系について、研修や会議等を通じて区社協や地域ケアプラザにその視点が醸成され、理解が深まるよう支援＜市社協＞

相談・支援体制づくり

- 複合的な課題に、地域住民と関係機関が連携して対応するための包括的な相談・支援を推進＜市＞
- 施策化・事業の見直し等、必要に応じた市域における個別支援策の取組の検討＜市・市社協＞
- 身近な地域のつながり・支え合い活動推進事業等を通じた、地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向付け・支援＜市社協＞
- 連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援＜市・市社協＞
- 区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し＜市社協＞

取組の見える化

- 実践の更なる発展を目的とした事例発表の実施＜市社協＞

コラム ごみ問題を抱えている人への支援事業について～いわゆる「ごみ屋敷」問題～

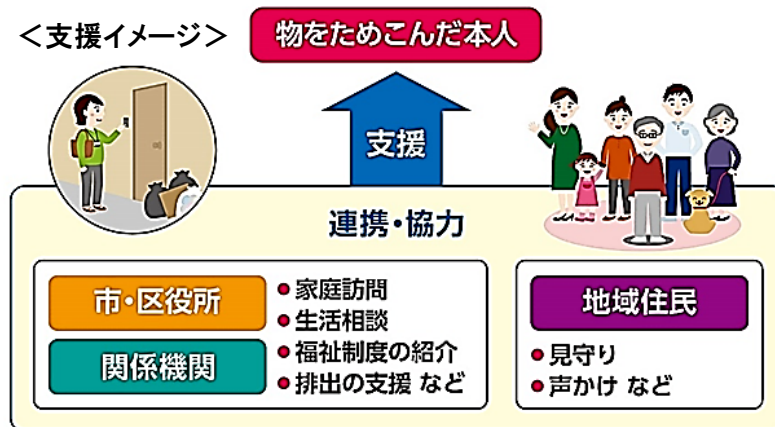
近年、家の内外にごみ等をため込んでしまい、悪臭や害虫を発生させるなど、本人又は近隣住民の生活環境に影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題として取り上げられる機会が増えてきました。

その背景には、加齢や疾病による身体機能・判断能力の低下、経済的困窮、地域からの孤立など、様々な課題があり、今日の社会が抱える地域課題の一つです。

この問題の根本的な解決には、ごみを撤去するだけでなく、当事者に寄り添い、福祉的な支援を通じて背景にある課題を解決することが必要です。

平成28年12月1日に施行した「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」では、福祉的支援に重点を置き、市役所だけでなく、地域住民、関係機関とも連携し、取り組むことを基本方針としています。

<支援イメージ>

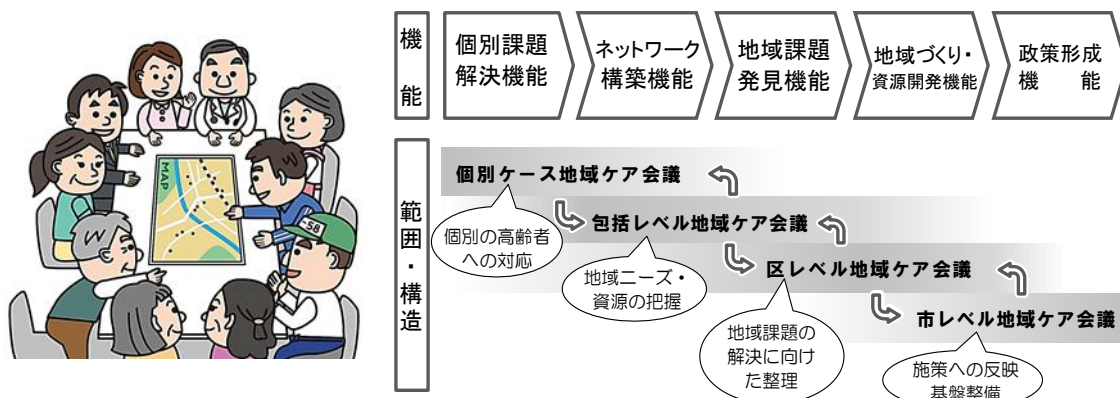


* 家の内外にごみ等をため込み、近隣の生活環境に様々な影響を及ぼす状態の住宅を表す用語がないことから、それらの状態を表す言葉として、いわゆる「ごみ屋敷」という表現を用いています。

コラム 地域ケア会議について

地域ケア会議は、多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々とともに地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズに必要な社会基盤整備につなげていく一つの手法です。

個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議が重層的に構成されており、各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、資源開発や政策形成にまでつなげていきます。また、その結果をフィードバックすることで個別支援に生かします。



◆重点項目＜柱2-2＞

連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

＜柱2-2-2＞

地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり

高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野から見える課題や地域から見える課題を、支援機関・関係機関と住民等で共有し、協働による課題解決に向けた取組を一層推進します。

主な取組

地域課題の共有

- 高齢者、障害者、子ども・若者だけでなく、生活困窮者を含め、地域で困りごとを抱えている方の課題を分野横断的に協議する場の検討 ＜市＞
- 社会的孤立や生活困窮等、1～6層の各圏域*で解決に向けた検討が必要な共通の地域課題の提示 ＜市社協＞

*「1～6層の各圏域」については第1章9頁「地域福祉保健計画における圏域の考え方」参照

研修等の実施

- 関係団体・関係者に対し、連携の必要性に関する意識啓発のための研修実施 ＜市＞
- 区役所・区社協・地域ケアプラザ対象の研修や連絡会議等において、「住民・住民組織と関係機関が協働した地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり」の視点が醸成され、理解が深まるよう支援 ＜市・市社協＞

協働に向けた仕組みづくり

- 地域住民や支援機関、関係機関の協働による地域課題の解決に向けた仕組みづくり ＜市＞
- 連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援（再掲） ＜市・市社協＞
- 区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し（再掲） ＜市社協＞

地域課題の解決に向けた取組への支援

- 市域における共通の地域課題解決へ向けた、施策化・事業の見直しの実施 ＜市・市社協＞
- 身近な地域のつながり・支え合い活動推進事業等を通じた、地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向付け・支援（再掲） ＜市社協＞

取組の見える化

- 実践の更なる発展を目的とした事例発表の実施（再掲） ＜市社協＞

コラム 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業

横浜市社協では、平成25年度から「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業（身近事業）」に取り組んでいます。この事業は、社会的に孤立し、制度の狭間で必要な支援に結びついていない方を同じ地域で暮らす住民の気づきを生かして早期に発見し、必要に応じて専門職による支援につなげ、地域住民とともに、地域の中でその人らしい居場所と役割を見出して、暮らしていけるようにすることを目的とした取組です。

身近事業は「事業」という言葉が使われていますが、その本質は地域支援のアプローチの視点です。



（取組事例）

ある日、認知症の妻を介護する夫が「妻に暴力をふるってしまうことがある…自分が変わってってしまう」と涙ながらに近隣住民に告白していたことが分かった。

それを聞いた区社協は、地域ケアプラザ、行政、住民と話し合いを重ね、妻は専門サービスで対応し、夫は地域の方で支えることに。

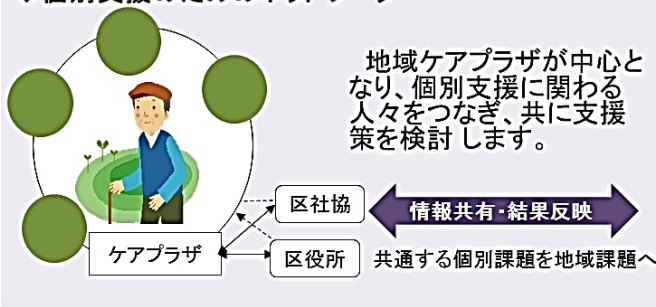
夫の気持ちに寄り添い、「昔の仲間とリフレッシュの時間を持とう」という地域からの投げかけに、夫は号泣しながらうなずき、徐々に気力を取り戻していく。

▶ 報告書「個別支援と地域支援の融合」に本事業の事例を複数掲載。横浜市社協ホームページからダウンロード可能。

<http://www.yokohamashakyo.jp/chiiki-dukuri.html>

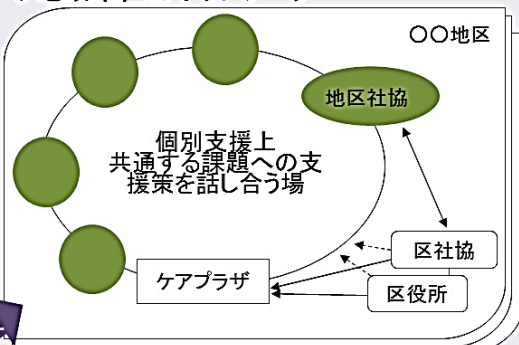
コラム 地域の生活課題を把握・調整・解決する仕組みの充実

◆ 個別支援のためのネットワーク



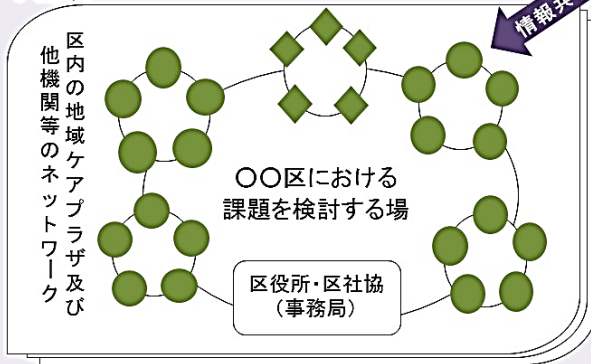
各地区に共通する地域課題を区の施策へ

◆ 地域単位のネットワーク



・地区連合町内会(3層)や、日常生活圏域(4層)において、共通する個別課題を地域課題と捉えて、支援策を話し合います。

◆ 区域



・個別支援から把握した地域課題を区内の地域ケアプラザや他機関・団体等と共有し、区の課題と捉え支援策を話し合います。

市の施策へ

個別支援のためのネットワークで見出した共通する個別課題を、地域課題と捉えて支援策を検討しつつ、区における「地域の基盤づくり」や「区の施策検討」にもつなげます。その結果、より質の高い個別支援ができるようになることを目指します。



◆重点項目＜柱2-3＞

身近な地域における権利擁護の推進

現状と課題

権利擁護

- ◆高齢者を狙った悪徳商法や障害者に対する財産搾取、虐待等、重大な権利侵害の事例が増加しています。
- ◆少子高齢化、単身世帯の増加等により、高齢者・障害者を地域で支える権利擁護のニーズが増加しています。

成年後見制度

- ◆制度の理解促進のための広報等も多く行われていますが、地域の理解が十分に進んでいない状況が見られます。
- ◆制度利用の実態では、障害者の利用が進んでいない状況が見られます。

法人後見の普及・啓発事業

- ◆横浜市では平成26年度より、成年後見制度法人後見支援事業に取り組んでいます。

市民後見人養成・活動支援事業

- ◆横浜市では平成24年度より、市民後見人の養成を開始し、平成29年度末で32名が市民後見人として活動しています。

その他の課題

- ◆新たな課題として、既存の制度やサービスだけでは対応しきれない「身元保証（保証問題）」や「死後事務」等があります。そのような課題に対し、個人では対応することが困難な人への新たな支援手法を構築していく必要があります。

柱2-3-1	柱2-3-2
関係機関と連携した権利擁護の推進	成年後見人等への支援の推進

目指す姿

- ◇成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度の利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら、地域の中で生活を送ることができています。
- ◇国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進するため、中核機関*の設置等、権利擁護に関する相談体制や地域連携ネットワークが整備されています。

*中核機関：相談対応や専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、各地域における連携ネットワークを形成・強化していくため、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等をはじめとする関係者からなる協議会等の事務局機能を担うものです。

イメージ図については資料編151頁参照

重点項目2－3 活動指標	現状値(平成29年度末)	目指す方向性
あんしんセンター契約件数	1,028 件	↗
横浜市市民後見人受任者数	32 人	↗

コラム 成年後見制度とは

▶ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の十分でない方は、財産の管理や、健康や生活状況の維持向上のために介護などのサービスや施設への入所・病院への入院に関する契約を結んだりする必要があるとしても、自分で判断することが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約や、本来不必要な契約であっても契約をしてしまうなど、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。こうした自分ひとりで判断することが難しい方に対し、法的な権限を持って支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。成年後見人等は、本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行うことになります。

▶ 法定後見制度

本人や配偶者、四親等内の親族等が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が本人の援助にあたり適切な方を選任し、本人の支援をする制度です。本人の判断能力の状況によって「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、家庭裁判所が決定します。

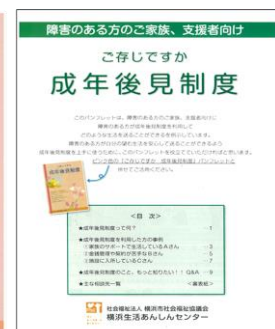
▶ 任意後見制度

判断能力が十分なうちに、あらかじめ自分で選んだ代理の方と任意後見契約を結び支援の内容を約束しておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されてはじめて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

☞ 成年後見制度について詳しく知りたい場合は、区役所、区社協、地域ケアプラザ、基幹相談支援センター等で、パンフレットを配布していますので、ご相談ください。

また、弁護士等の専門職団体等でもご相談を受け付けています。



◆重点項目＜柱2-3＞

身近な地域における権利擁護の推進

＜柱2-3-1＞

関係機関等と連携した権利擁護の推進

成年後見制度等の権利擁護を必要とする人を早期に発見し相談対応をしていくため、必要な広報等を各専門職団体・関係機関等と連携して実施します。また、制度を活用するに当たり、必要な制度・体制を整備します。さらに、自己決定の支援に向けた必要な取組を進めます。

主な取組

広報

- 各専門職団体・関係機関と連携し、支援者等へ成年後見制度等の権利擁護に関する制度についての広報の推進＜市・市社協＞
- 対象者等に合わせたパンフレットや動画等を用いた広報媒体の作成＜市・市社協＞

中核機関の設置・ネットワーク構築

- 横浜市にふさわしい中核機関及び地域連携ネットワークについて、他分野の会議体等を踏まえた体制整備の検討＜市・市社協＞

申立て支援

- 成年後見制度利用支援事業における、本人及び親族申立ての際の申立て費用の助成の検討＜市＞

権利擁護に関する取組

- 新たな課題である「身元保証」「死後事務」に関する事業実施に向けた支援手法の検討＜市・市社協＞
- エンディングノートやあんしんノート等、自己決定の支援のための取組の推進＜市・市社協＞
- 権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援、関係機関との連携等、区域の権利擁護事業推進に関する支援の実施＜市社協＞
- 障害者後見的支援制度等の、当事者を中心とした見守りネットワークの構築・拡充＜市社協＞

コラム 障害者後見的支援制度

横浜市障害者後見的支援制度は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、横浜独自の制度として平成 22 年 10 月からスタートしました。

18 歳以上の障害のある人が居住区の後見的支援室に登録して利用します。

▶後見的支援室では

- ①本人や家族から、本人の生き立ちや現在の生活の様子、家族が生活の中で配慮していること、将来の希望・不安などを伺い、本人や家族の想いに寄り添いながらこれからの暮らしを一緒に考えています。
- ②本人と日常からつながりのある人を確認しながら、地域の方たちに「あんしんキーパー」として協力いただき、本人の暮らしを支えるネットワークづくりに取り組んでいます。

▶主な役割

- ・「あんしんキーパー」身近なところでさりげなく本人を見まもる。
- ・「あんしんサポーター」日中活動の場や暮らしの場など、本人のところへ定期的に訪問する。
- ・「あんしんマネジャー」本人が望む暮らしをどのように支えていくかを考え、その暮らしが実現できているか定期的に確認する。
- ・「担当職員」障害のある人や家族にこの制度を伝えたり、あんしんキーパーとして協力していただく人を増やすなど、この制度を地域に広げていく。

※平成 30 年 6 月末現在、利用登録者数 1,431 名、あんしんキーパー 1,455 名（延べ人数）となっています。



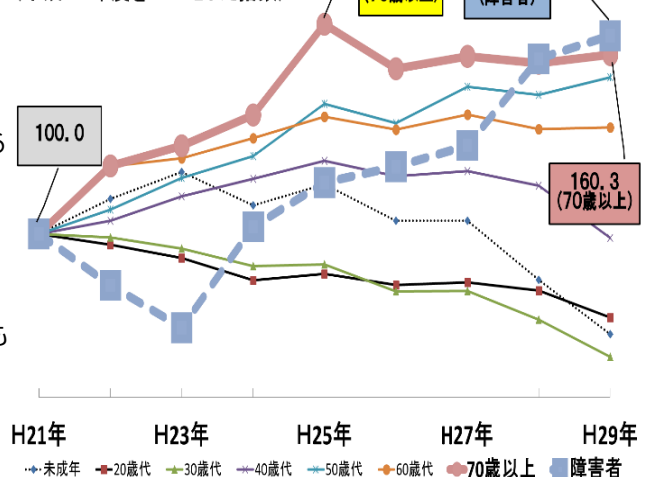
コラム 高齢者や障害者に対する消費者被害を地域で防ぐ

横浜市消費生活総合センターでは、近年高齢者や障害者からの相談が急増しています。

ご本人が消費者被害にあっていることに気づかない場合や、誰にも相談できず次々被害にあってしまうケースもあります。具体的な相談内容等としては、「知らぬ間に高額請求がきた」「クーリングオフについて知りたい」などの相談が多くなっています。

地域の中で、消費者被害に関する知識を深めてもらえるよう、消費生活推進員などが情報発信や出前講座を行っています。

各年代別消費者相談状況
(平成21年度を100とした指数)



◆重点項目＜柱2-3＞

身近な地域における権利擁護の推進

＜柱2-3-2＞

成年後見人等への支援の推進

成年後見人等として活動している親族、専門職、法人後見実施団体、市民後見人等からの相談に応じられるよう、専門機関や関係機関等が連携しながら、きめ細やかな支援を行う体制を整備します。

また、市民後見人、法人後見の実施団体等の育成、支援等を実施し、成年後見制度を必要とする人が、適切な後見人等候補者を選択できるよう支援します。

主な取組

中核機関の設置・ネットワーク構築

- 成年後見人等からの相談を受ける中核機関及び地域連携ネットワークについて、高齢者、障害者、子ども・若者等、様々な分野の会議体等を踏まえた体制整備の検討・実施＜市・市社協＞
- 成年後見人として活動している親族後見人等を支援する体制づくりの検討＜市・市社協＞

後見人の養成・支援

- 地域で権利擁護を担う市民後見人の養成・活動支援・受任促進＜市・市社協＞
- 法人後見を担う団体への支援＜市・市社協＞

コラム 法人後見支援事業

▶よこはま法人後見連絡会

法人後見を実施している団体、および準備をすすめている団体間のつながりをつくることを目的とし、平成26年度から市内で活動する法人後見実施団体に参加を呼びかけ、情報交換や共通課題の協議の場を設けています。

▶成年後見制度利用促進に関するアンケート実施からの様々な取組

平成26年度から27年度に実施した制度利用促進アンケートの結果から、障害のある方の制度利用促進には、①障害当事者及び関係機関の制度への理解が不十分、②障害理解のある後見人等候補者の確保が必要という大きな2つの課題が把握されました。

課題①への取組としては、啓発用パンフレット「障害のある方のご家族、支援者向け ご存じですか成年後見制度」を平成28年度に作成しました。

課題②については、「法人による後見人等受任」をすすめていくことの必要性を確認し、平成29年度より具体的な法人後見の課題や可能性についての検討を障害福祉施設等の運営法人に呼びかけて実施しました。

更に、障害福祉施設へのヒアリングを実施した結果、成年後見制度利用促進のために本人に寄り添い支援する方々への広報、啓発をより進めていく必要性が高いことがわかり、平成30年度は障害福祉施設等の管理者や職員向けに「成年後見制度」の合同研修や出張説明会を実施しています。

コラム 市民後見人養成・活動支援事業

横浜市では平成 24 年 3 月に、『横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書～地域における権利擁護推進にむけた「市民後見よこはまモデル」の提案～』の中で、市民後見人の定義を定めています。

▶市民後見人とは

- ①地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって被後見人を見守り、支える役割を担う。
- ②被後見人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉を推進する。
- ③成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、横浜市養成課程の修了と所定の登録を必須とする。

市民後見の担い手を養成するため、横浜市市民後見人養成課程を行っています。養成課程では、専門知識や後見人としての倫理などの座学と併せて、市社協の法人後見受任ケースへの同行などの実務実習も行っています。平成 30 年 6 月からは、第 4 期の養成課程を実施しました。

養成課程を修了し、横浜市市民後見人バンクに登録した方(以下、「バンク登録者」といいます。)が市民後見人として活動しています。

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
実施年度	平成 24～25 年	平成 26～27 年度	平成 28 年度	平成 30 年度
対象区	西区・緑区・青葉区	第 1 期での対象区以外の 15 区	鶴見区・西区・港南区・金沢区・栄区・泉区・瀬谷区 ※募集開始時点でバンク登録者の少ない区を対象	市内全区
修了者数	44 人	39 人	12 人	—

バンク登録者数	62 人
市民後見人受任者数（終了者含む）	42 人

※平成 29 年度末時点

市民後見人受任者およびバンク登録者に対しては、区役所や区社協と連携して横浜生活あんしんセンターは以下のような支援を行っています。

▶市民後見人受任者への支援

- ・日常的な相談対応
- ・家庭裁判所への提出書類等確認
- ・受任者連絡会の実施
- ・受任者定期面談の実施

▶バンク登録者への支援

- ・サポートネットへの参加
- ・自主勉強会実施の支援
- ・全体研修の実施
- ・バンク登録者定期面談の実施

◆重点項目＜柱2-4＞

幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

現状と課題

つながりづくりや連携を通した健康づくり

- ◆健康寿命の延伸の視点を取り入れた健康づくり・保健活動については、第3期区計画、地区別計画にも数多く取り入れられています。住民主体の介護予防や健康づくり活動をきっかけとしたつながりづくりが住民の生活により身近な地域で進められ、社会参加の機会の提供や生きがいづくりに発展している取組も多く見られます。
- ◆健康づくりに関心が低く、取組等に参加していない層等に対する予防に向けた働きかけが課題となっています。
- ◆うつ病等、こころの病のある方は増加傾向にあり、自分の問題として、こころの健康の保持、増進に努めていくよう啓発することが必要です。
- ◆健やかな生活を維持していくためには予防の視点が大切です。また、健康づくりの取組は世代を問わず参加しやすいことから、引き続き取組を進めていく必要があります。

柱2-4-1

地域とのつながりづくりや連携を通した健康づくりの推進

目指す姿

- ◇自分が健康と感じる住民が増加しています。
- ◇健康寿命の延伸に向けた地域主体の取組が広がっています。
- ◇健康に関心が低い層等に対する予防に向けた働きかけや地域とのつながりづくりの推進により、より多くの住民が身近な地域での健康づくり活動に取り組んでいます。
- ◇様々な主体による地域づくり等の取組が進み、より多くの住民が参加することで、社会参加の機会の提供や生きがいづくりに発展するとともに、結果として健康づくりにもつながっています。

重点項目2-4活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
元気づくりステーション参加者数	7,668人	↗

参考：第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標値（2020年度(平成32年度)）8,000人

コラム ソーシャル・キャピタルについて

ソーシャル・キャピタル（Social Capital）は、「社会関係資本」とも訳されますが、人と人との「つながり」を意味し、「お互いさま」「地域の力」「住民の底力」ともあらわされます。人と人とのつながりが活発になること、つまり、ソーシャル・キャピタルが豊かであれば、住民の地域活動への参加も活発になり、地域の人間関係の豊かさと、地域活動の活性化とが好循環していきます。

また、ソーシャル・キャピタルは健康にも良い影響を与えることが、さまざまな研究から明らかになっています。例えば、地域で開催しているサロンの参加者の健康維持だけでなく、サロンの運営に関わるボランティア自身の健康にも良い効果が出ています。

社会活動等への参加は元気の秘訣！

社会活動等に積極的に参加している人ほど、4年後も健康で自立した生活を維持できていた。

※「参加なし」を「1」とした場合と比較

図1 ボランティア活動・市民活動・NPO等への参加の場合

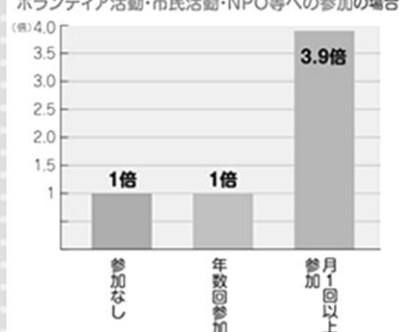
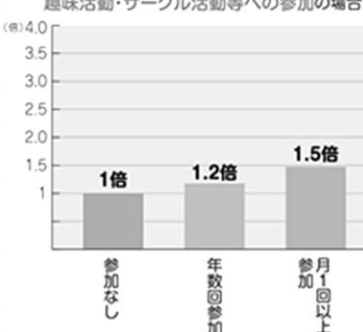


図2 趣味活動・サークル活動等への参加の場合



出典：東京都健康長寿医療センター研究所
高齢者の社会活動等への参加による4年後の生活機能維持に関する調査（首都圏A市）（2008～2012年）

趣味やサークル活動を月1回以上楽しんでいる高齢者は、活動していない高齢者に比べて、4年後も元気な生活を続けていた人が **1.5倍** 多かったという結果が出ています。



ボランティアなどの地域活動に月1回以上参加している高齢者は、参加をしていない高齢者と比べて、4年後も元気な生活を続けていた人が **3.9倍** 多かったという結果が出ています。



◆重点項目＜柱2-4＞

幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

＜柱2-4-1＞

地域とのつながりづくりや連携を通した健康づくりの推進

全ての年代の住民が年齢や病気の有無に関わらず、それぞれの健康状態に応じて、運動や食事、睡眠等の生活習慣を整え、自分自身の健康づくりに継続して取り組めるように支援します。

また、健康づくりと地域でのつながりづくりや支え合いの活動を関連付けて推進していくことで、より多くの幅広い層の人々に健康づくりの意識の定着を図るとともに、健康づくりの活動を広げていきます。

主な取組

身近な地域での健康づくりの推進

- 老人クラブ（シニアクラブ）や地域の親子の居場所等と連携した健康づくり講座や健康づくりを推進するボランティアの育成を通じた、住民の生活に身近な地域での健康づくり事業の推進＜市社協＞
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等と連携した身近な地域での健康づくり活動の推進＜市＞

活動団体・活動者支援

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等、健康推進に関わる地域住民が、健康課題の変化や地域の課題に合わせて役割を担えるような情報提供や研修等による支援＜市＞
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等の活動の幅が更に広がるための、地域や様々な分野の活動団体とのつながりづくりの支援＜市＞
- 地域での仲間づくりやつながりづくりを通した健康づくりを定着化するための組織化支援＜市・市社協＞
- 幅広い世代の参加等、活動の特徴を生かして多世代交流事業や見守り事業につなげられるような発展の可能性の検討、活動の支援＜市・市社協＞

取組の見える化

- 地域の取組や関係局課と連携した取組等、活動の参考となるような具体的な取組事例の紹介＜市＞

広報・啓発

- 乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに合わせた病気の予防的視点を持って、運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣を整えていけるよう、働き世代には企業等との連携、子どもと養育者には地域子育て支援拠点や教育機関等との連携を通じた周知＜市＞
- 疾病の早期発見のために、特定健診やがん検診等の定期的な受診の勧奨＜市＞
- 様々な分野の活動者に向けた、人や地域とのつながりと健康づくりの考え方の広報＜市＞
- 企業や社会福祉法人等への働きかけ等、多様な方法による幅広い市民に向けた健康づくりの浸透＜市＞
- こころの健康について、症状が深刻化する前の段階での見守りや受診行動につながり必要な取組が進むよう、地域での理解促進、セルフケアの推進、自殺対策等についての市民に向けた広報＜市＞

コラム 元気づくりステーション

▶ 元気づくりステーションとは

地域の中で介護予防・健康づくりに取り組むグループ活動であり、体操筋トレ（ハマトレ等）、ウォーキング、認知症予防、口腔機能向上、栄養改善など様々な活動を行っています。自治会町内会館、団地集場、公園、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）など、歩いて行ける身近な場所で、主体的・継続的に活動しています。



元気づくりステーションに人が集うことで、地域の仲間の輪が広がります。区役所保健師等が活動の立ち上げや継続のためのお手伝いをしています。

また、加齢に伴い、たとえ虚弱になっても通い続けることができるよう、リハビリテーション専門職と連携し、プログラムの工夫等の提案も行っています。



平成30年3月末時点 280グループが活動しています。

コラム よこはまウォーキングポイントの活用事例

よこはまウォーキングポイント事業は身近なエリアの商店街や地域ケアプラザに歩数を読み込むリーダーが設置され、単に歩くだけではなく、外出の機会や地域におけるつながりづくりなど、コミュニケーションのツールとしても利用されています。

地域で活動する保健活動推進員や食生活等改善推進員等の方々がこの事業を積極的に市民に促し、地域への浸透に貢献してきました。特に、保健活動推進員は「ウォーキングによる健康づくり」をテーマに掲げ、地域で体力測定会や正しい姿勢の歩き方の講座などにも取り組み、歩数計を持つだけではなく、ウォーキングを楽しく、継続し、健康づくりに役立ててもらおうよう工夫しています。

「働き・子育て世代（成人期）」の健康づくりでは、運動をはじめとした生活習慣の改善が課題となっています。ウォーキングポイント事業は仕事をしている人も取り組めるよう、事業所単位での参加ができる仕組みとなっています。歩数計を持つことをきっかけにコミュニケーションが活発になるなど健康づくりに取り組む動機付けに役立っています。従業員の健康づくりに取り組む企業等が増え、活気ができることで、住んでいる人も街も元気になります。

また、2018年から導入した歩数計アプリなどにより、地域の若い世代の参加を一層促します。



◆重点項目＜柱2-5＞

支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

現状と課題

施策の推進

- ◆市計画の推進による、支援が届く仕組みづくりに向けた取組の実施により、各区においても地域の特性に応じた見守り体制・支援体制づくりが行われています。
- ◆これまでの取組から見えてきた課題等を整理し、個人情報をはじめ各種情報の活用方法や適切な取扱いの周知、参考となる事例やノウハウの提供、事業の見直し検討、個別課題から地域課題としての的確な支援につながる仕組みづくり等を進めていく必要があります。

柱2-5-1

必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

目指す姿

- ◇住民と関係機関が協働により事業を実施する経験を積み重ね、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野・対象を問わず困りごとを抱えている人を早期に発見する取組が充実しています。
- ◇個人情報が正しい理解のもと、適正かつ効果的に活用され、必要な見守り・支え合いの活動が活発に実施されています。

重点項目2-5活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
地域子育て支援拠点 （サテライト含む）整備数	21 か所	↗
地域ケアプラザ （特養包括*含む）整備数	140 か所	↗

* 特養包括：地域包括支援センターを運営している特別養護老人ホームのこと

コラム 個人情報保護法改正

平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が施行されました。

これまで、法律の適用対象は、5,000 件を超える個人情報を取り扱う事業者に限定されていましたが、法改正により、取り扱う個人情報の数にかかわらず名簿等を取り扱っている事業者には個人情報保護法が適用されます（営利・非営利を問わないため、自治会町内会、地区社協、NPO 法人なども対象になります。）。

個人情報は、保護と活用のバランスが大切です。ルールに従って適切に取り扱っていれば特に問題はありませんが、この機会に、個人情報の取扱いについて、ルールを確認することが必要です。

1 個人情報を取得するときは、利用目的を決めて、本人に伝えること。

2 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと。

3 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること。

4 「要配慮個人情報」※は、本人の同意を得て取得すること。

※個人情報のうち、「人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師等からの指導・診療・調剤が行われたこと、刑事事件・少年の保護事件に関する情報等」のこと。

5 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。

6 取得した個人情報は安全に管理すること。

7 苦情の申し出に対応すること。

横浜市市民局市民情報課のウェブページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/>

◆重点項目＜柱2-5＞

支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

＜柱2-5-1＞

必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進

住民の生活により身近な地域で困りごとを抱えている人に必要な支援が届く体制を構築するための事業や施策等を推進します。

主な取組

仕組みづくり

- 事業・施策を通じた見守り・支援が必要な人の早期発見・課題解決のための支援や協働 ＜市＞
- 地域活動者等が安心して活動できるように、地域を「丸ごと」* 支える包括的な相談・支援の推進 ＜市＞
- 行政等から地域に提供される情報を地域支援に活用していく手法の提示 ＜市社協＞
- 実践を通じた地域支援や地域における個別支援のノウハウの集約と提示 ＜市社協＞

* 「丸ごと」については第1章5頁参照

実践事例・データの整理と提供

- 実践事例、根拠法令、国等の検討状況等、実践に生かせる情報が取得できるポータルサイトの検討・実施 ＜市社協＞

取組の見える化、情報提供

- 地域の会議や取組を通じた情報交換や課題解決に向けた話し合いや役割の確認が円滑に行える機会づくりについて、地域と支援機関が検討するための先行事例の情報提供 ＜市＞

個人情報の取扱い周知

- 地域活動における個人情報の正しい理解、取扱い・活用方法の周知 ＜市・市社協＞

コラム 個人情報の取扱いについて

法改正を受け、横浜市では、会員名簿の作成や地域での要援護者の把握を例に、個人情報保護法に沿った取扱いについて説明する「自治会町内会向け個人情報取扱い手引」を作成しました。この手引は、地域で活動する皆様にご活用いただいています。

個人情報の保護は必要ですが、過度な対応は地域のつながりを弱くし、地域の活動や災害時の助け合いなどに支障をきたします。個人情報は、適正な管理を行うとともに、いざという時のため、有効に活用することが必要です。

第2章

推進の柱 3

幅広い市民参加の促進、
多様な主体の連携・協働の推進

推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進		
<柱 3-1> 幅広い市民参加の促進		
	3-1-1	地域でつながる機会の拡大
	3-1-2	社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施
<柱 3-2> 多様な主体の連携・協働による地域づくり		
	3-2-1	社会福祉法人の地域貢献の推進
	3-2-2	企業、NPO 法人、学校等との連携強化
<柱 3-3> 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり		
	3-3-1	新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供

推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

◆重点項目＜柱3-1＞

幅広い市民参加の促進

現状と課題

地域でのつながりづくり

- ◆2025年には、「団塊の世代」が75歳以上になり、併せて少子化及び世帯の小規模化が進行し、支援が必要な高齢者は増えるとともに、地域福祉保健活動の担い手の割合が少なくなります。
- ◆地域にある複合的な課題や、少子高齢化・人口減少の現状を踏まえると、引き続き地域福祉保健活動の裾野を広げる取組が必要です。
- ◆日々の暮らしの中で、多様な世代や様々な状況にある人が地域でつながり、地域の活動に触れることを通じて、その大切さをより自然に意識できるような仕掛けや働きかけが必要です。

社会参加等につながる多様な選択肢

- ◆これまでの市計画の推進により、保育所や学校、地域子育て支援拠点等と連携した、地域と子ども・子育て世代のつながりづくりや、健康づくりを通じた地域活動への参加促進、元気なシニアを対象とする取組等、多様な世代が地域でつながり、地域の活動に関心を持てるような取組が増えています。また、子どもを対象とした取組では、その事業等に参加した人たちが再び担い手として帰ってくるといったような好循環が見られる事例もあります。
- ◆取組が一度きりであったり、参加者が固定化している等の課題も見られるため、これまで地域福祉保健活動に関わってこなかった人でも継続して参加しやすい環境をつくる必要があります。例えば高齢者の中でも、人によって参加の意欲やモチベーションの在り方も違うことから、多様な価値観に合わせた仕掛け、選択肢が必要となります。

柱3-1-1	柱3-1-2
地域でつながる機会の拡大	社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施

目指す姿

- ◇住民が地域の活動に関わる機会が増えており、子どもの頃から地域の中でつながりながら育つ視点を大切にしたい取組が増えています。
- ◇一人ひとりの価値観に合わせて、社会参加の機会や地域福祉保健活動へ参加するための選択肢が検討・提供されています。

重点項目3-1活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
住民主体による地域の活動把握数のうち交流・居場所の数	6,723件	↗

参考：住民主体による地域の活動把握数：7,504件（平成29年度末）

コラム 学校・地域コーディネーターの取組

教育委員会では、地域が学校を支援する仕組みづくりを進めることを目的に、平成 19 年度より、地域と学校をつなぐ役割を担う「学校・地域コーディネーター」の養成に取り組んできました。

平成 29 年 3 月には、地域による学校支援にとどまらず、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の円滑な推進を目指し、社会教育法の一部が改正されました。

横浜市においても、横浜の教育が目指す人づくり「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を実現するため、「地域学校協働活動」を推進していきます。

Q 「地域学校協働活動」とは？

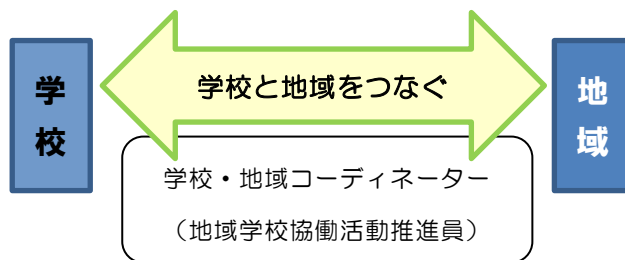
A 地域の方々、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

Q 具体的な「地域学校協働活動」の内容は？

A 学習活動支援、学びによるまちづくり、地域課題解決型学習、学校周辺環境整備等です。

平成 29 年度末現在、市内の市立学校 509 校のうち、236 校に「学校・地域コーディネーター」が配置され、それぞれの地域や学校の実情に応じた活動を進めています。

改正された社会教育法においては、「教育委員会は、地域学校協働活動の円滑な実施を図るため、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。」と書かれています。横浜市では、既に学校・地域コーディネーターが、「地域学校協働活動推進員」の役割を果たしていますので、平成 30 年度から、現在の学校・地域コーディネーターの方を、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会から委嘱し、「地域学校協働活動」の中心的な役割を果たしています。



- ◆重点項目＜柱3-1＞
幅広い市民参加の促進

＜柱3-1-1＞

地域でつながる機会の拡大

これまでに進めてきた取組を生かしながら、住民同士が多様性を理解し、立場や背景を越えて子どもの頃から切れ目なく地域の中でつながることができるような場や機会を広げていきます。

主な取組

子どもの頃から地域と関わる取組の推進

- 子ども・子育て世代が地域とつながるための、地域子育て支援拠点や保育所、幼稚園等と地域が連携した取組の推進＜市・市社協＞
- 地域による学校への支援という一方向の関係にとどまらず、地域と学校が一体となって連携・協働するという双方の関係に発展させ、学校・地域コーディネーター等のコーディネート機能を強化した小学生・中学生・高校生の社会参加の促進＜市＞
- 学校運営協議会等の仕組みを活用し、地域と小学校・中学校が目標や課題を共有し協働することで、より良い地域社会を実現するための支援策の検討＜市＞
- 子ども食堂や学習支援、地域のフリースペース等、子どもの居場所の実態把握と拡充支援＜市・市社協＞

様々な世代における地域とのつながりの推進

- 就学前も含め、子どもの頃から地域とつながる機会を増やすだけでなく、親世代や親子、就労世代や退職後の方等と一緒に参加し、継続して地域とつながりを持てるための支援＜市＞
- 地域住民が世代や立場を越えて地域でつながれる機会や、誰もが集える地域の居場所等の情報を集約し、利用者が担い手として地域に関わるようになった事例等、その意義や効果を含めた情報の発信＜市社協＞
- 住民相互の交流、見守り、気づき、助け合いにつながる身近な地域における居場所づくりの推進＜市社協＞

広報・啓発

- 一人ひとりが活躍する場の提供に向けた支援策の実施＜市＞
- 様々な人が地域活動に興味を持ち、参加してもらえるような支援機関の広報等による啓発＜市＞
- 学校・地域コーディネーターが円滑に地域と関わりを持てるよう、関係区局による学校・地域コーディネーターの取組についての理解促進及び啓発＜市＞

コラム こども食堂がつむぐ「地域のきずな」（戸塚区柏尾地区）

他地区で父子家庭の小学生の子どもが夜遅くまでご飯も食べられずひとりぼっちで過ごしているという話を聞いた民生委員が、自分たちの暮らす地区にも困っている親子がいるのではないかと話し合い始めました。

「あったかく」「おうちの雰囲気」を感じてもらいながら安心して過ごせる場所を提供しようと、地区の民生委員、主任児童委員、ボランティアたちが検討委員会を立ち上げ、町内会、区社協、区役所の関係課、地区連合自治会との話し合いを何度も重ねながら、「かしおのこども食堂」が誕生しました。

居場所を必要としている子どもたちが身近に行ける場所、そして、行くことで地域の中に「つながり」がつけられる場所、そんな強い思いから住民の方が自宅の一部を提供してくださり、今では安心感のある家庭的な雰囲気です。

居場所には、毎回 100 名以上の方が集まります。乳幼児を連れた親子・小中高生から一人暮らしの高齢者まで多くの方が一緒に食卓を囲むことで、お互いに緩やかに見守り助け合う状況が自然と生まれました。

また、気になる中学生の存在をきっかけに「出張！みんなの食堂」として新たな展開も始まりました。

そして、自治会長や役員の方を中心とした「かしおのこども食堂支援プロジェクト」が立ち上がり、一軒一軒訪問しながら居場所の説明と活動資金を集めるための募金活動などを行っています。



コラム みんなのまつり・みんなの食堂 ～第4地区社会福祉協議会～（西区第4地区）

15 の自治会町内会で構成される西区第4地区では、地区社協主催の行事「みんなのまつり」を年1回開催しています。地区内小学校の体育館を会場に、各自治会町内会や活動団体の取組を紹介する「パネルひろば」、手作り手芸品・お菓子などの販売、地域作業所のブース、子育てひろば・読み聞かせなど盛りだくさんな内容です。親子が遊べるスペースを増やしたことで、若い家族の参加も目立つようになり、様々な世代の地域住民の交流が図られています。

また、学校の長期休み（春・夏・冬休み）には、自治会町内会や活動団体が各町内会館や小学校の調理室などを会場に持ち回りで「みんなの食堂」を実施。キャッチフレーズは、「みんなで食べればおいしいよ！子どもも大人もみんな集まれ！」。子どもの頃から地域の大人・高齢者とつながる機会をもつことで、例えば「認知症の高齢者への支援」という一般論ではなく「『みんなの食堂』で一緒にご飯を食べ、面倒をみてくれた近所の高齢者に何らかの支えが必要になったら、私は何ができるだろう」と自然に考えられる地域を目指しています。

このように、第4地区では様々な取組に「みんなの～」と名付け、世代を問わず「みんな」が参加・交流できるような場や機会づくりを進めています。



- ◆重点項目＜柱3-1＞
幅広い市民参加の促進

＜柱3-1-2＞

社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施

住民の社会参加や地域活動への参加等を促進するために、区役所・区社協・地域ケアプラザが、様々な視点で参加メニューを工夫し、住民が多様な価値観に合わせた選択肢を検討・提案できるよう支援します。

主な取組

多様な選択肢や手法の提案

- ボランティア活動を通じた社会参加プログラムの検討と支援メニューとしての提案 ＜市社協＞
- 趣味やスポーツ等の実施内容だけでなく、曜日や時間帯、所要時間、対象の活動性等、様々な視点での参加メニューの情報の集約・提供 ＜市社協＞
- 関係機関と連携し、既存の選択肢に加えてアプローチや参加方法等、多様な価値観に合わせた様々な選択肢の検討・提案 ＜市＞
- 多様な選択肢から社会参加等につながり、地域活動の担い手へ至るプロセスや支援手法についての情報の集約と支援メニューとしての提案 ＜市社協＞
- 学校や社会福祉施設等の地域に根差した施設が、より地域との関係を深め、地域に関心を持ってもらうための支援 ＜市＞

広報・啓発

- 多様な情報を発信し、様々な人が目にする機会を設けるための手法（SNS、ホームページ等）の検討・実施 ＜市＞
- 関係局課が連携し、幅広い市民への情報提供に加え、会社をリタイヤする前等の特定の年代に向けた社会参加への更なる啓発 ＜市＞
- 日頃は支えられている人も他者を支える人になる等、あらゆる人に役割があることを伝える事例の集約と発信 ＜市社協＞

コラム 多様な選択肢の検討・実施についての取組（リビング・ラボ）

港南区社協では、平成17年から実施している「男のセカンドライフ大学校」等の取組を通して、主に定年後の男性の地域参加を進めてきました。仕事などで培ってきた知識や技術をぜひ地域づくりに生かしてほしいと、様々なプログラムを提案し参加のきっかけづくりを行ってきましたが、参加者数の伸び悩みなどもあり、新たな働きかけが必要ではないかと感じていました。

その中で、検討を始めたのが㈱ビデオリサーチ社・桜美林大学老年学総合研究所と連携した「リビング・ラボ」の手法です。リビング・ラボとは、地域の課題解決につながる企業サービスの改善や商品開発などに向けて、住民や企業、関係機関等がともに知恵と力を出し合う取組です。港南区社協は、誰もが暮らしやすい地域づくりに参画するための多様な入口（選択肢）のひとつとして、リビング・ラボに期待し試行を重ねています。

▶男性が行きたくなる商業施設とは？

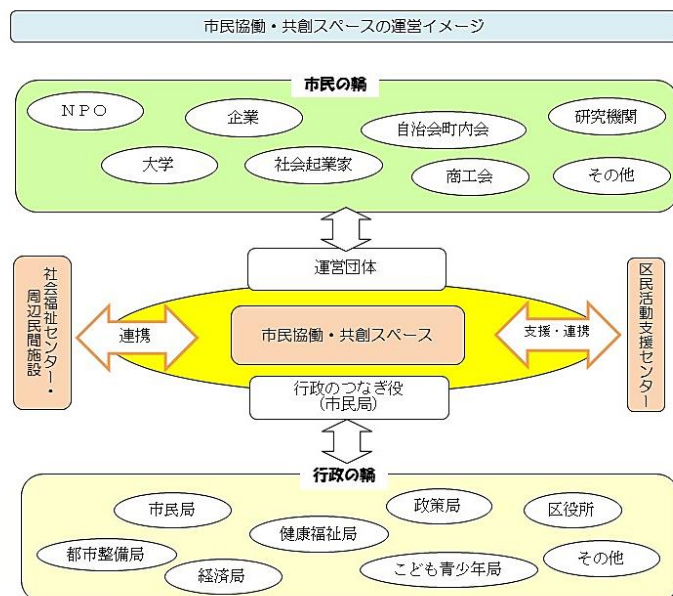
企業や関係機関、参加者が一同に会し「地域男性の孤立を防ぐ居場所となり得る可能性はあるか」「あるとよいサービスは何か」など、話し合いを行いました。参加した男性からは「自分の感じている課題が率直に言えました。これからも住み続ける港南台がよくなるために、今後も積極的にこの取組に参加したい」という声も聞かれました。



コラム 市民協働・共創スペース

新市庁舎における市民協働・共創スペースは、NPO・市民活動団体、大学・研究機関、企業などの多様な主体と行政が手を携えて、横浜市全域にわたる地域活動の解決や魅力ある地域づくりのための新たな拠点として、多様な主体が相互に交流できるような対話と創造の「場」を提供し、ゆるやかな基盤づくりを目指します。

市民協働・共創スペースの設置を契機に、区役所と局、局間の連携を更に強め、横浜市の強みである大都市としての一体性を生かした地域支援を進めていきます。



新市庁舎における市民協働スペースに関する意見書（概要版）

◆重点項目＜柱3-2＞

多様な主体の連携・協働による地域づくり

現状と課題

社会福祉法人の地域貢献の推進

- ◆社会福祉法人は、これまで施設運営や事業・サービス提供を通じて住民の暮らしを支えてきました。また、地域に根ざした法人の中には、住民とともに地域活動に取り組んできたところも多くあります。
- ◆社会福祉法の改正等により、社会福祉法人は公益性・非営利性を備えた法人として、地域貢献への期待が高まっています。各法人・施設が地域に開かれ、施設利用者を含めて地域とつながるとともに、運営施設や実施事業の特徴を生かしながら、地域ごとのニーズに合わせた取組を進めていくことが重要です。

企業、NPO法人、学校等との連携強化

- ◆第1期市計画以降、地域福祉保健に関わる施設や企業等との連携・協働による取組が推進されており、住民・住民組織との交流やイベント、地域行事への参加等は多くの区で取り組まれています。
- ◆施設や企業との連携による見守りネットワークの構築や食支援（フードバンク等の取組）等が複数の区で取り組まれるようになってきており、課題への対応の幅が広がってきています。
- ◆施設や企業との連携による地域活動が広がりを見せる一方で、継続性・一貫性が課題となっている地域もあります。
- ◆今後も複雑・多様化する地域の課題を早期に発見して支援につなげ、住民の生活を地域で支えていくためには、地域の多様な主体がそれぞれの役割や特徴を最大限に発揮しながら、連携・協働した取組を一層進めていくことが必要です。

柱3-2-1	柱3-2-2
社会福祉法人の地域貢献の推進	企業、NPO法人、学校等との連携強化

目指す姿

- ◇住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO法人、学校等、地域の多様な主体が、それぞれの強みや経験を生かしながら、地域の課題に対して連携・協働する取組が広がっています。
- ◇地域の多様な主体と連携を図りながら、困りごとを抱えている人の就労体験ができる場をはじめ、全ての人の社会参加につながる場が地域の中で確保されています。

重点項目3-2活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
地域貢献活動を実施している社会福祉法人数	76法人	↗

コラム 「てのひら食堂」 ～社会福祉法人横浜愛隣会「更生施設 民衆館」(南区)～

「民衆館」は、様々な理由によって単身で生活することが難しくなっている方をサポートし、自立に向けた支援を行う入所型施設です。戦前から被災者や失業者・生活困窮者などの支援のため運営していた簡易宿泊所を前身とし、昭和58年に社会福祉法人としての認可を受け、以降、生活保護法の更生施設として更なる支援を続ける歴史ある施設です。

民衆館では生活困窮者支援は行っているものの、子どもたちを支援する取組に携わったことはありませんでした。しかし「子どもの貧困」への取組として子ども食堂を開設できないかと南区社協に相談し、地域のボランティアグループ、地域ケアプラザ、町内会長、母子生活支援施設なども交えた検討会を実施しました。検討の中ではその必要性を確認しながらも、「貧困層を想定すると、周囲の目が気になり参加につながりにくいのでは」と懸念する意見もあり、誰でも参加できる「居場所」を目的とした「てのひら食堂」を月1回開催することになりました。広く間口をあげ、参加した子どもたちの中から支援が必要な世帯の発見を目指すことにしたのです。

民衆館が提供できるのは施設(厨房・講堂)、調理スタッフ、資金などですが、一方で子どもの対応に慣れたスタッフや地域食堂運営の経験は不足しています。そこでノウハウのある地域ケアプラザや地域のボランティアグループ、母子生活支援施設と共催という形をとりました。更に、毎月第3土曜日にそれぞれ活動をしているグループがあったことから、「てのひら食堂」は第1土曜日に開催することに。今では地域ケアプラザの働きかけもあり、団体同士のつながりによって「地域のどこかで毎週土曜日に同じ時刻、金額で食堂が開かれている」という状況を提供して、更に地域に根付くよう工夫をしています。

当初の予想より、多くの参加を得て取組の手ごたえを感じています。

また、取組を通して生みだされたネットワークを生かし、数年後には学習支援など新たな展開につながることも期待されています。



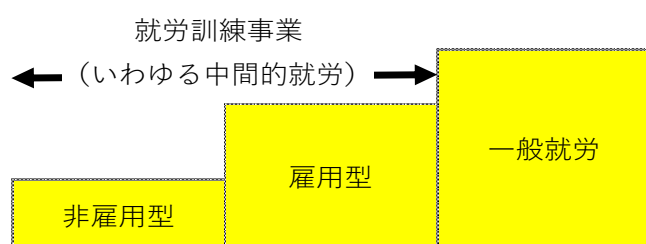
コラム 生活困窮者自立支援制度における就労訓練事業(いわゆる中間的就労)

働いたことがなくて不安、働くことに自信を失ってしまった、仕事が長続きしたことがない…、このような状態にあると就職活動を開始することやすぐに働くことが難しいこともあります。

就労訓練事業は、企業やNPO法人、社会福祉法人等が職場体験や短時間就労の機会を提供し、本人の「働きたい」という意欲を後押しする事業です。福祉的就労と一般就労の間に位置することから中間的就労と呼ばれています。

雇用契約を結ばず、働くために必要なスキルの習得や職場環境への適応を支援する「非雇用型」と雇用契約を締結し、勤務時間や仕事内容等、本人の状況に配慮した就労の場を提供する「雇用型」の2つの形態があります。

更に、就労訓練事業は、働く意欲の向上だけでなく、社会とのつながりを感じることができる機会ともなるため、地域の多様な主体と連携、協働しながら、協力いただける事業所を増やしていきます。



◆重点項目＜柱3-2＞

多様な主体の連携・協働による地域づくり

＜柱3-2-1＞

社会福祉法人の地域貢献の推進

社会福祉法の改正により、改めて地域福祉の担い手として期待される社会福祉法人・施設が、その特徴や専門性を発揮して地域貢献活動に取り組めるよう支援します。

主な取組

周知・啓発

- 社会福祉法人が地域の活動団体と連携・協働するメリットの周知＜市＞
- 地域ニーズを把握するためのデータの提供や、市内外の実施事例の紹介等を通じた取組支援＜市＞
- 市社協の会員施設の種別ごとの部会や研修等、様々な機会を通じた地域貢献活動の意義や必要性の周知＜市社協＞

取組の見える化

- 市内の社会福祉法人・施設が取り組む地域貢献活動の実施発表会の開催及び事例集の作成による取組の促進＜市社協＞

検討の場

- 地域協議会の設置、開催を通じて、社会福祉法人が地域と共に地域の福祉ニーズを検討する機会の促進＜市＞

実態把握・コーディネート

- 社会福祉法人・施設による地域貢献活動事例の調査＜市社協＞
- 社会福祉法人・施設の地域貢献活動において、市域共通で取り組む課題の整理と社会福祉法人・施設への提案＜市社協＞
- 区社協と連携した、地域と社会福祉法人・施設とのコーディネート＜市社協＞
- 社会福祉法人・施設と地域の連携による地域課題を解決する取組の拡充＜市社協＞

コラム 大規模災害時における法人・施設の相互支援体制の整備

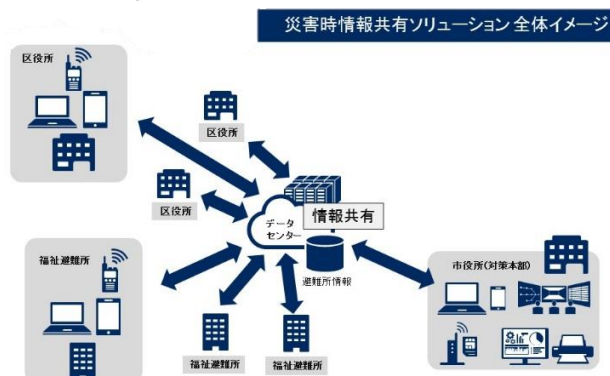
横浜市では大規模な災害が発生した場合、福祉避難所（※）を開設し要援護者の受け入れを進めることになります。この避難場所が円滑に運営され、必要な支援が必要な人に届くようにするためには、横浜市や各法人・施設の相互支援体制づくりを進める必要があります。

※福祉避難所＝地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れる避難場所。高齢者・障害者・児童福祉施設、地域ケアプラザなどのうち横浜市と協定を締結している施設で、市内に491カ所がある。（平成30年4月末現在）

この体制づくりのために、横浜市社協高齢福祉部会と横浜市で検討・協議を重ね、以下の取組について検討を行っています。

▶相互支援体制

- ・福祉避難所となる施設の被災状況等を共有するシステムづくり
- ・必要な物資等の情報共有と提供



コラム 社会福祉法人が『ALL とつか』で取り組む地域づくり

戸塚区では、区内の社会福祉法人や施設が、高齢、障害、子ども等の分野を越えて社会福祉法人同士いつでも連携できるネットワーク体制を構築し、地域とともに、個別課題から地域全体の課題を相互に共有し課題解決や体制づくりについて柔軟に考える場として、「社会福祉法人と地域つながる連絡会」を開催しています。

この連絡会を基盤に、既存の制度やサービスでは対応できない狭間の問題に対し、民間組織である社会福祉法人の強みと専門性を生かした様々な取組や支援を行っています。

＊「集いの場」の設置

施設のフリースペース等を活用し、地域住民とともに多世代交流のサロンや地域食堂を開設しています。施設職員も同席しているため、参加者は、地域とのつながり・交流の場としてだけでなく、施設職員から、生活支援や介護支援に関する専門的なアドバイスをもらえる課題解決の場にもなっています。

＊ 複数の施設がチームになって行う移動支援

買物に不便を感じている人や、参加したくても身体的な理由から地域のサロンや昼食会へ参加できなかった高齢者のために、複数の法人・施設が協力し、施設の所有する車両を活用した送迎・移動支援を行っています。一法人や施設が単独で行くと負担が大きいことも、ネットワークを生かして複数の法人や施設がチームとして連携した支援を行うことで、小規模法人でも地域貢献の可能性を広げることができます。また、相談窓口となった施設で対応が難しい場合は、チーム内で調整することができ、円滑に支援を行うことができます。

＊「ひとりの困りごとも見逃さない！」個別ケース・ニーズへの対応（一例）

○ ごみ問題を抱えている人への支援

ごみの撤去を地域と社会福祉法人が協力して行うだけでなく、本人の置かれた状況に専門職として向き合い、本人と信頼関係を築きながら、ごみ屋敷になってしまった背景に潜む課題を一つひとつ解決し、自立に向けた支援を行っています。



○ 生活困窮者への自立支援

相談窓口として地域に定着しつつある社会福祉法人・施設が、区社協と連携し、相談を受ける中で必要な人へ生活必需品（食料含む）を緊急・迅速・的確に提供する体制を作っています。更に、「子ども」を通して地域とつながっている保育所には情報が集まりやすいため、その利点を生かし、区社協への寄付物品の活用と結びつけて、必要度の高い世帯へ保育所を通じて物品を配分する仕組みを試みています。そして、物品の提供にとどまることなく、専門職として本人（世帯）の自立に向けた支援に継続して取り組んでいます。

○ 未来を担う子どもへの支援

24 時間 365 日職員が常駐している特別養護老人ホームでは、一人ひとりの子どもにあった時間を過ごすための居場所の提供や、経済的困窮に陥っている子ども・その家族へ入浴設備や食事の提供をしています。

◆重点項目＜柱3-2＞

多様な主体の連携・協働による地域づくり

＜柱3-2-2＞

企業、NPO法人、学校等との連携強化

複雑化・多様化する地域の課題に対応するために、企業、NPO法人、学校等、地域の多様な主体が住民・住民組織と連携・協働し、それぞれの強みを最大限に発揮して取り組めるよう支援します。

主な取組

情報発信・共有

- 市内外の企業による取組事例や様々なデータの提供等により、多様な主体と地域がつながるための取組支援＜市＞
- 地域と多様な主体が既に協働している先進事例を各地域に周知する場や手法の検討・実施＜市＞
- 地域との協働を推進するため、高齢者、障害者、子ども・若者等の各分野で設置されている既存のコーディネーターの業務や役割の周知＜市＞

学校と地域の連携・協働

- 学校運営協議会と地域学校協働本部を両輪とした学校と地域の連携・協働の推進＜市＞

連携・協働に向けたコーディネート支援

- 一般就労と福祉的就労の間に位置する中間的就労や社会参加の場、食支援、見守り活動等、企業の強みを生かした社会貢献のコーディネート支援＜市・市社協＞
- 企業・NPO法人・学校等の福祉に限らない多様な取組をきっかけとして、最終的に地域福祉保健活動や地域づくりにつながる仕掛けづくり・コーディネートの促進＜市＞
- 企業の社会貢献事例の集約と発信＜市社協＞
- 区域を越え幅広く活動する団体との連携・協働に必要な調整＜市社協＞
- NPO法人と地域、関係機関が連携した、生活課題、地域課題への対応事例の集約と発信＜市社協＞
- 学校と地域、関係機関が連携した、不登校や引きこもり等への対応に向けた検討・実施＜市・市社協＞
- これまで福祉との関わりが少なかった身近な施設による子ども食堂の実施や、交通企業との連携による移動支援等、新たな主体、手法による連携事例の集約と発信＜市社協＞

モデル事業等の実施

- 社会的な課題や地域課題の解決に向けた住民と企業が連携した取組等、多様な主体の連携に関する新たな事業の試行実施＜市社協＞
- 市域で取り組む課題の明確化とその対応に向けた市域ネットワークの構築＜市社協＞

コラム 福祉有償運送の取組

福祉有償運送は、NPO法人等が他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して、乗車定員 11 人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものです。

※平成 28 年 1 月、福祉有償運送に係る事務・権限が国から横浜市に移譲されました。

▶利用対象者

次のア～エに当てはまる方で、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方で、あらかじめ利用者として登録されている方及びその付き添い人です。

ア 身体障害者の方 イ 要介護認定を受けている方

ウ 要支援認定を受けている方 エ その他の障害を有する方

▶実施団体

特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団（自治会・町内会等）のいずれかです。

コラム フードドライブ等食支援の取組（保土ケ谷区）

保土ケ谷区社協では、複雑化・多様化する相談が増える中で、生活福祉資金貸付などをはじめとする事業による直接的な支援に限界を感じると同時に、「食に困っている」という既存のサービスや制度だけでは対応できないニーズがあることを把握しました。

先駆的に食支援を実施している団体の話を聞き、区社協での食支援を考え、まずは団体と連携することで相談者へ食糧を渡すことができるようになりました。また、支援ができることで相談も増えたことから、新たな食支援の仕組みの必要性を地域に発信して理解者や協力者を拡大し、地区社協による「フードドライブ」の取組につなげました。

更に、区役所が企業に実施しているアンケートで「余った食品の提供可」と回答した企業や、社会貢献活動に力を入れている施設に区社協が協力を呼びかけました。その結果、企業からは余剰食品の寄付をいただいたり、施設からは災害備蓄品（賞味期限前の品）を提供いただく仕組みが整い、食糧を確保しています。



今日の食べ物にも困っている世帯からの相談に対し、家庭や企業などから食品を持ち寄ってもらい、支援を必要としている人たちに届ける仕組みに発展しています。

◆重点項目＜柱3-3＞

幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

現状と課題

活動の活性化のための環境づくり

- ◆地域では、多くの住民が地域福祉保健活動に取り組んでいますが、担い手の負担増や財源の問題、取組内容が停滞している等により、継続が難しくなっている活動も少なくありません。幅広い住民の参加を促進し、組織的な活動として継続・発展させていくことを通じて、地域福祉保健活動の裾野を広げていく必要があります。
- ◆地域の多様な主体による地域活動や地域づくりにおいて、先駆的に取り組まれている事例を見ると、地域の課題やニーズに基づくものであること、活動の中でそれぞれの持つ特徴が生かされていることが重要な要素となっています。必要としている活動団体等に対して、こういった先駆的事例や助成金の確保のノウハウ等の支援策を提供していく必要があります。

柱3-3-1

新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供

目指す姿

- ◇助成金、資金確保の手法、活動を実施していく上でのノウハウ等、活動の立ち上げ・継続に必要な支援策の整備が進み、地域福祉保健活動の裾野を広げていくための支援策に活用されています。
- ◇地域の課題やニーズに合わせて多様な主体間をつなぐ機会や場が創出されています。

重点項目3-3活動指標	現状値（平成29年度末）	目指す方向性
ふれあい助成金の助成団体数	2,547 団体	↗
ヨコハマまち普請事業提案件数	12 件	↗

コラム 寄付文化の醸成

よこはまに暮らす市民として、よこはまで事業を営む企業や活動する団体として、誰もが安心して自分らしく暮らせる“まち”をみんなつくっていくことにそれぞれの立場でできること、そのひとつが寄付です。

横浜市社協では市民や活動団体・企業などに寄付の使途や成果をわかりやすく伝え、寄付が支え合いの活動のひとつであることを市民に広め寄付文化の醸成に取り組んでいます。

▶ 寄付先についての紹介

・善意銀行

個人・団体からの善意の寄付（金銭と物品）をお預かりし、市内の当事者団体・社会福祉施設、地域福祉活動団体などに配分することにより、皆様の善意を広げていく事業です。寄付金は善意銀行配分委員会での審査を経て配分され、地域の福祉活動の推進に役立てられています。

・よこはまあいあい基金

自分たちの地域で支え合うために作られた市民活動を応援するために1992年に創設されました。

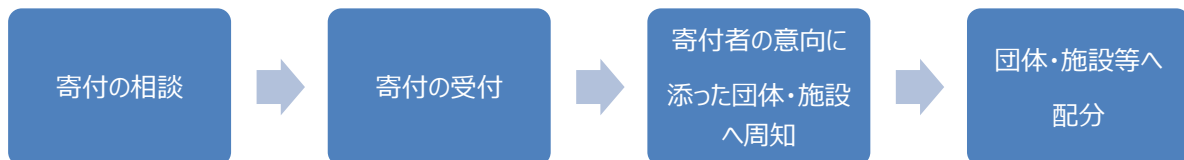
基金から生み出される果実（利子）と寄付でボランティア活動等の団体に助成を行っています。

・障害者年記念基金

1981年の国際障害者年を記念し、障害者の自立と社会参加の実現を目指して、「障害のあるなしに関係なく、誰もが自分らしく暮らしていきたい！」という願いが込められ設立されました。

・福祉基金

1982年に創設され、横浜市社協が行う自主事業に活用されています。



◆重点項目＜柱3-3＞

幅広い参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

＜柱3-3-1＞

新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供

新たな活動の立ち上げや継続的に活動を実施していくための助成金、資金確保の手法、ノウハウ等の支援策について、これまでの活用事例等を踏まえ、必要としている活動団体等に提案・提供します。

主な取組

支援策の提供

- 団体が自立し活動していくために必要な資金確保の手法、事例情報、ノウハウ等、区役所との協働による支援策の提供＜市＞
- 活動団体等が様々な活動に取り組めるよう、新たな手法（ソーシャルインパクトボンド（SIB）*）等、財源獲得を含む課題解決手法の検討・情報提供・提案＜市・市社協＞
- 寄付金の生かし方や目的別の寄付方法の周知等を通じた寄付意識の醸成＜市社協＞
- 活動団体等が長期にわたって活動を継続するために、他団体や社会貢献活動を行っている企業との連携・協働による課題解決策の提案＜市＞
- ニーズに合わせた助成金制度の見直し（再掲）＜市社協＞
- 活動の組織化における支援策の活用事例の集約と情報提供＜市社協＞
- 市社協の会員組織としてのネットワークを活用した地域活動、地域づくりを協働する事例の集約とその分析を通じたノウハウの集約＜市社協＞
- 区社協、地域ケアプラザ向けの実践事例の共有、ノウハウの活用による支援＜市社協＞
- 区域を越え幅広く活動する団体への課題や事業の提案等、連携・協働に必要な調整＜市社協＞

* ソーシャルインパクトボンド(SIB)：行政、事業者、民間資金提供者等多様な関係者が連携して社会課題解決に取り組む新しい手法。

特にサービスを提供しただけではなく、社会課題が解決されたかどうかを第三者が評価し、その評価に連動して支払いが行われる。

広報

- 新たな取組を始める際の活動に関する支援制度について、関係局課の連携による周知、啓発の実施＜市＞

情報提供

- まちづくり等、関連する他分野と連携した地域づくりの推進、支援制度の周知（再掲）＜市＞

コラム ヨコハマまち普請（ぶしん）事業（もりのお茶の間：金沢区六浦東地区）

金沢区六浦東地区では、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てていくことを目的に、地域の大人たちが持つ特技を登録する「人材マップ」を活用したまちづくりに、20年以上も前から取り組んでいました。

後継者育成を考えていた中心メンバーが金沢区の「地域づくり大学校」を受講したところ、活動拠点の必要性を感じるようになりました。その思いを、高齢者や子育て世代の孤立、防災などの課題を感じていた地区社協や町内会の会長に伝え、地域プラットフォームの六浦東地区推進連絡会で提案したところ、地域福祉保健計画に盛り込まれ、実行委員会が立ち上がることになりました。

実行委員会をサポートしている地域支援チームの区役所職員から、まちづくりの支援事業で、施設整備費の助成を受けられる「ヨコハマ市民まち普請事業」を紹介され、応募しました。



助成対象を選考する公開コンテストでは、「人材マップ」の活動を通して見えてきた地域の課題や活動拠点の必要性、3,000世帯に行ったアンケート結果を踏まえた「ランチ」「情報発信」「大人の文化活動」などの活動計画や地域の様々な主体との連携をアピールし、助成対象に選ばれました。

施設の整備においては、延べ600人以上の地域住民や支援者が参加し、内装工事やペンキ塗りなどを住民自で行いました。

オープン後は、ランチのほか、支え合い事業やスクール事業などを行い、子どもから高齢者までが集う拠点となっています。



コラム 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）

要支援者等の介護予防や生活支援を充実・強化するため、地域でボランティアによる介護予防や生活支援の活動（居場所、生活援助、配食、見守り）をしている団体に対し、活動に係る費用を補助しています。

詳しくは、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や区社協、区役所（高齢・障害支援課）にご相談ください。

**体操教室や交流サロン
（介護予防に資する
プログラムを実施）**



居場所

**買物代行、調理、
ごみ出し等の生活支援**



生活支援

**栄養バランスのとれた
食事の提供**



配食

**定期的な訪問による
見守り**



見守り

第3章

計画の推進に当たって

1 計画の推進体制

(1) 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会【附属機関*】

市民委員、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成し、地域福祉保健計画の策定・推進・評価に関する議論を行い決定します。

(2) 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会【市社協との連絡調整会議】

横浜市と市社会福祉協議会が共同で事務局を運営し、地域福祉保健計画の策定・推進・評価に関する意見交換を行い検討を進めます。

また、必要に応じテーマ別検討会を設置し、重点的に検討を進めます。

(3) 関係局区検討プロジェクト

市の関係局区が連携して、地域福祉保健の推進に向けた取組を総合的・横断的に進めるための検討、連絡調整を行います。

(4) 横浜市健康福祉局と横浜市社会福祉協議会の基本的な役割分担

	健康福祉局	市社協
区計画 推進支援	・地域福祉保健活動に関する市としての方向性の提示 ・計画策定・推進業務の枠組みの整理	
	・計画策定に必要な予算や情報の支援 ・計画実現に向けた区の支援策の検討、実施 ・区、地域ケアプラザの人材育成 ・計画推進のための区局間の連絡調整 ・他都市の先進事例等の情報収集 ・地域の情報の分析と活用	・計画策定、推進に必要な予算の区社協への支援 ・区社協の人材育成 ・地域ケアプラザの職種や部門連携を意識した人材育成 ・他都市における市社協の先進事例等の情報収集 ・区社協・地区社協・福祉保健団体等が把握している情報の集約
市域における 新たな仕組みや 制度の検討	・市域の課題の把握・分析 ・市域の取組の検討・実施 ・モデル事業等の開発	・健康福祉局と協働した取組 ・市民活動支援、各種関係団体のネットワーク化 ・市域で求められる人材育成

* 附属機関：地方自治法第138条の4第3項又は地方公営企業法第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関。

2 計画の評価方法

(1) 各年度の取組の振り返り

毎年度、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会にて市と各区の取組状況を報告し、委員会資料をホームページで公表します。

(2) 計画の評価時期

第4期横浜市地域福祉保健計画は、計画推進の中間年度である2021（平成33）年度に中間評価を行います。その後、計画推進の最終年度の2023（平成35）年度には計画期間全体を通しての推進状況について最終評価を行い、結果を公表します。

なお、評価の結果については、中間評価を市計画期間後半の取組の推進方策に反映させ、最終評価を第5期市計画の策定に生かしていくものとします。

(3) 評価内容・手順

市計画の評価は、各重点項目に設定する「評価指標」に基づく以下の取組等の推進状況について、「目指す姿」にどれだけ近づいたかという視点で、定量（量）及び定性（質）の両面から総合的に判断し、評価を行います。

- ・地域課題解決に向けた市・区・地域の取組
- ・地域づくりを進めるための市域の施策や事業
- ・住民が主体的に進めている活動
- ・住民と企業・施設・企業・NPO法人・学校等、多様な主体が連携・協働して進めている活動 等

【評価の構成項目】

① 評価指標

定量評価に際して、目指す姿に近づくための取組・活動の結果を数値で表すこと、かつ経年で追うことが可能なものを「評価指標」として設定しました。

② 定性評価視点

定性評価に際して、「さまざまな主体を巻き込んで打ち合わせを重ねた」等、目指す姿に近づくための取組・活動(結果)を進めるために行ったことや今後の課題となること（経過）等、数値で表せない質的な視点で確認するものを「定性評価視点」として設定しました。

【評価の手順】

手順1：3つの推進の柱ごとに位置付けられた12の重点項目について、「評価指標」の経年変化や「定性評価視点」の取組状況を把握し、定量・定性評価を行います。

手順2：12の重点項目ごとに「目指す姿」にどれだけ近づいたかについて考察します。この際も、「結果」と「経過」、「できたこと・やったこと」と「課題」の視点を持って考察し、考察結果をもとに3つの推進の柱ごとの総合評価を行います。

【評価の視点】

評価では、下表のように、「結果」と「経過」の視点で取組状況の確認をしていきます。

第4期 評価指標の視点		定義
 結果（定量） 経過（定性） （結果以外のもの）		・目指す姿に近づくための、 ①対象者の生活の質の向上につながる取組や仕組みができたか ②課題解決に向けた取組はどの程度達成されたか
	地域における取組	・「結果」のために、地域でどのような取組が行われたか ・住民・地域が主体的に取り組めたか ・関係機関・民間企業・市民活動団体等と公的機関、支援機関が協働して取り組めたか
	支援機関（市・市社協・区・区社協・地域ケアプラザ）による支援・地域への関わり	・「結果」のために、支援機関の働きかけや取組（支援）はどうだったか ・市として計画に位置付けた支援策はどの程度行われたか

(4) 評価と社会状況の変化や他の施策等との関係について

評価指標と定性評価視点の5年間の取組状況は、計画の取組の結果だけでなく、社会状況の変化や他の施策等の影響も考慮して総合的に評価していきます。

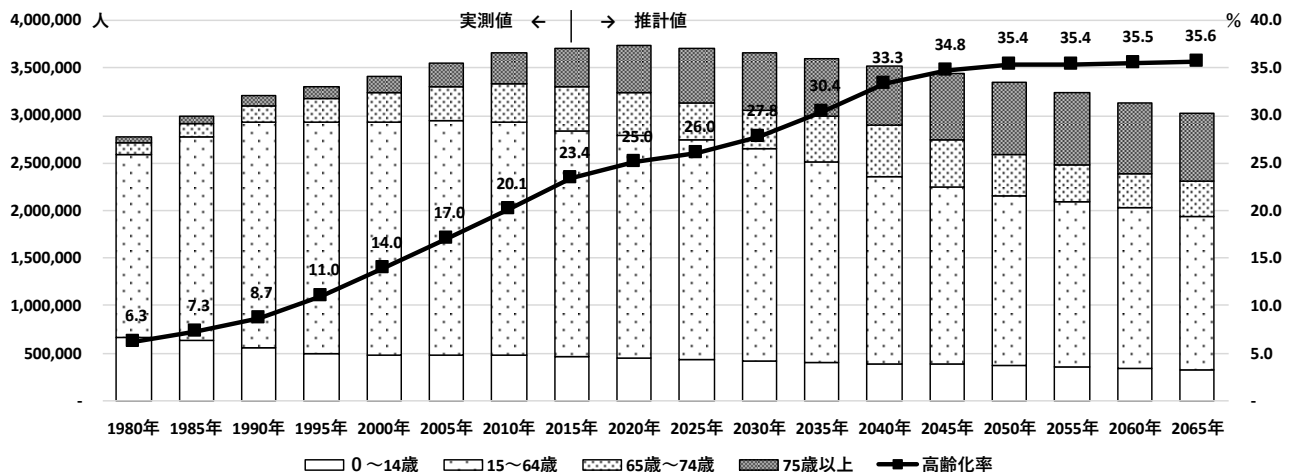
資料編

1 横浜市の状況（統計データ）

（1）横浜市の福祉保健に関わる基礎データ

ア 人口（年齢4区分別）の推移と将来推計、高齢化率

総人口は年々増加し、2019年にピークを迎えますが、その後は減少に転じる見込みです。高齢化に伴って生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢化率は2035年に30.4%となり、市内人口の3割を超えると推計しています。また、2025年に団塊の世代が75歳を迎えることにより、中でも75歳以上の割合が拡大すると見込まれています。

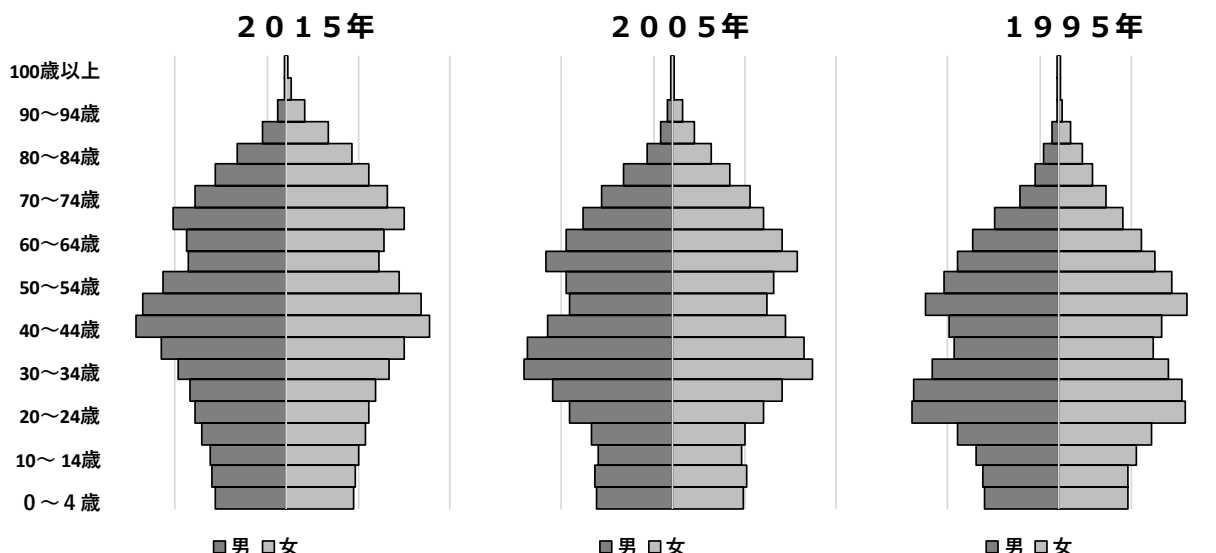


注）構成比は、「年齢不詳を含まない総人口」に対する構成比

出典）2015年までは国勢調査、2020年以降は政策局「横浜市将来人口推計」

イ 人口ピラミッド

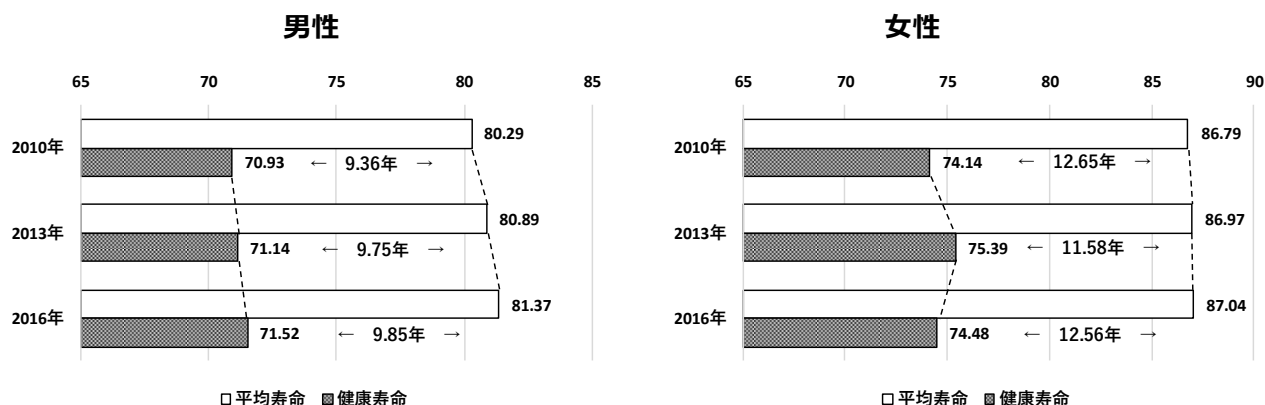
人口ピラミッドは「つぼ型」を示しています。最も割合が高い層は1995年時点では20～30代でしたが、2015年には40～50代に移行しています。また、30代以下の割合は年齢が下がるのに従って縮小し、70～80代の割合が、特に女性で拡大していることが特徴的です。



出典）国勢調査

ウ 平均寿命と健康寿命の推移

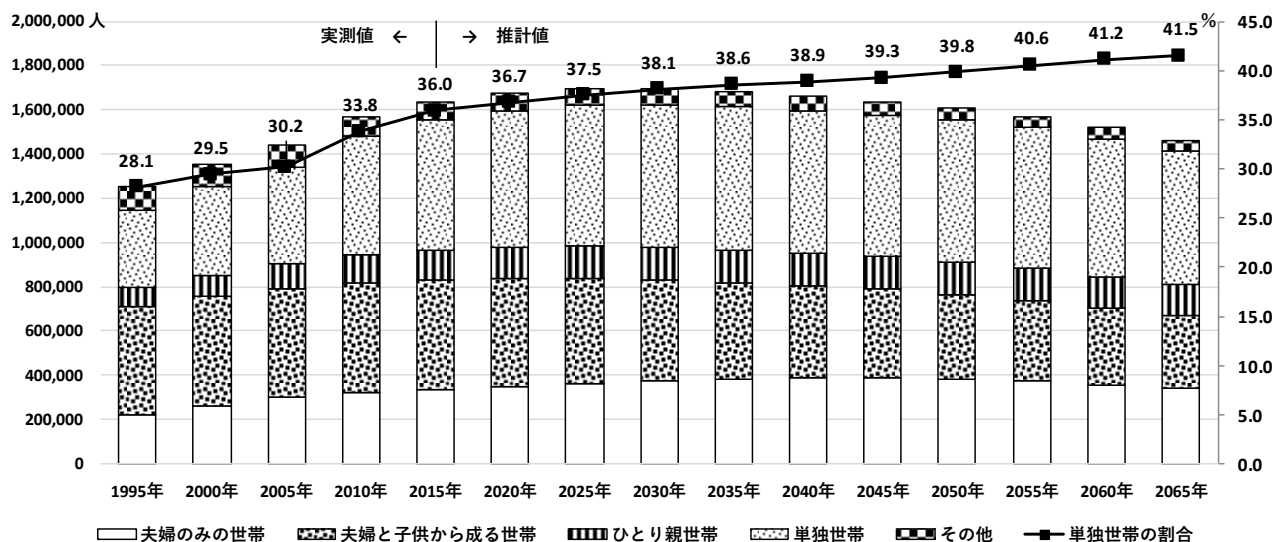
男性の平均寿命と健康寿命は、2010 年以降伸び続けており、その差はおおむね 10 年弱となっています。女性の健康寿命は、2013 年から 2016 年にかけて縮小しているものの、2010 年と比べると平均寿命、健康寿命ともに伸びており、その差は 12 歳前後となっています。



出典) 健康横浜 21 中間評価報告書 (平成 30 年 3 月)

エ 家族類型別世帯数の推移と推計

単独世帯の割合が年々増加しており、2025 年には全体の 35%を超え、2065 年には全体の 40%を超えると見込まれています。



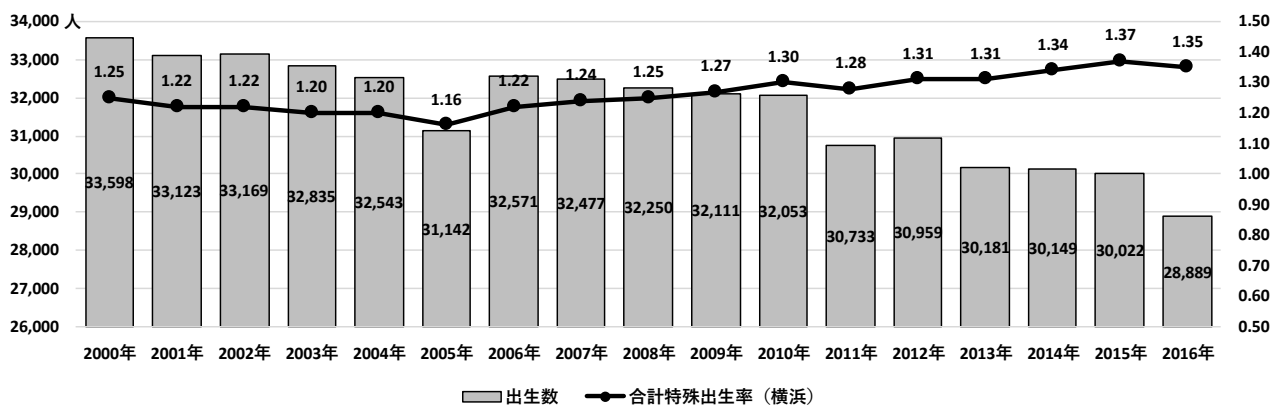
出典) 2015 年までは国勢調査、2020 年以降は政策局「横浜市将来人口推計」

オ 合計特殊出生率、出生数の推移及び初婚年齢の平均の推移

合計特殊出生率は、2005年に1.16まで落ち込みましたが、その後は回復傾向にあり、2016年には1.35となっています。

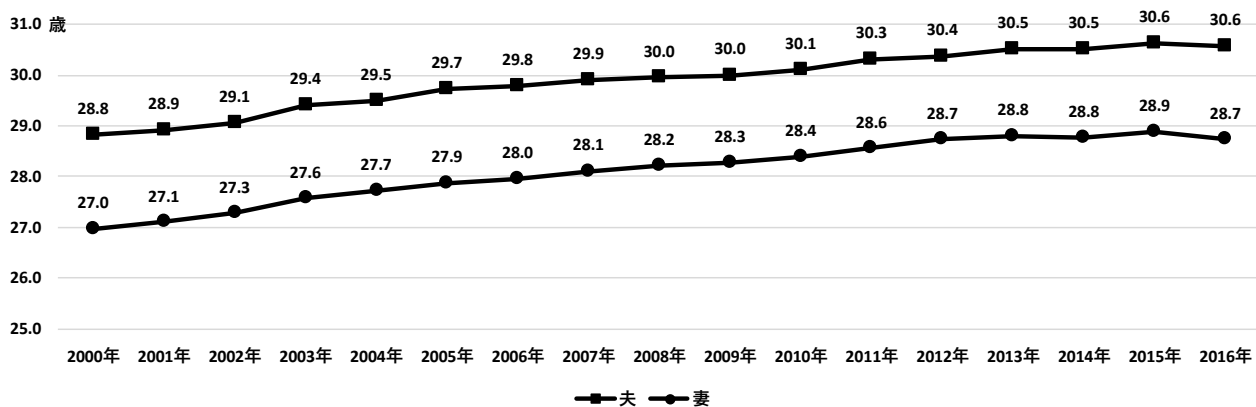
また、初婚年齢は、男女ともに緩やかに上昇しており、2016年時点で夫は30.6歳、妻は28.7歳となっています。

合計特殊出生率、出生数の推移



出典) 横浜市統計ポータルサイト「人口・世帯」合計特殊出生率 (横浜市保健統計年報)
「人口動態調査結果」福祉保健センター別人口動態及び人口動態率 (横浜市衛生年報)

初婚年齢の推移



出典) 横浜市統計ポータルサイト「人口動態調査結果」婚姻の福祉保健センター別状況
(初婚件数及び平均初婚年齢)

(2) 各分野別における状況

ア 高齢者

(ア) 団塊の世代が75歳以上となる2025年における各種推計値（後期高齢者数、要介護認定者数、認知症高齢者数の推計倍率）

2015年から2025年にかけて、後期高齢者数は40万人から58万人、要介護認定者数は15万人から21万人、認知症高齢者数は14万人から20万人となり、それぞれ約1.4倍に急増することが見込まれています。



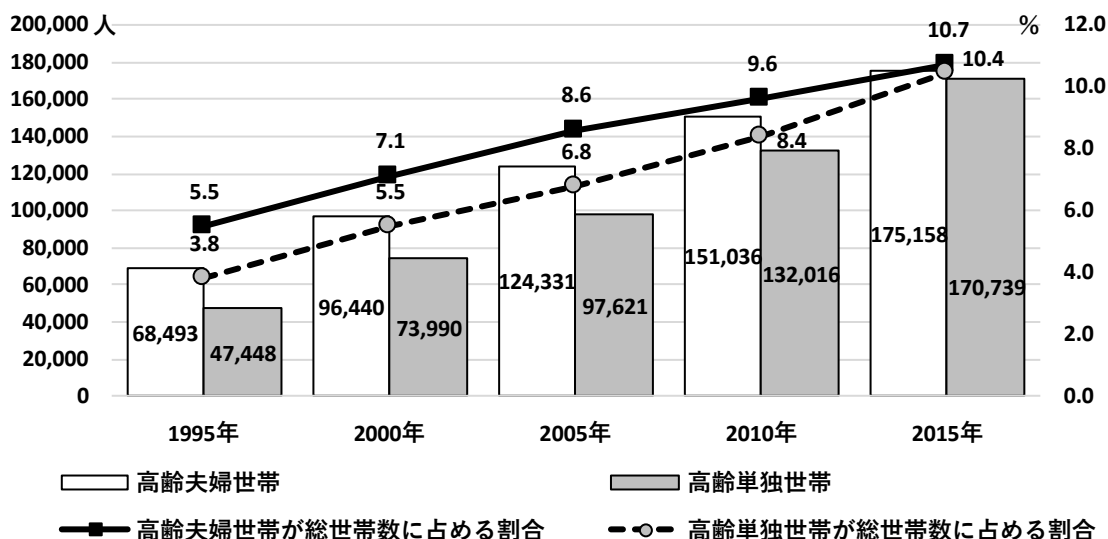
出典）後期高齢者数は平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）

要介護認定者数は第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推計値

認知症高齢者数は「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授）の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計

(イ) 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯の推移

高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）、高齢単独世帯ともに増加が続いており、総世帯数に占める割合は、2015年には高齢単独世帯が10.4%、高齢夫婦世帯が10.7%と、ともに10%を超えています。特に高齢単独世帯は1995年と比べて約2.7倍と大幅に増加しています。

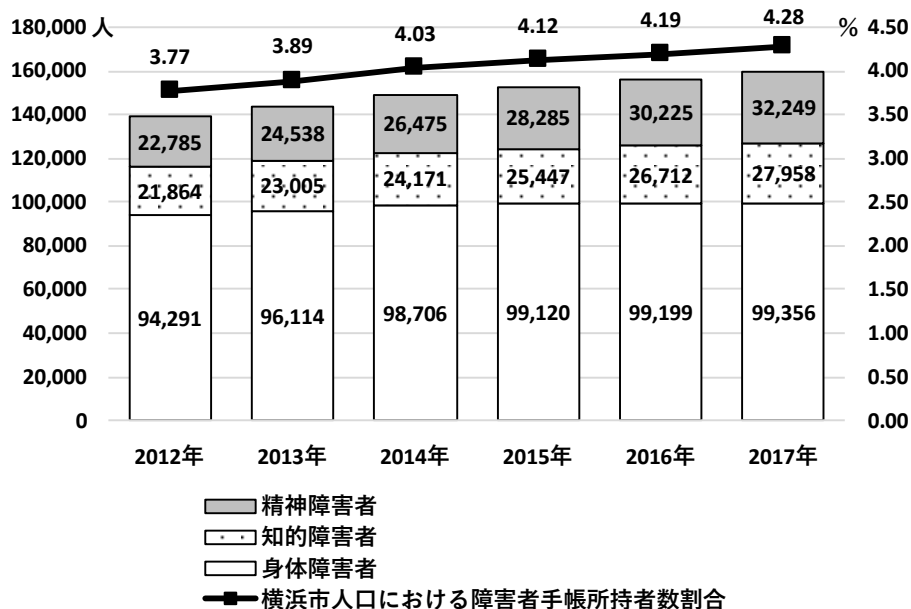


出典）国勢調査

イ 障害者

(ア) 障害者手帳所持者数と人口割合

人口に対する障害者手帳所持者の割合は増加傾向にあります。内訳を見ると、身体障害者はほぼ横ばいで推移していますが、知的障害者、精神障害者が増加しており、その中でも精神障害者の増加が大きくなっています。



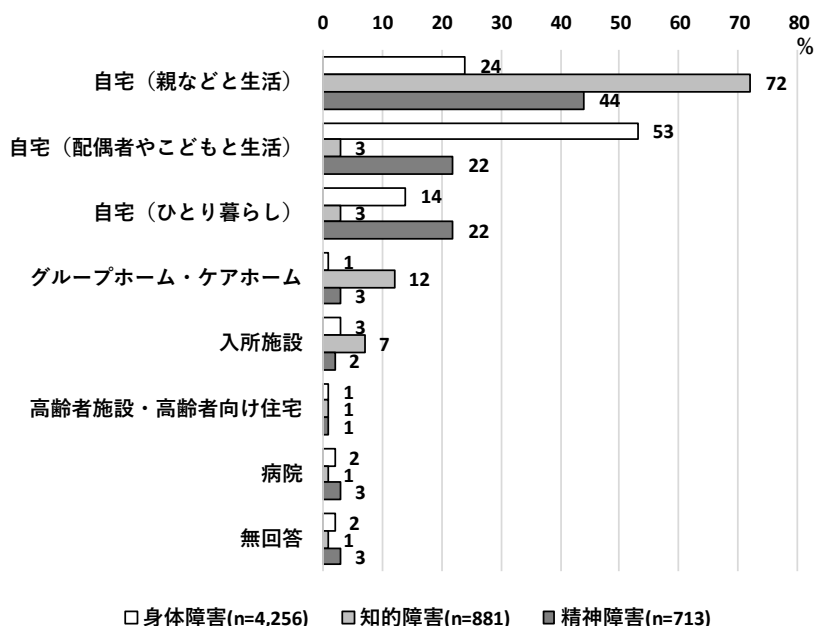
出典) 第3期障害者プラン (健康福祉局障害企画課)

(イ) 現在暮らしているところ

身体障害では、「自宅（配偶者や子どもと生活）」が最も多く53%、次いで「自宅（親などと生活）」が24%、「自宅（ひとり暮らし）」が14%の順となっています。

知的障害では、「自宅（親などと生活）」が72%と7割以上を占め、次いで「グループホーム・ケアホーム」が12%となっています。

精神障害では、「自宅（親などと生活）」が最も多く44%、次いで「自宅（配偶者や子どもと生活）」「自宅（ひとり暮らし）」がともに22%となっています。



出典) 第3期障害者プラン (健康福祉局障害企画課) より作成

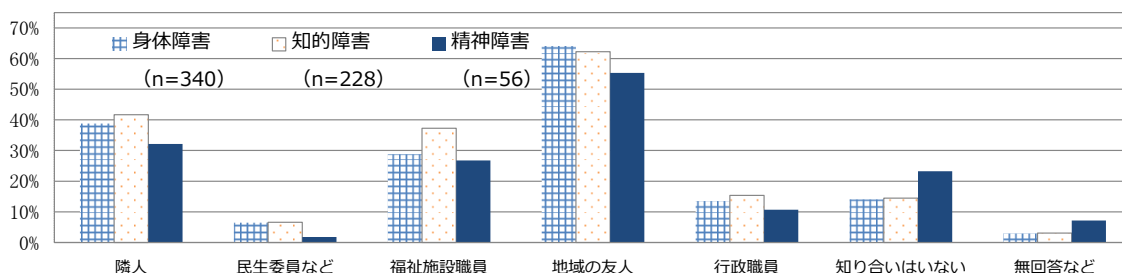
(ウ) 地域とのつきあい

年齢別に地域とのつきあいの状況を見ると、19歳未満では身体障害・知的障害・精神障害のいずれも、「地域の友人」と回答した人の割合が最も高く、次に「隣人」となっています。19歳以上40歳未満、40歳以上65歳未満では、身体障害及び精神障害で「地域の友人」、知的障害で「福祉施設職員」と回答した人の割合が最も高くなっています。

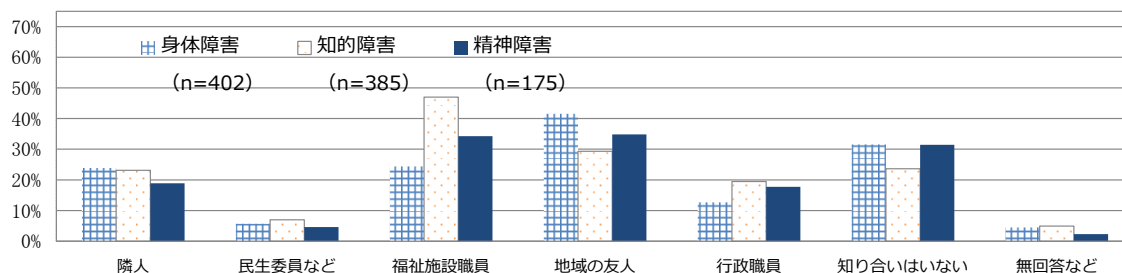
65歳以上では、身体障害で「地域の友人」、知的障害及び精神障害で「福祉施設職員」と回答した人の割合が、それぞれ最も高くなっています。

身体障害では、全ての年代で「地域の友人」と回答した人の割合が高く、知的障害ではおおむね全ての年代で「福祉施設職員」と回答した人の割合が高くなっています。また、精神障害では「知り合いはいない」と回答した人の割合が他に比べて高い傾向にあります。

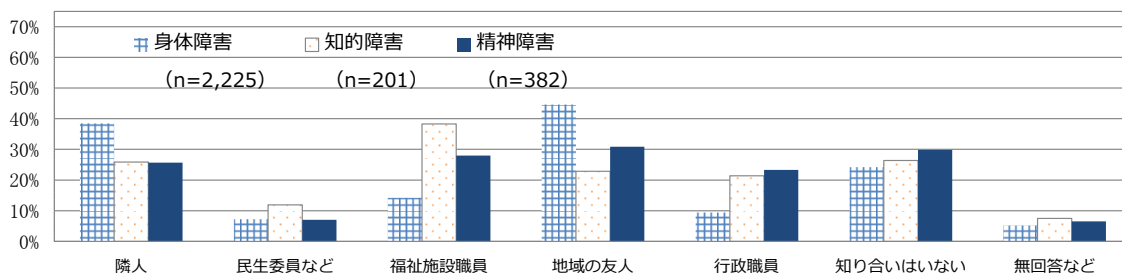
(1) 19歳未満



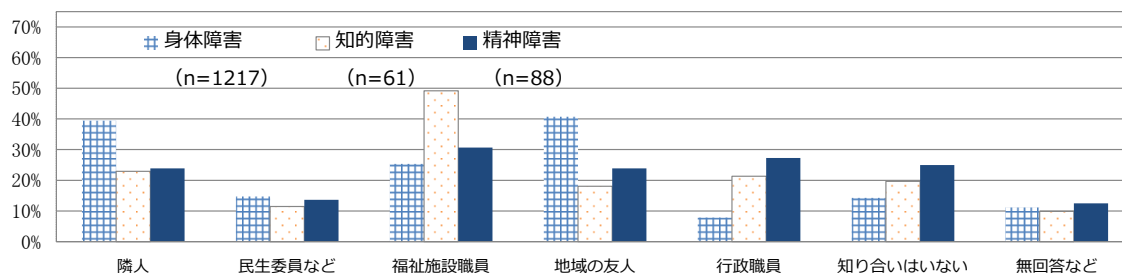
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



(4) 65歳以上

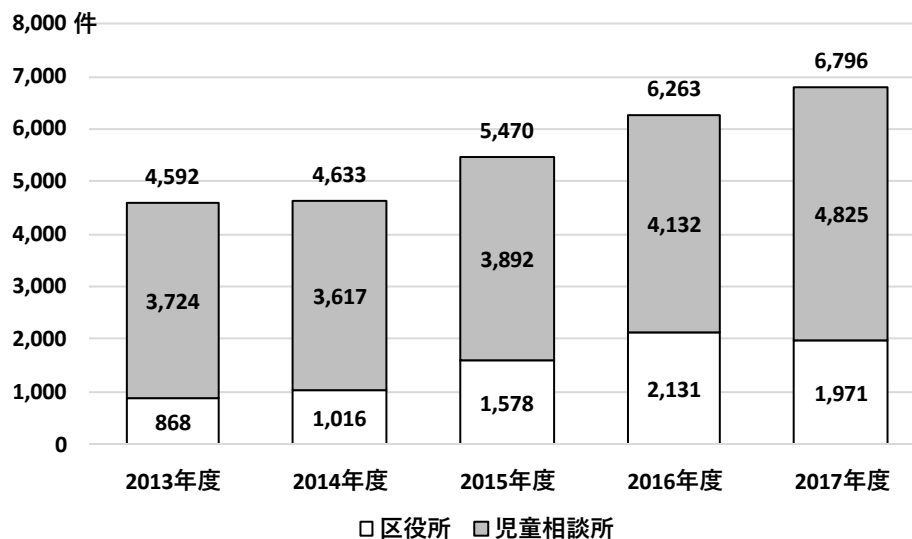


出典) 第3期障害者プラン(健康福祉局障害企画課)より作成

ウ 子ども

(ア) 児童虐待対応件数

児童虐待対応件数は年々増加しています。2017年度は、前年度と比べて区役所の対応件数は減少したものの、児童相談所での対応が増加しています。

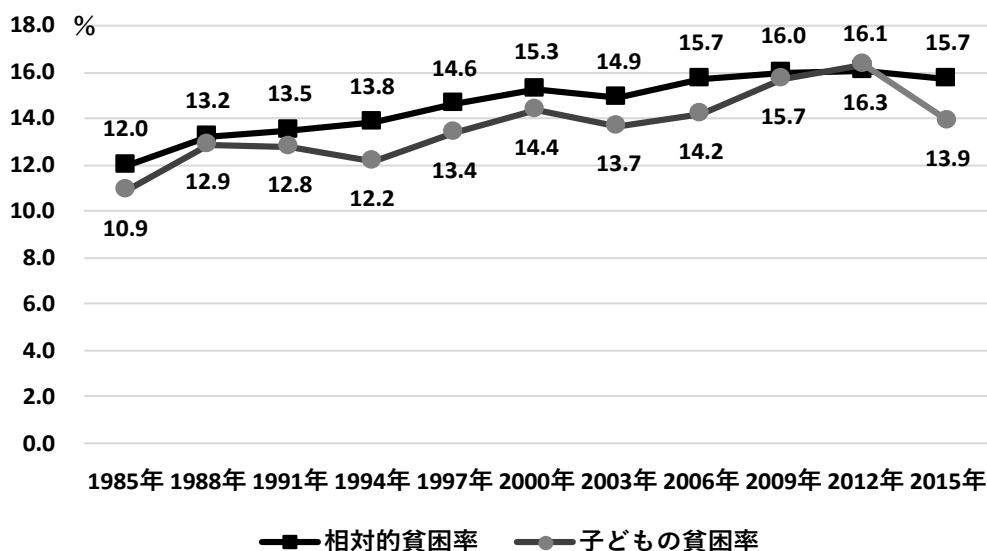


出典) こども青少年局こども家庭課 中央児童相談所

(イ) 子どもの貧困率

2015年の相対的貧困率（全国）は15.7%となっており、過去10年間は、ほぼ横ばいで推移しています。

子どもの相対的貧困率（全国）は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にありましたが、2015年は13.9%と減少しており、2012年から2.4ポイント減少しています。



注1) 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

注2) 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

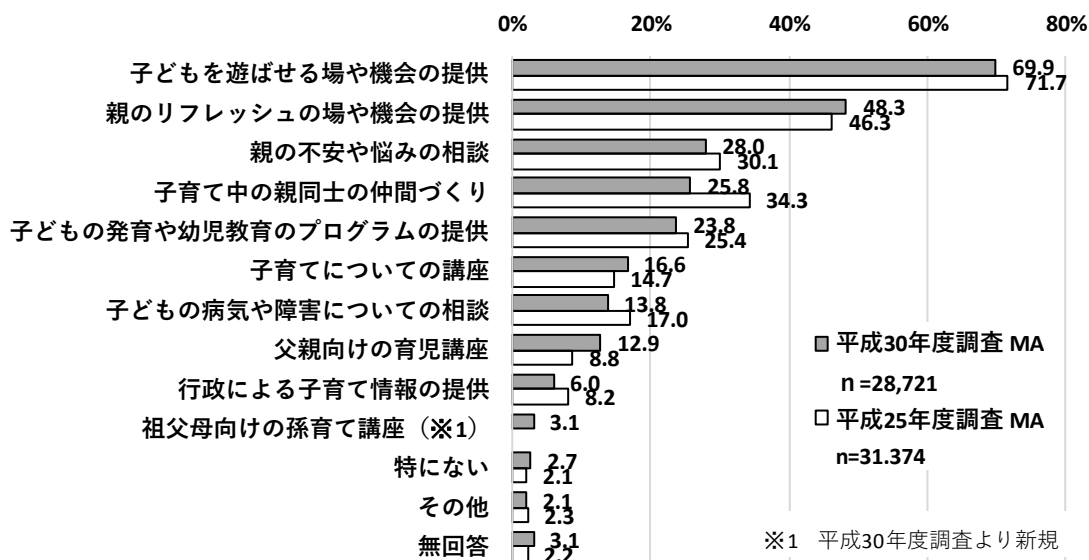
注3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

注4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

出典) 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」

(ウ) 日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートで重要だと思うものについて

平成30年度と平成25年度の「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児調査）」によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポートで重要だと思うものとして「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が約7割で最も多くなっています。

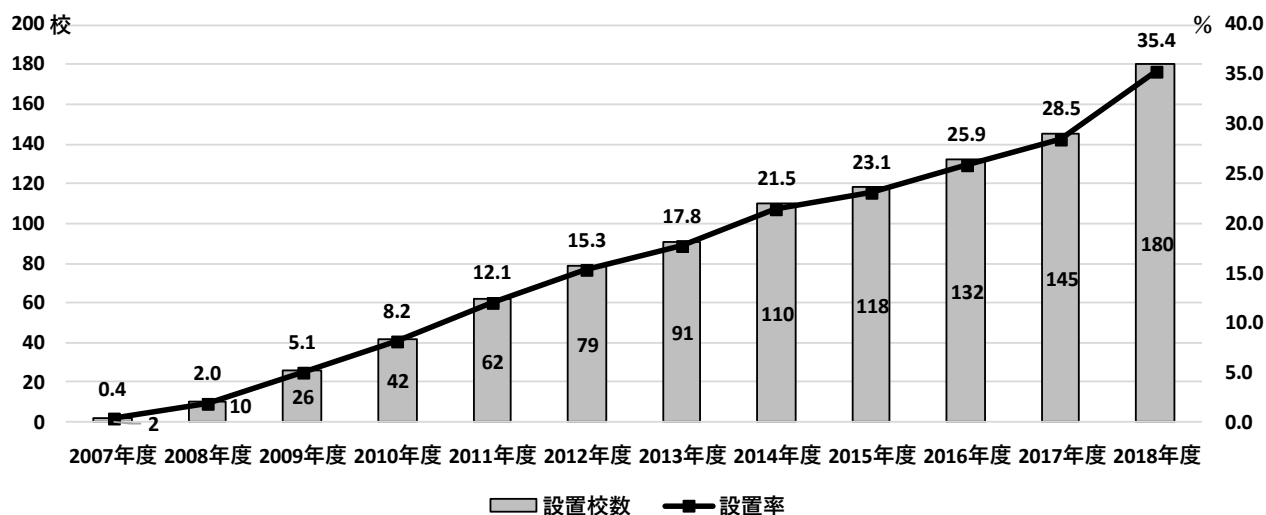


出典）横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（未就学児調査）（こども青少年局）に係る平成30年11月調査結果報告書及び平成25年12月調査結果報告書より作成

エ 学校

(ア) 学校運営協議会設置校数

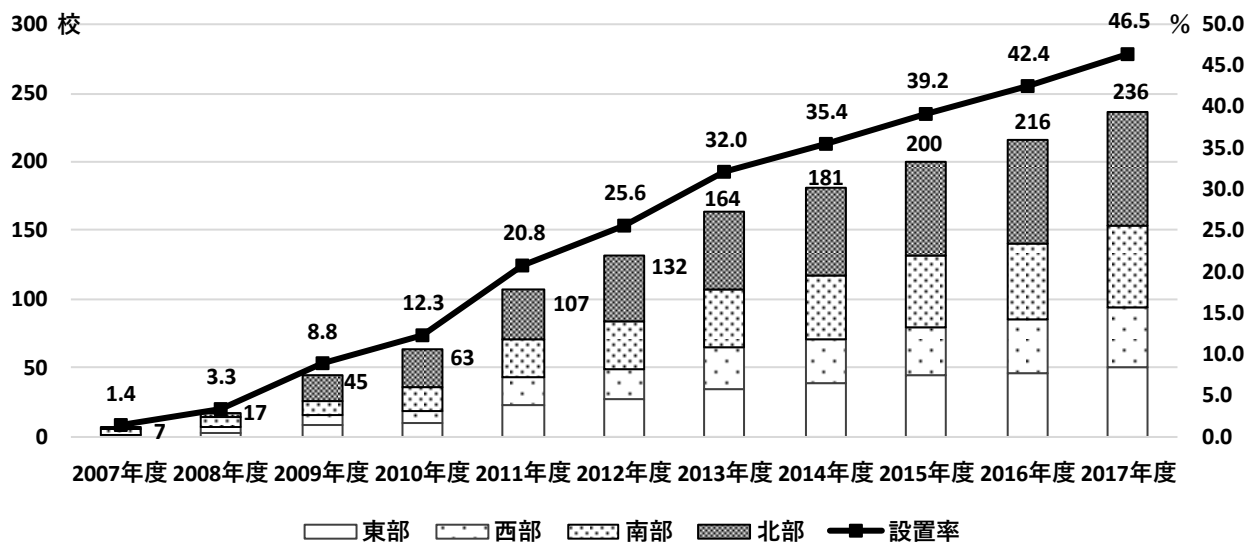
学校運営協議会設置校数は年々増加しており、2017年度には市内の市立学校509校のうち145校に学校運営協議会が設置されています。



出典）教育委員会事務局指導企画課

(イ) 学校・地域コーディネーター設置校数

学校・地域コーディネーター設置校数は年々増加しており、2017年度には市内の市立学校509校のうち236校に学校・地域コーディネーターが設置されています。

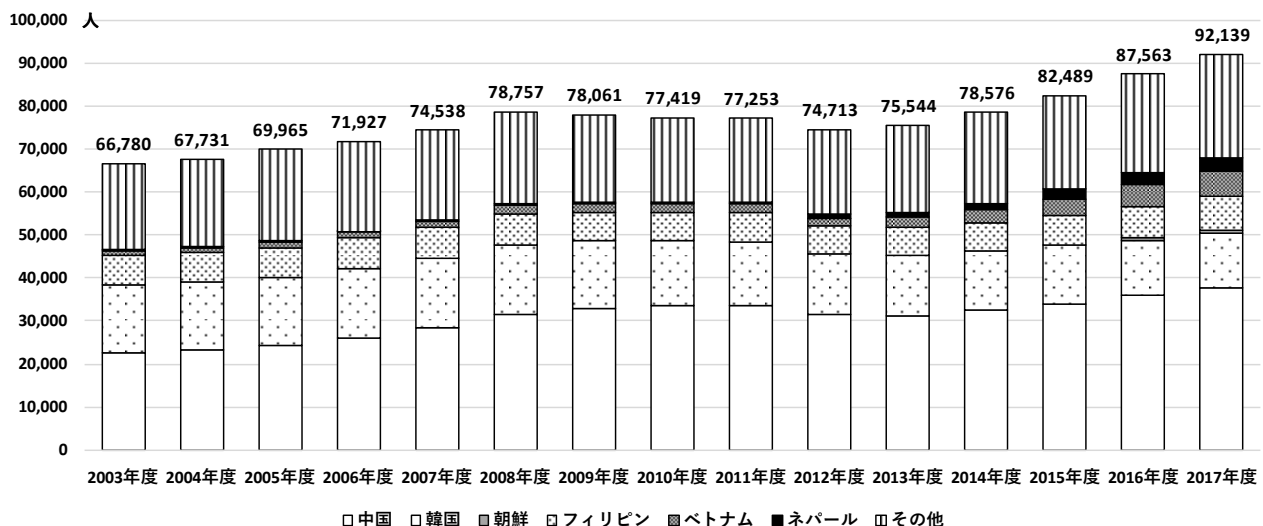


出典) 教育委員会事務局指導企画課

オ 外国人

主な国籍別外国人人口

外国人人口は、ここ数年増加しています。2017年度時点の国籍別内訳を見ると、多い順に中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、ネパールと続きます。中でも、中国籍の増加が目立ちます。



注 1) 2011年度以前の台湾の数値は中国に含まれている。

注 2) 2015年度以前の朝鮮の数値は韓国に含まれている。

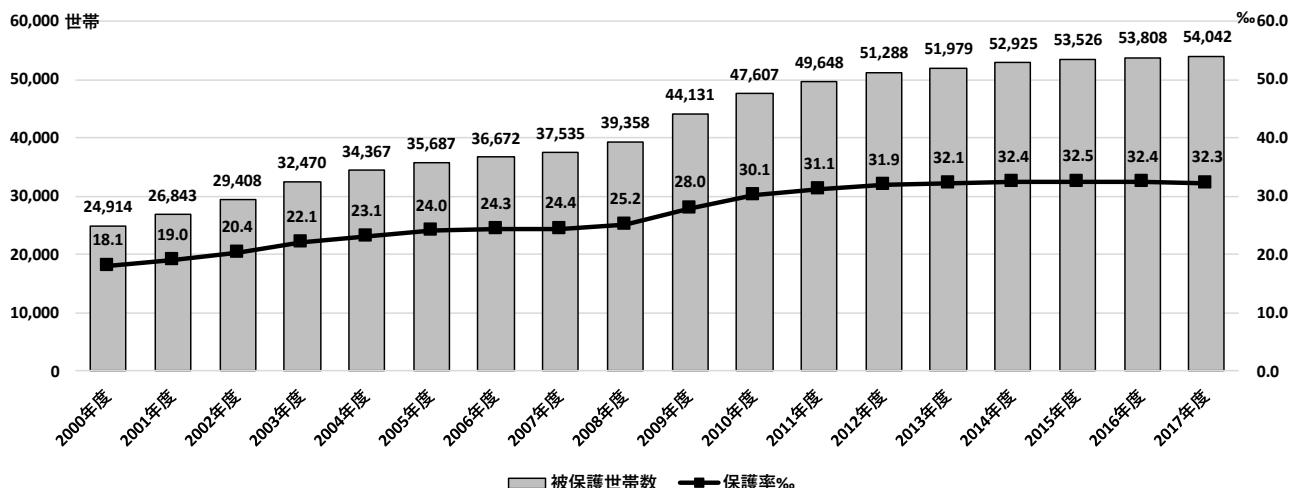
注 3) 2012年7月9日に「外国人登録法」が廃止。

出典) 横浜市統計書

カ 生活困窮

(ア) 生活保護世帯数・保護率

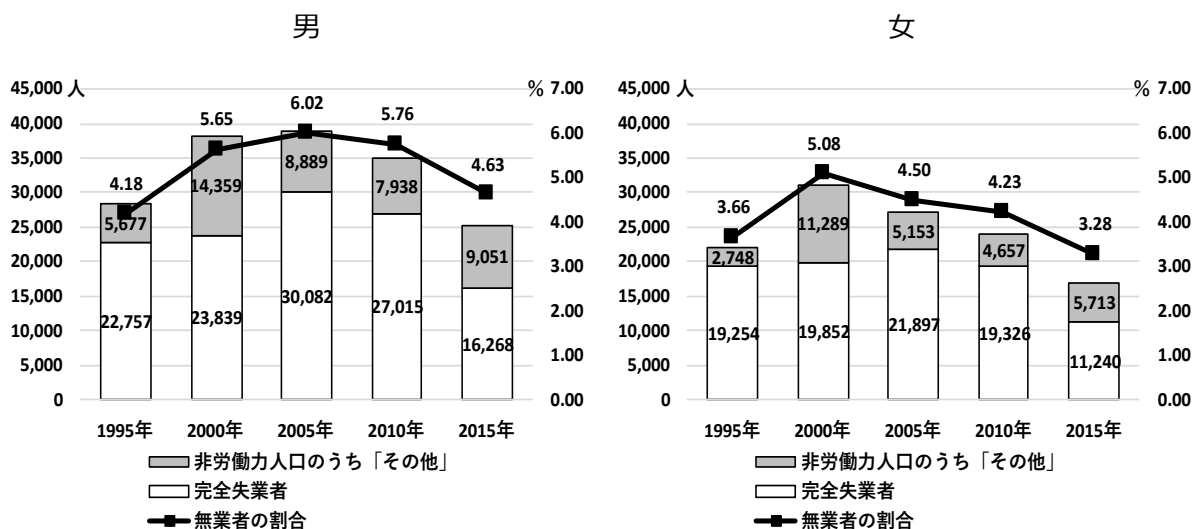
生活保護世帯数は、2000年度以降一貫して増加が続いており、2017年度は54,042世帯で、10年前の約1.4倍となっています。なお、保護率は年々上昇していましたが、ここ5年は横ばいとなっています。



出典) 健康福祉局生活支援課

(イ) 無業者数・無業者の割合【15～39歳】

無業者数・無業者の割合（15～39歳）は、男性は2005年、女性は2000年にピークを迎えましたが、それ以降は減少傾向となっています。



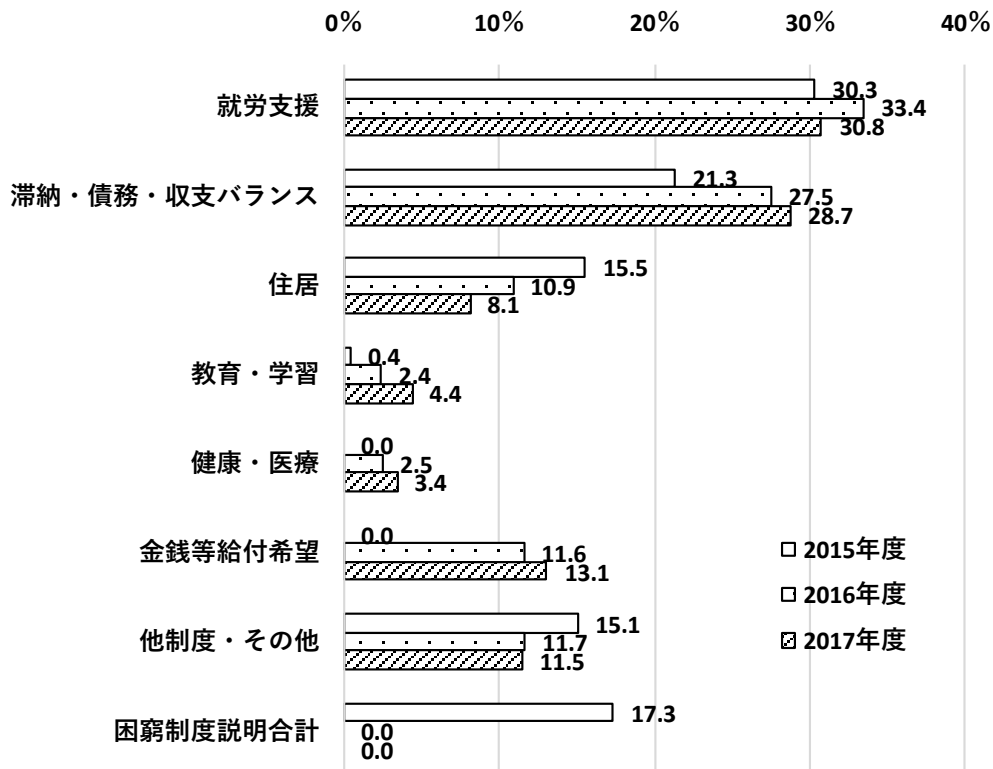
出典) 国勢調査

(7) 横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳（初回相談の主訴）・年齢内訳

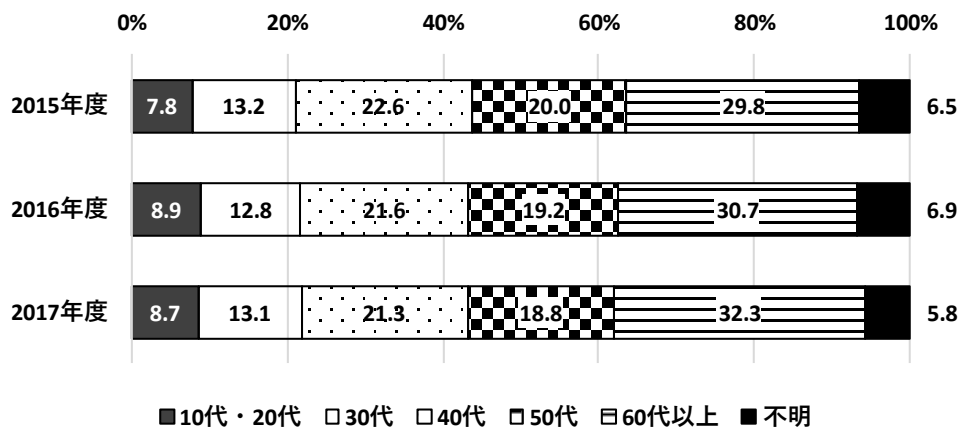
横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳を見ると、最も多いのは「就労支援」の30.8%、次いで「滞納・債務・収支バランス」の28.7%となっています。

横浜市生活困窮者自立支援制度相談者年代内訳を見ると、2017年度は60代以上32.3%で最も多く、次いで40代が21.3%、50代が18.8%、30代が13.1%、10代・20代が8.7%の順で続いており、2015年度から同様の傾向が続いています。

横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳（初回相談の主訴）



横浜市生活困窮者自立支援制度相談者年齢内訳



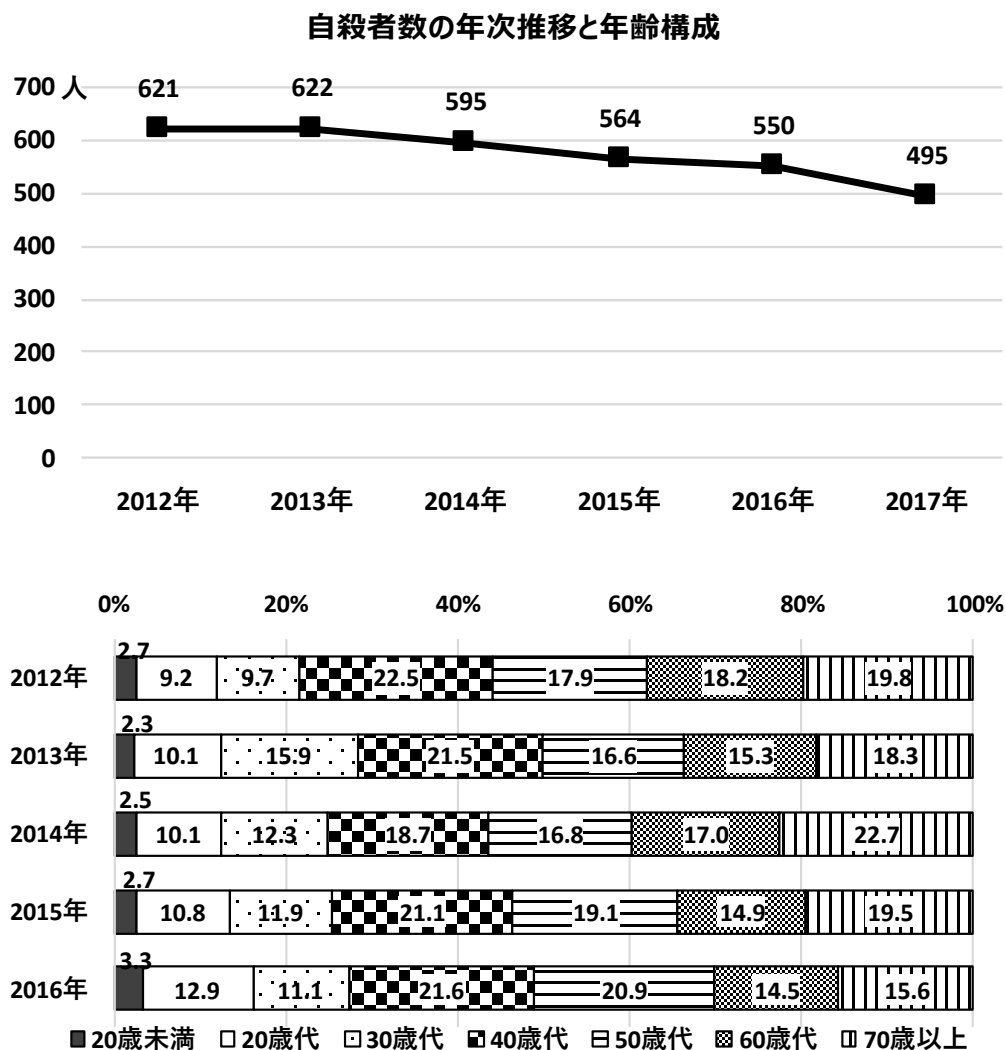
出典）横浜市生活困窮者自立支援制度実施報告（平成30年5月15日）（健康福祉局生活支援課）

キ 自殺対策

(ア) 自殺者数と年齢構成

自殺者数は 2017 年で 495 人となっており、減少傾向が続いています。

自殺者の年齢構成を見ると、2016 年では 40 代が 21.6%で最も多く、次いで 50 歳代が 20.9%、70 歳以上が 15.6%、60 歳代が 14.5%、20 歳代が 12.9%、30 歳代が 11.1%、20 歳未満が 3.3%の順となっています。

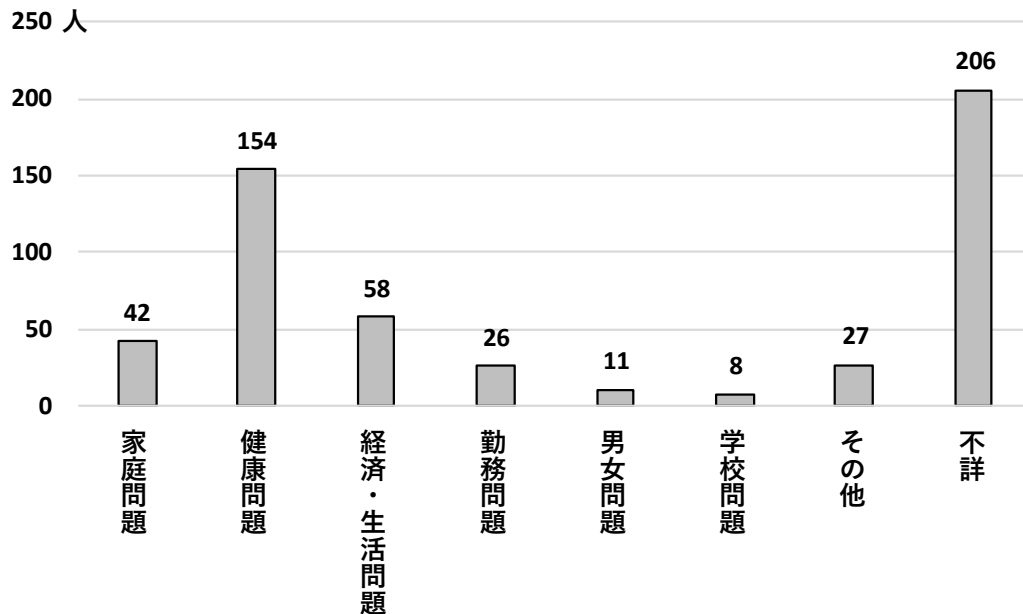


注) 「%」はそれぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出しているため、全ての割合を合計しても100%にならないことがあります。

出典) 人口動態調査(厚生労働省)の結果を本市で独自集計(健康福祉局障害企画課)

(イ) 自殺の原因・動機

自殺の動機（延べ数）を見ると、不詳を除いて最も多いのは「健康問題」で、154人と突出しています。次いで「経済・生活問題」が58人、「家庭問題」が42人、「勤務問題」が26人の順となっています。

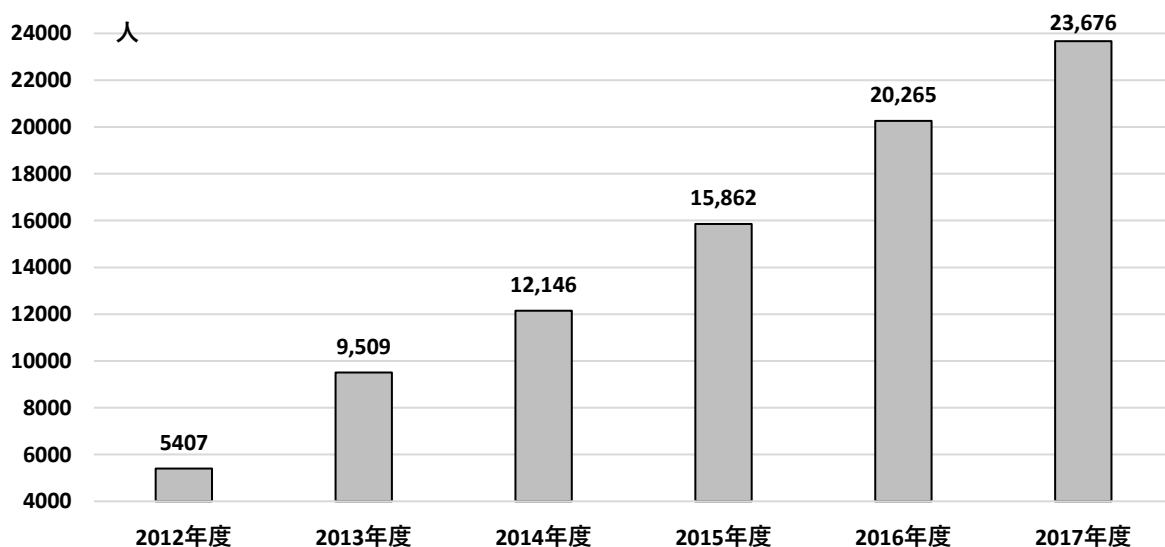


注）重複回答可であるため、延べ数

出典）平成 29 年自殺統計（神奈川県警察本部）を基に本市で独自集計（健康福祉局障害企画課）

(ウ) ゲートキーパーの数（自殺対策研修受講者数）

ゲートキーパーの数（自殺対策研修受講者数）は、2012 年度から 2017 年年度にかけて 5,407 人から 23,676 人（累計）となり、約 4.4 倍に増加しています。

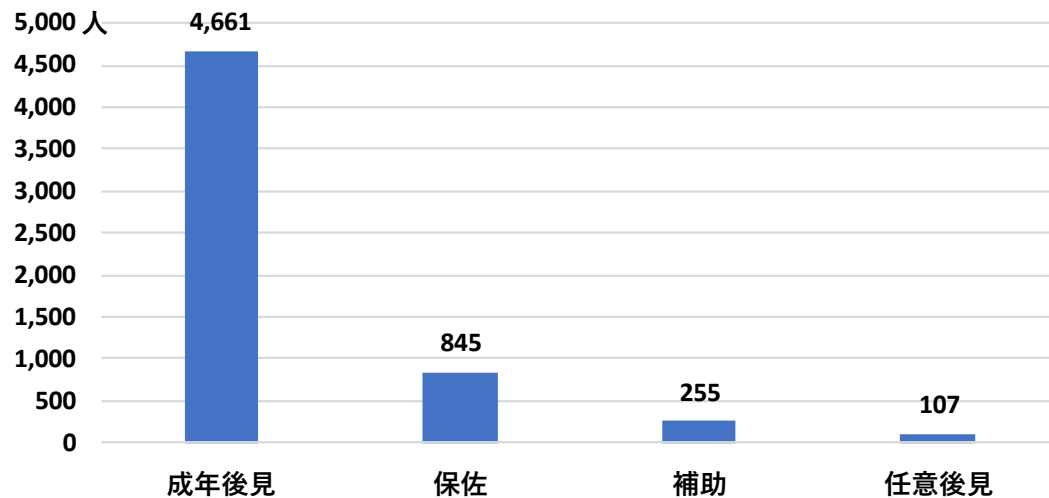


出典）健康福祉局障害企画課

ク 成年後見支援制度

(ア) 成年後見制度利用者数

成年後見制度利用者数は、成年後見が 4,661 人となっており、全体の約 80%と大多数を占めています。



注 1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

注 2) 本資料は、平成 29 年 12 月末日時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

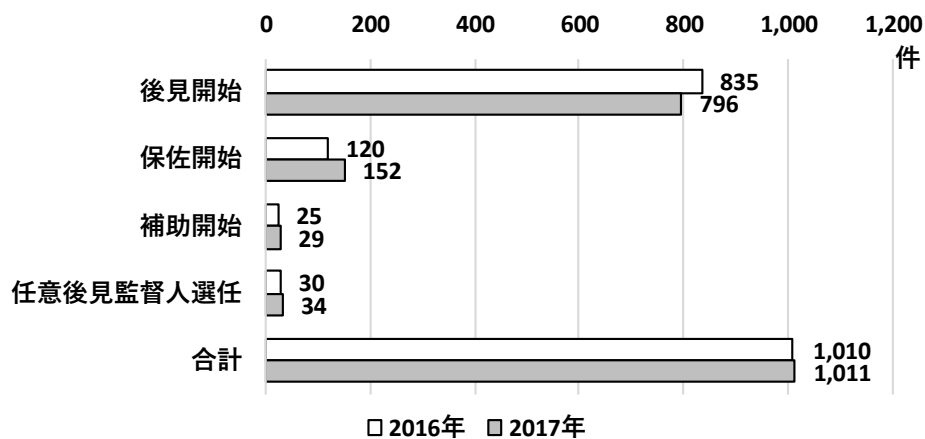
注 3) 注 2) の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。

注 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

出典) 横浜家庭裁判所

(イ) 成年後見関係事件の認容件数

成年後見関係事件の認容件数は、2017年に1,011件となっており、2016年とほぼ同数で推移しています。内訳は、後見開始が796件で最も多く、次いで保佐開始が152件となっていま



注1) 本資料は、横浜家庭裁判所（管内支部を含む。）の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち2016年1月から2017年12月までに認容で終局した事件を対象として集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

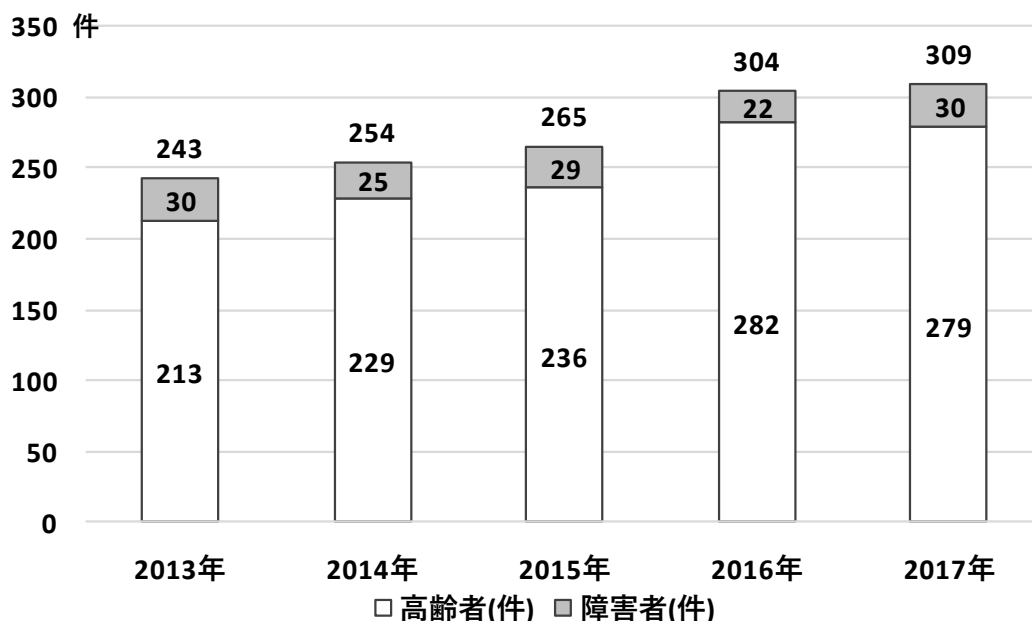
注2) 注1)の事件には、本人の住所地が神奈川県外であるものの数は計上していない。

注3) 本人の住所地は、2016年12月末時点及び2017年12月末時点で事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）である。本人が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

出典) 横浜家庭裁判所

(ウ) 区長申立て件数

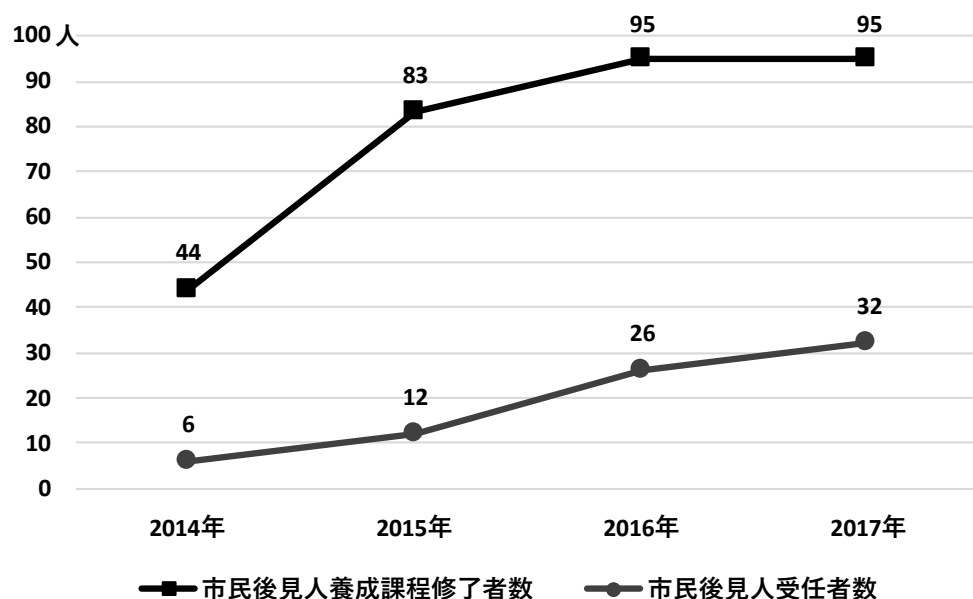
区長申立て件数は2016年まで増加傾向にありましたが、ここ2年間は横ばいとなっており、2017年は高齢者・障害者合わせて309件となっています。



出典) 健康福祉局福祉保健課

(I) 市民後見人養成及び市民後見人受任者数

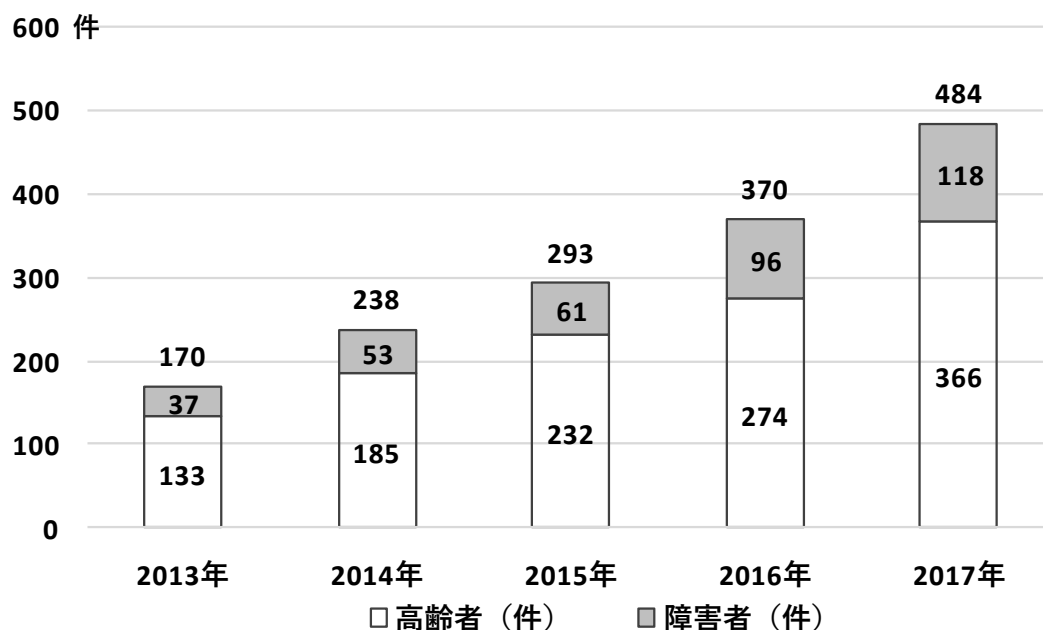
市民後見人養成課程の修了者数は2014年から2015年にかけて大きく増加し、2017年には95人となっています。また、市民後見人受任者数も増加傾向で、2017年には32人となっています。



出典) 健康福祉局福祉保健課

(I) 後見人等への報酬助成件数

後見人等への報酬助成件数は、高齢者・障害者とも一貫して増加傾向にあり、2017年には484件となっています。

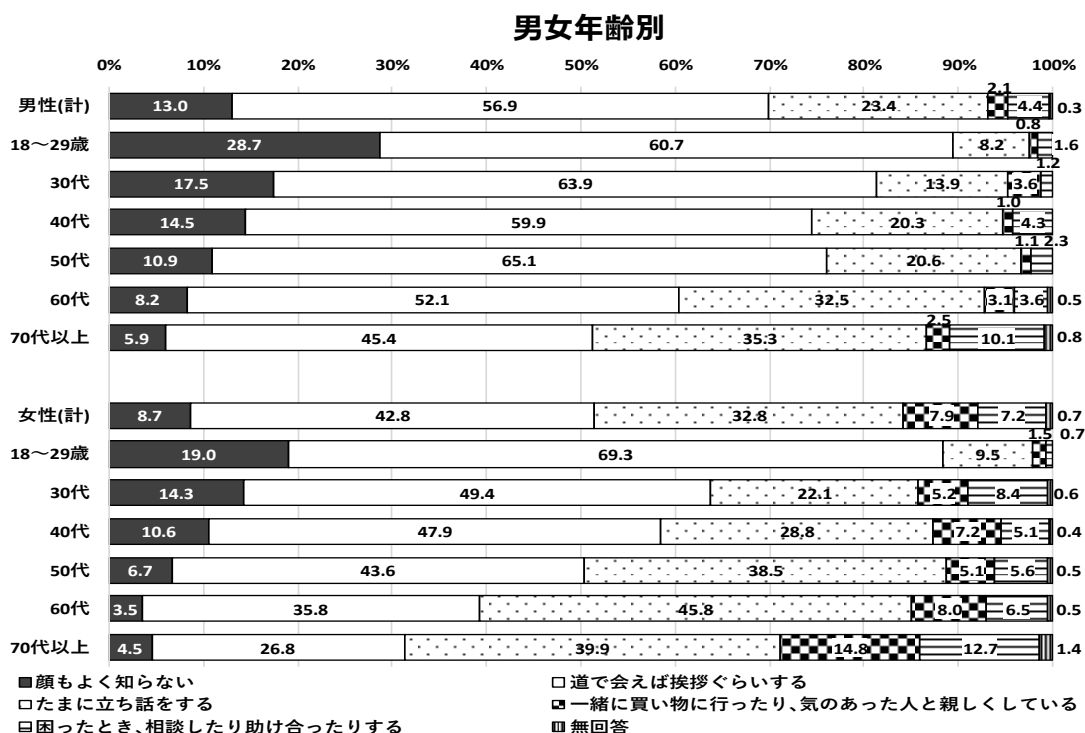
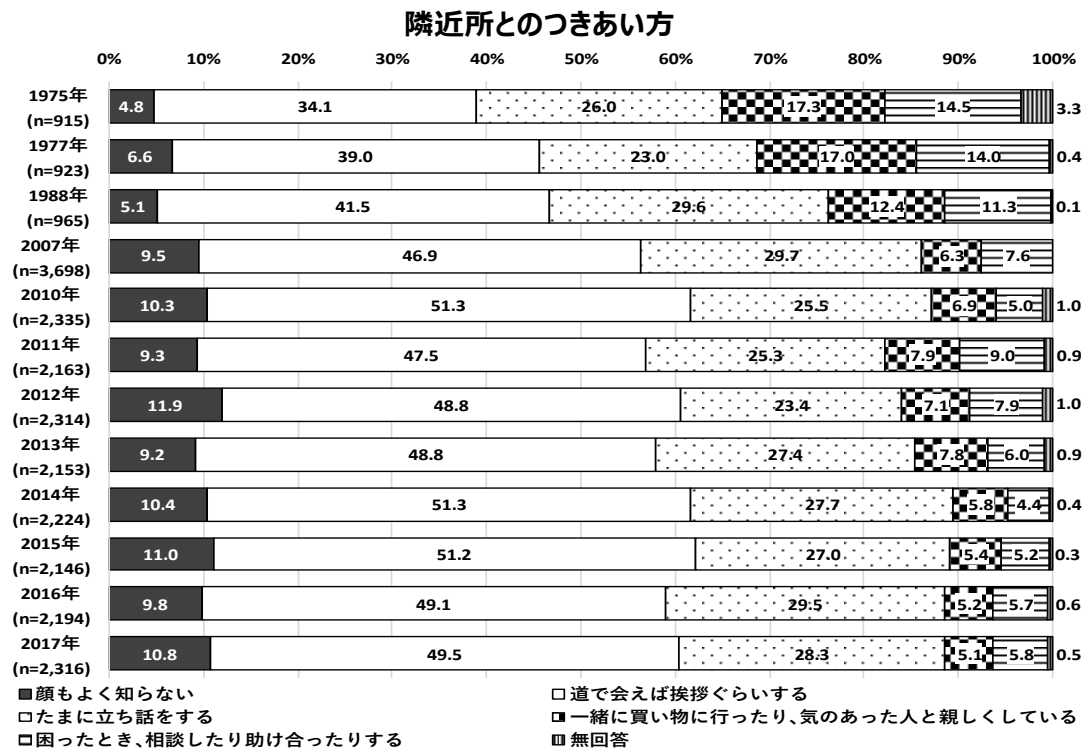


出典) 健康福祉局福祉保健課

(3) 地域活動や市民活動の状況

ア 隣近所とのつきあい方

横浜市民意識調査では、隣近所とのつきあい方について「道で会えば挨拶ぐらいする」と回答した人がここ数年半数近くを占めている一方、「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」「困ったとき、相談したり助け合ったりする」と回答した人の割合は減少傾向です。また、年齢が低いほど「顔もよく知らない」と回答した人の割合が高い傾向にある一方で、70代以上の女性では「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」「困ったとき、相談したり助け合ったりする」と回答した人の割合が高くなっています。

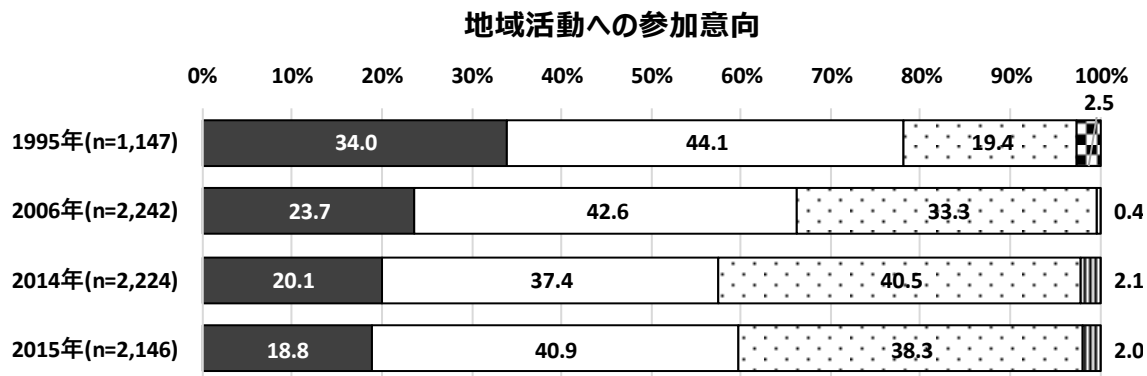


出典) 横浜市民意識調査 (平成 29 年度)

イ 地域活動への参加意向

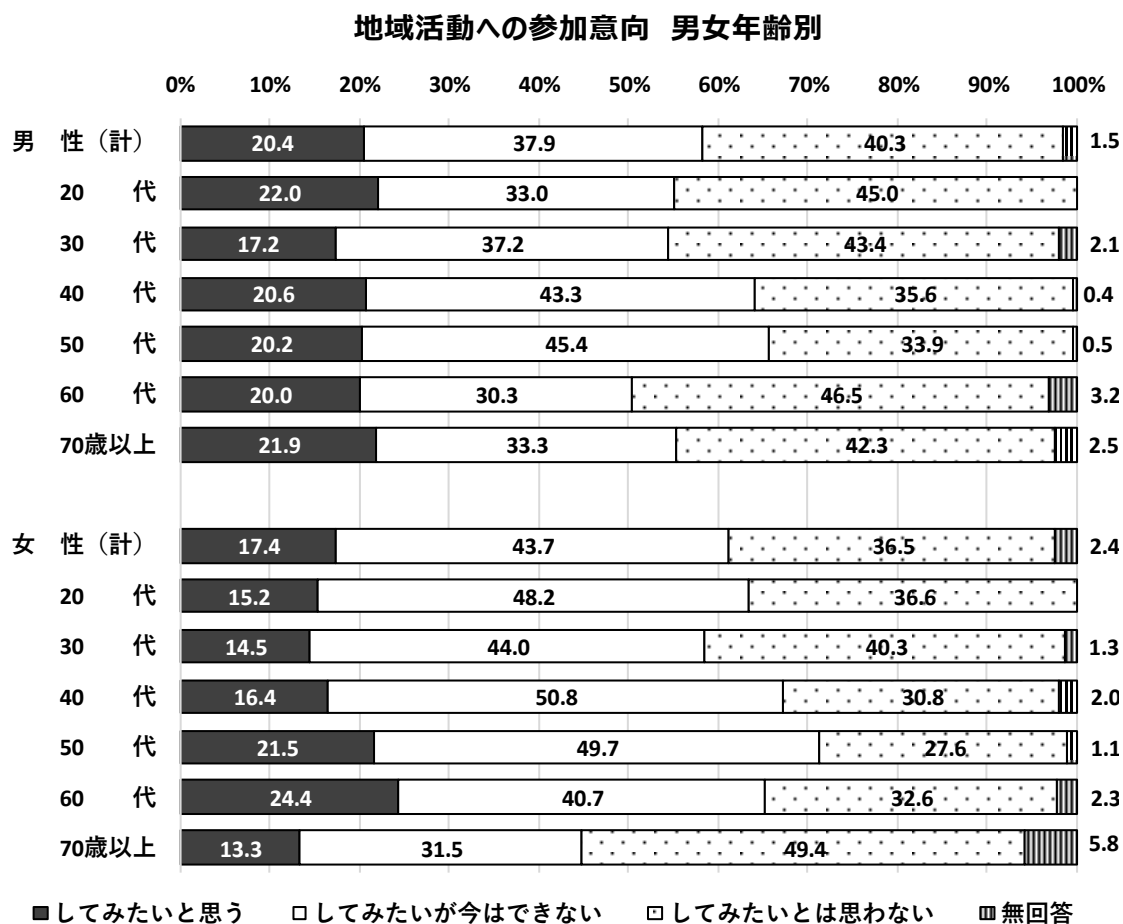
地域活動への参加意向について「してみたいと思う」と回答した人の割合は、1995年から減少が続いており、2015年には18.8%となっています。

男女年齢別で見ると、参加意向が最も高いのは60代女性で、およそ4人に1人が「してみたいと思う」と回答しています。



■ してみたいと思う □ してみたいが今はできない □ してみたいとは思わない □ わからない ▨ 無回答

注) 平成7年調査のみ「わからない」の選択肢あり

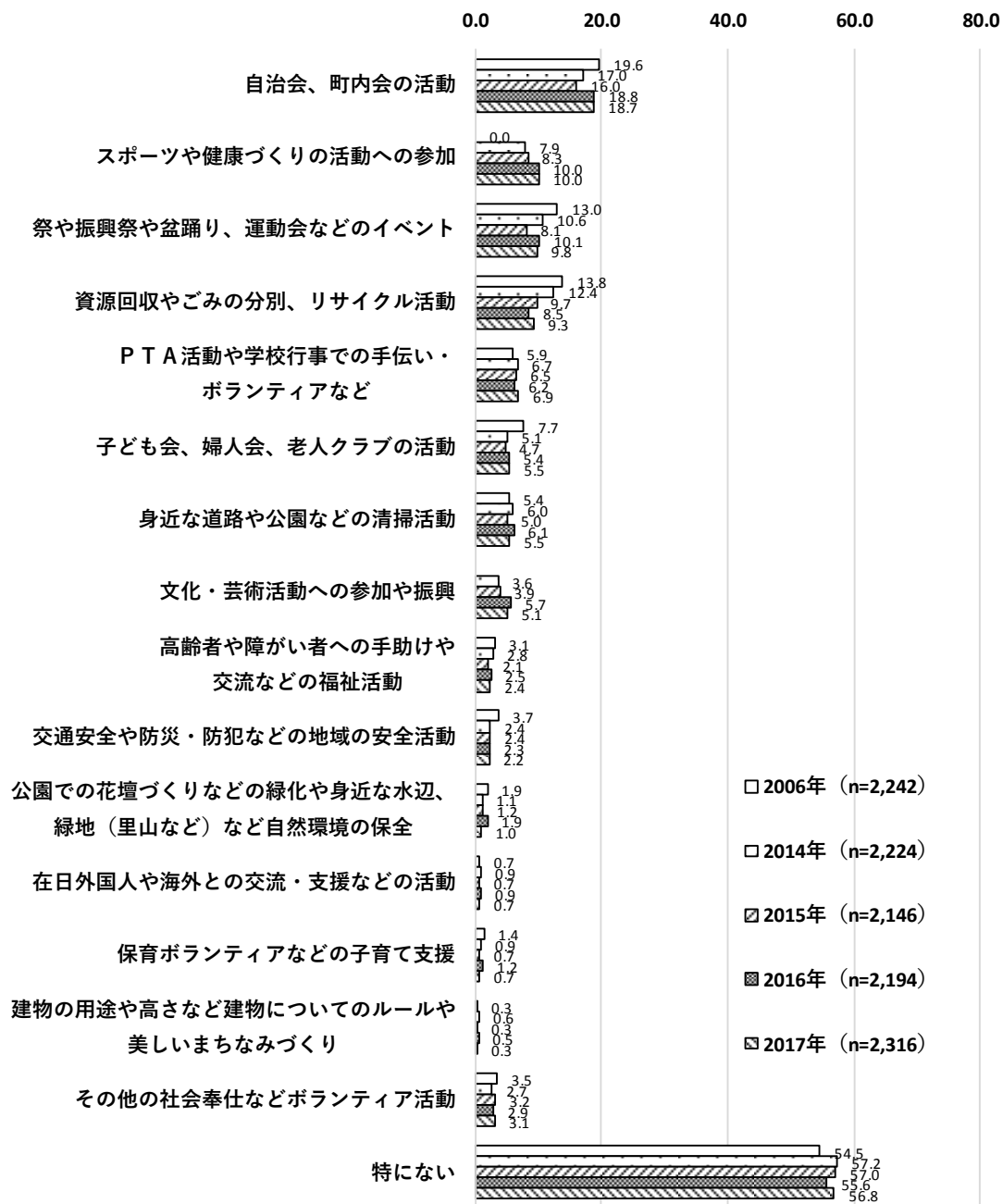


出典) 横浜市民意識調査 (平成27年度)

ウ 参加している地域活動

参加している地域活動は、2006 年以降一貫して「自治会、町内会の活動」が最も多くなっています。

2017 年は、以下「スポーツや健康づくりの活動への参加」、「祭や振興祭や盆踊り、運動会などのイベント」、「資源回収やごみの分別、リサイクル活動」、「P T A 活動や学校行事での手伝い・ボランティアなど」、「子ども会、婦人会、老人クラブの活動」と続いています。



注) 2006 年調査は、選択肢の一部が以下のように異なる。

「P T A 活動や学校行事での手伝い・ボランティアなど」→「P T A 活動」

「身近な道路や公園などの清掃活動」→「身近な道路などの清掃活動」

「公園での花壇づくりなどの緑化や身近な水辺、緑地（里山など）など自然環境の保全」→「公園での花壇づくりや美化活動、身近な水辺や緑地（里山など）などの自然環境の保全」

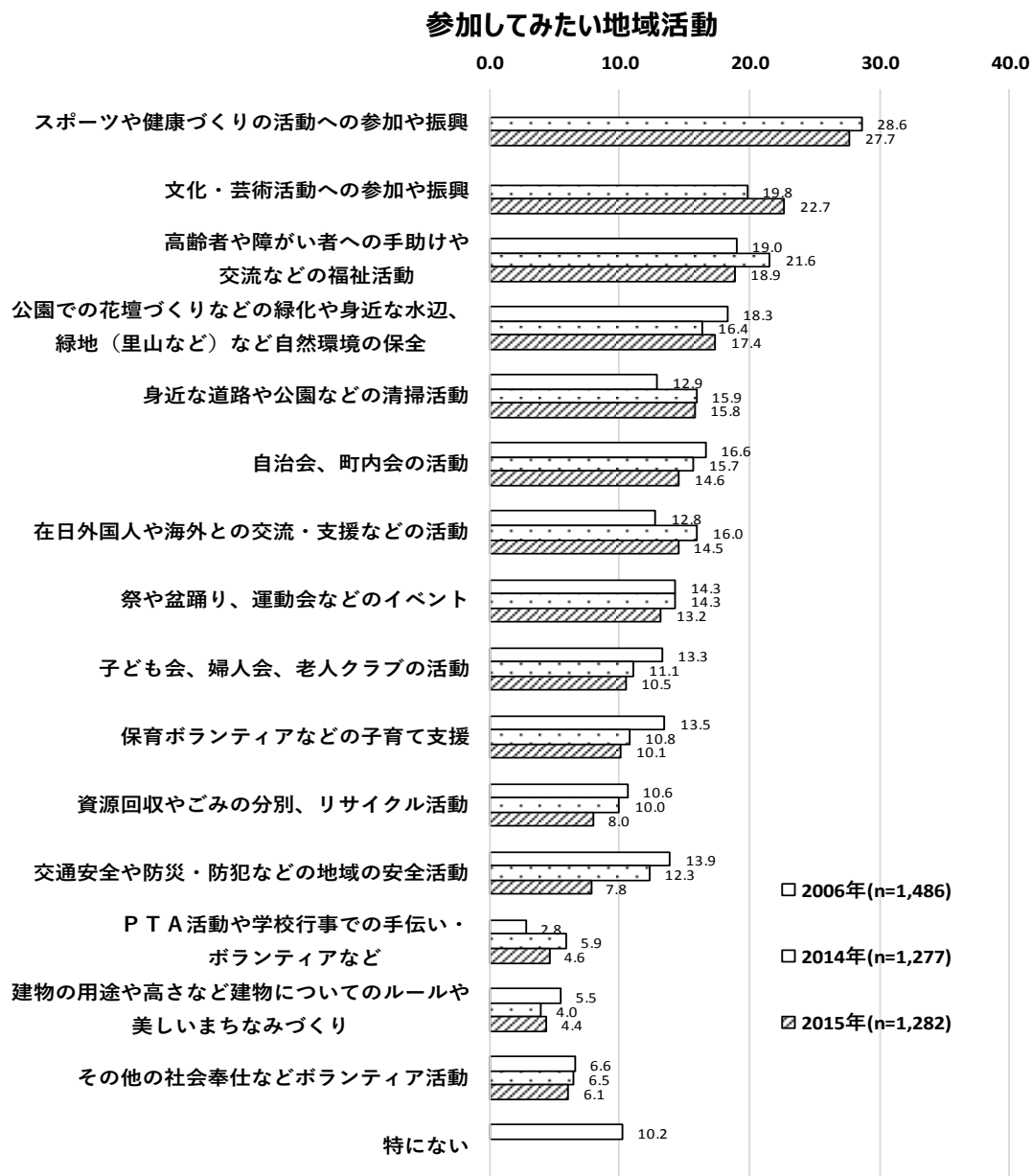
「文化・芸術活動への参加や振興」、「スポーツや健康づくりの活動への参加や振興」→「文化、芸術活動、スポーツへの参加や振興」（2006 年調査 10.0% グラフ未掲載）

出典）横浜市民意識調査（平成 29 年度）

エ 参加してみたい地域活動

参加してみたい地域活動は「スポーツや健康づくりの活動への参加や振興」と回答した人が最も多く、次いで「文化・芸術活動への参加や振興」となっています。

男女年齢別に見ると、参加してみたい地域活動は、20～60代男性と40代女性で「スポーツや健康づくりの活動への参加や振興」、70代男性で「身近な道路や公園などの清掃活動」、20～30代と50～60代女性で「文化・芸術活動への参加や振興」、60～70代女性で「高齢者や障がい者への手助けや交流などの福祉活動」が、それぞれ最も高い割合となっています。



注) 2006年調査は、選択肢の一部が以下のように異なる。

「P T A 活動や学校行事での手伝い・ボランティアなど」→「P T A 活動」

「身近な道路や公園などの清掃活動」→「身近な道路などの清掃活動」

「公園での花壇づくりなどの緑化や身近な水辺、緑地（里山など）など自然環境の保全」→「公園での花壇づくりや美化活動、身近な水辺や緑地（里山など）などの自然環境の保全」

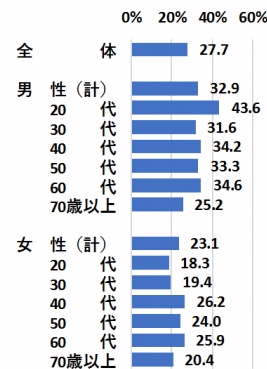
「文化・芸術活動への参加や振興」、「スポーツや健康づくりの活動への参加や振興」→「文化、芸術活動、スポーツへの参加や振興」（2006年調査 30.0% グラフ未掲載）

なお、2014、2015年調査は、「特にない」は設けていない。

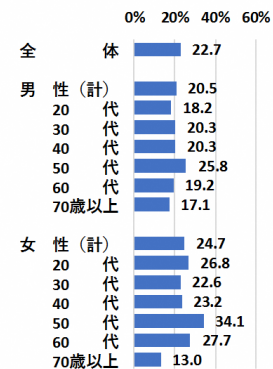
出典）横浜市民意識調査（平成27年度）

参加してみたい地域活動 男女年齢別

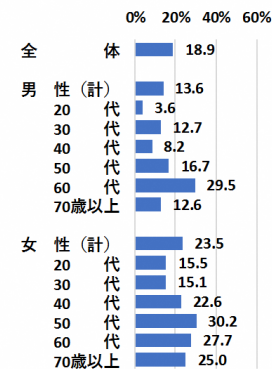
スポーツや健康づくりの活動への参加や振興



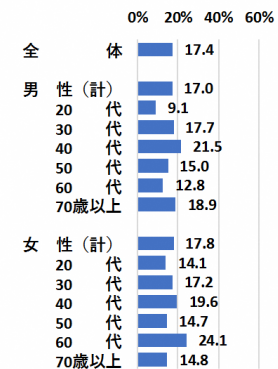
文化・芸術活動への参加や振興



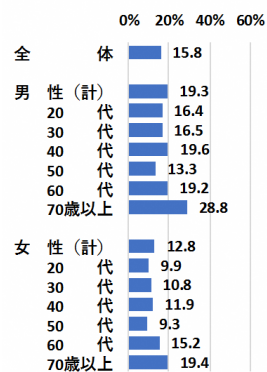
高齢者や障がい者への手助けや交流などの福祉活動



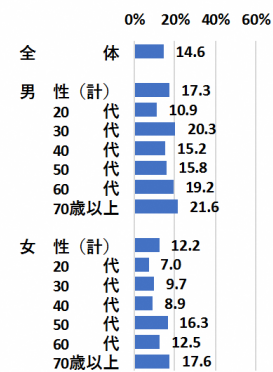
公園での花壇づくりなどの緑化や身近な水辺、緑地など自然環境の保全



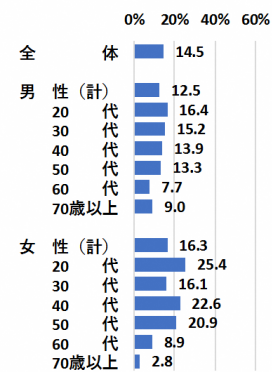
身近な道路や公園などの清掃活動



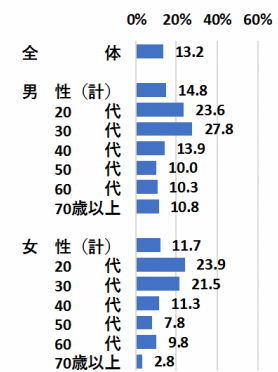
自治会、町内会の活動



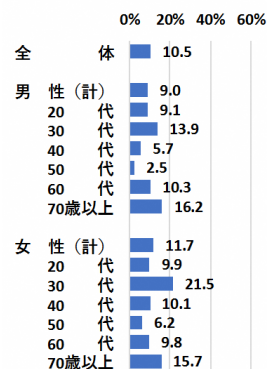
在日外国人や海外との交流・支援などの活動



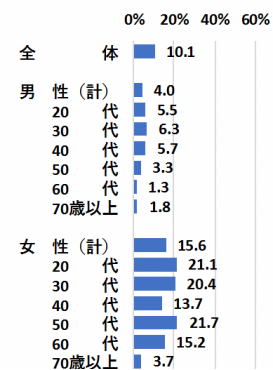
祭や盆踊り、運動会などのイベント



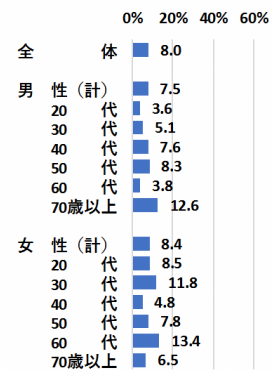
子ども会、婦人会、老人クラブの活動



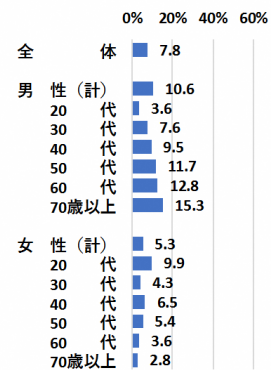
保育ボランティアなどの子育て支援



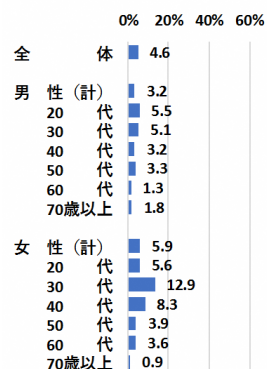
資源回収やごみの分別、リサイクル活動



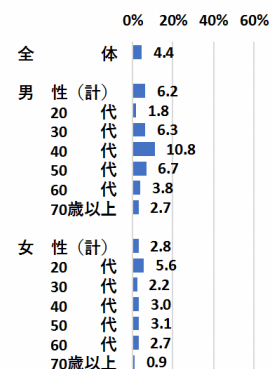
交通安全や防災・防犯などの地域の安全活動



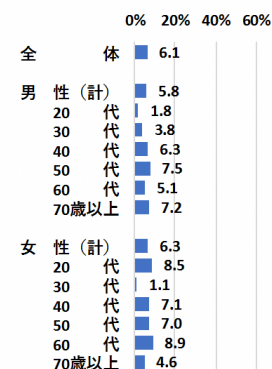
PTA活動や学校行事での手伝い・ボランティアなど



建物の用途や高さなど建物についてのルールや美しいまちなみづくり

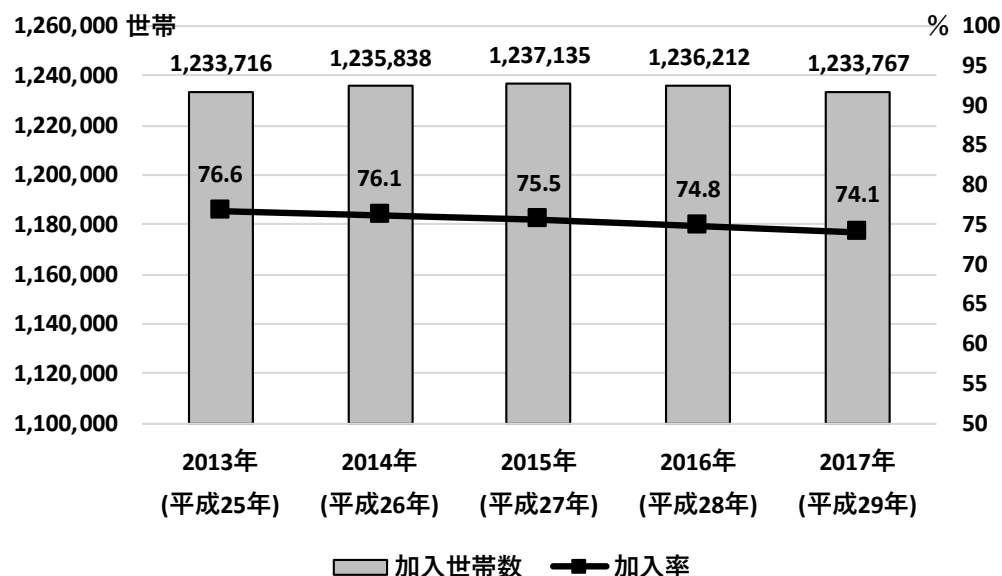


その他の社会奉仕などボランティア活動



オ 自治会町内会加入世帯数・加入率

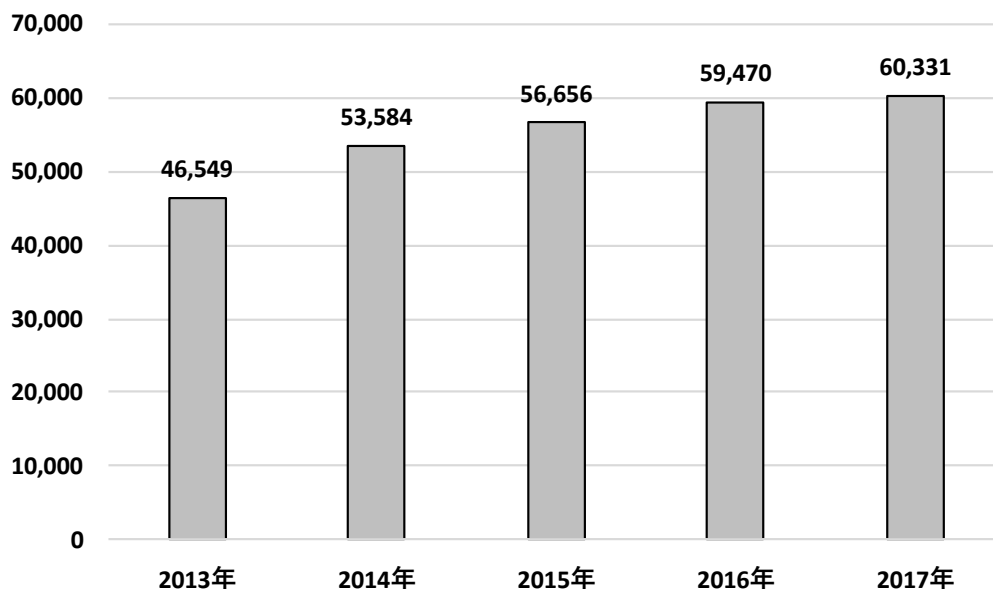
自治会町内会加入世帯数は、2016 年より減少に転じました。自治会町内会加入率は、過去 5 年間継続して減少しています。



出典) 自治会町内会実態調査 (各年 4 月 1 日現在) (市民局地域活動推進課)

カ 市内ボランティアセンターにおける登録ボランティア状況 (個人数 + 団体数)

ボランティアセンターにおける登録ボランティアの個人数及び団体数は、2013 年から一貫して増加しており、2017 年には 60,000 件を超え、2013 年の約 1.3 倍となっています。

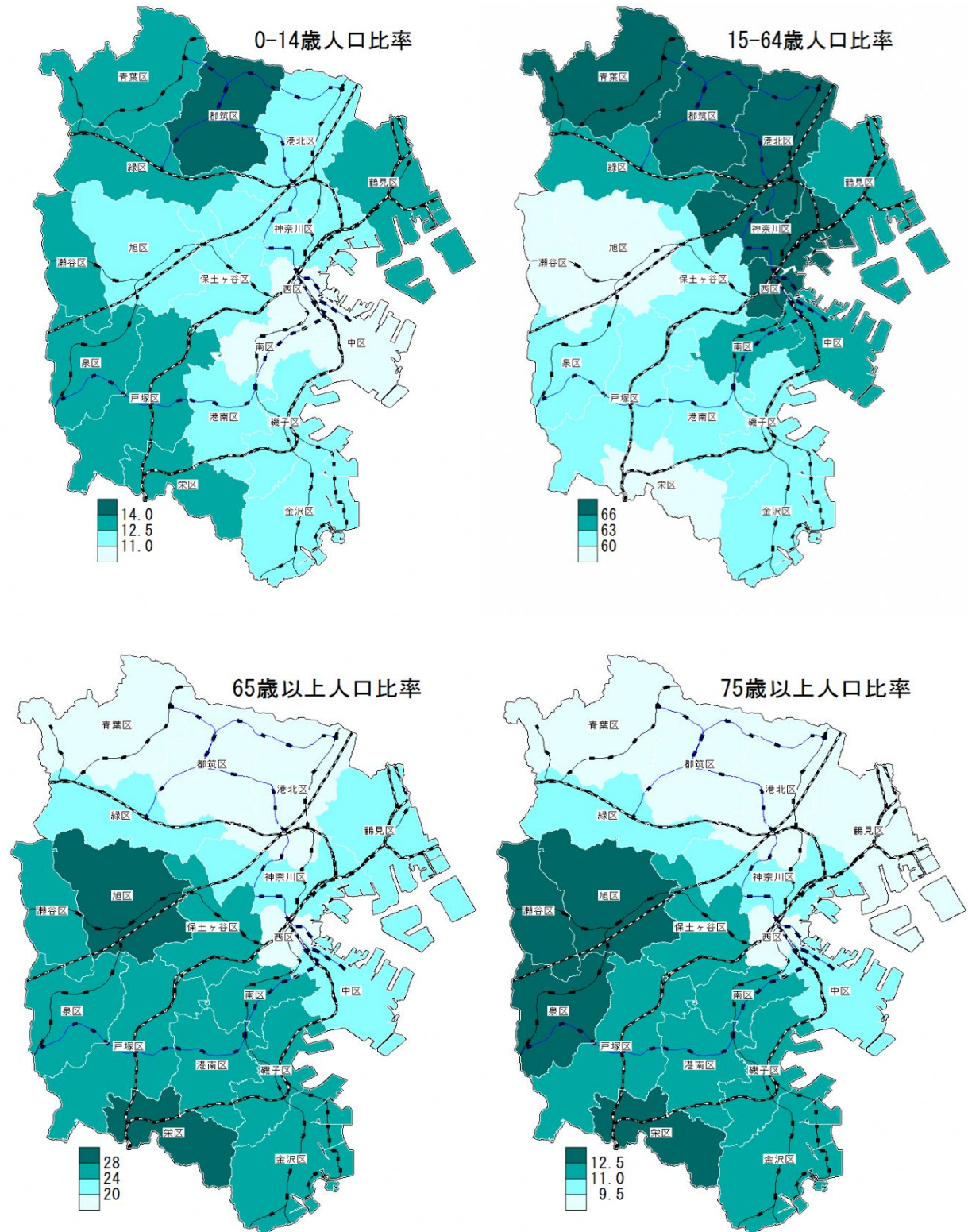


出典) 横浜市社会福祉協議会 (ボランティア関係事業概要)

(4) 項目別の区域特性状況

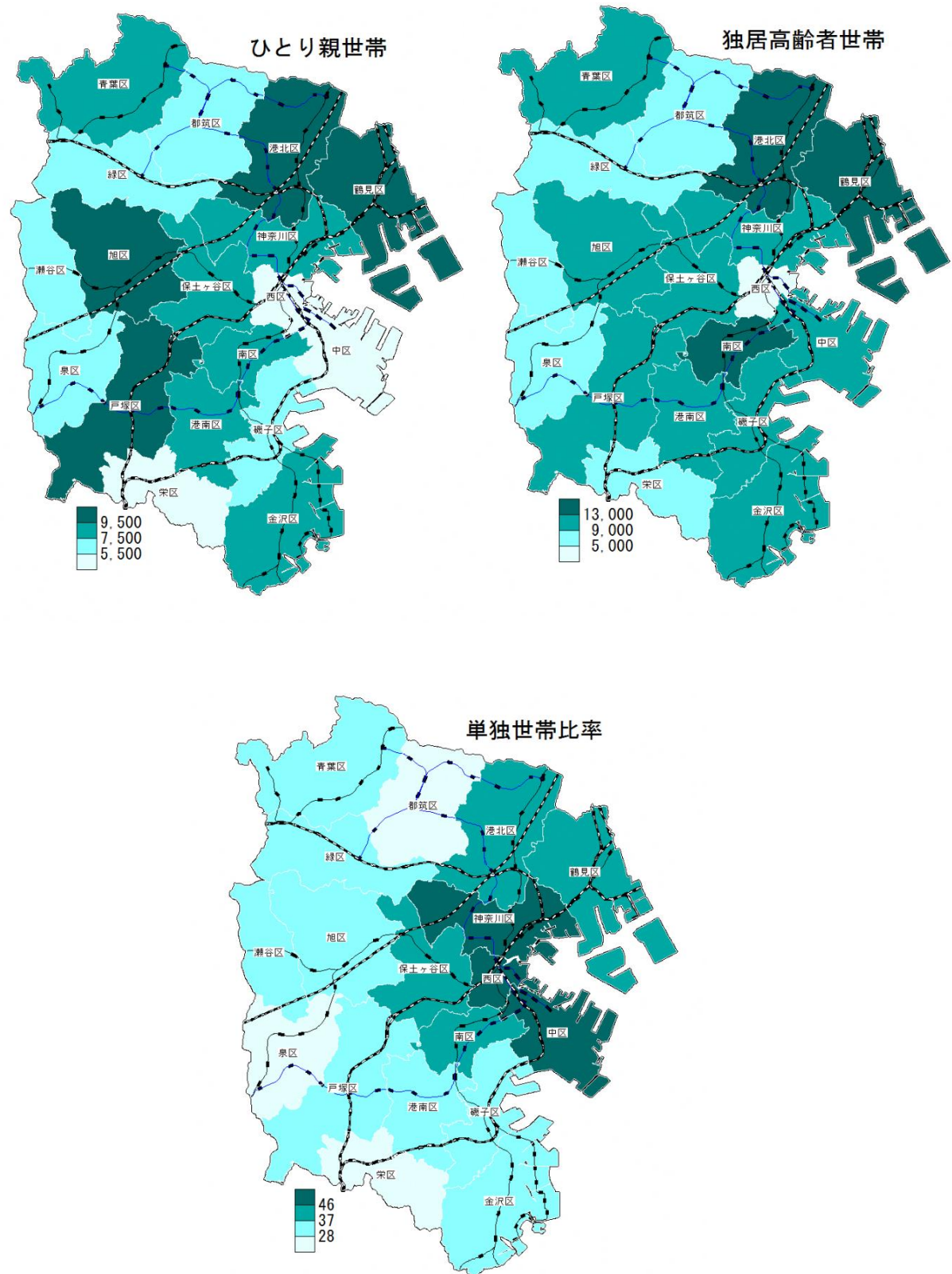
人口、世帯、社会福祉法人施設について、各区域における特性状況をマップに落とし込み、それぞれの分布について示しました。

ア 人口関連



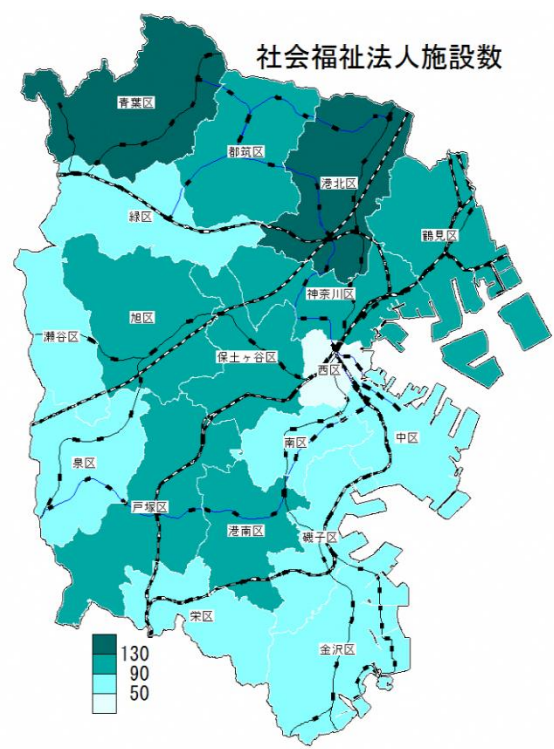
出典) 国勢調査 (2015 年) より作成

イ 世帯関連



出典) 国勢調査 (2015 年) より作成

ウ 社会福祉施設



出典) 平成 29 年社会福祉施設等調査 (平成 29 年 10 月 1 日) より作成

2 横浜市地域福祉保健計画の検討経過

年度	月	市計画策定推進委員会、検討会等	市会・関係団体・区役所等との調整
平成28年度	11月～3月	★第2回策定・推進委員会【11月】 (計画策定の考え方について) ★地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【3月】 (計画策定の考え方、テーマ別分科会の設置について)	●関係局区検討プロジェクト【1月】 (関連する分野・事業について取組内容の共有、「我が事・丸ごと」の地域づくり(地域共生社会)の実現に向けた社会福祉法の改正について) ●区・区社協との意見交換【1月～2月】 (第3期区計画推進状況、第4期市計画への意見等)
平成29年度	4月 6月～ 7月～ 1月 2月～	★第1回策定・推進委員会 (計画策定の考え方について) ★テーマ別分科会 ①多様な主体の参加と連携による支えあいの仕組みづくり ②支援を必要とする人(社会的孤立等)に気づき、支える仕組み ③権利擁護を必要とする人たちへの支援について 【①②は9月までに各3回開催、③は9月に1回開催】 ★地域福祉保健計画・地域福祉活動計画検討会【7月・10月】 (素案骨子(案)、素案(案)、計画冊子構成案検討) ★評価検討会【1月・3月】 ★第2回策定・推進委員会 (素案(案)最終確認、第4期市計画評価検討)	●関係局との意見交換 (第4期市計画策定に向けた他分野計画との調整) ●関係団体等との意見交換【6月～8月】 (活動から見える地域の現状、課題、第4期市計画への意見等) ●区意見照会【～8月】(素案(案)) ●関係局・区検討プロジェクト【7月～2月】 (第4期市計画策定に向けた方向性、記載内容の調整) ●策定・推進委員会委員、区、関係局意見照会【11月～12月】(素案(案)) ●市会健康福祉・医療委員会【3月】 (素案報告)
平成30年度	5月 6月 7月 8月～ 11月 2月 3月	●関係団体への説明、記者発表 素案公表・市民意見募集(パブリックコメント)【5月28日～6月29日】 ★評価検討会【6月・9月】 ★テーマ別分科会③「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」【7月・11月】 ★第1回策定・推進委員会【8月】 (パブリックコメント報告) ★第2回策定・推進委員会 (原案、第4期市計画評価確定)	●関係局区検討プロジェクト【6月・7月・10月・1月】 (第4期市計画推進における具体的な取組について検討) ●市会健康福祉・医療委員会【9月】 (パブリックコメント実施結果報告) ●策定・推進委員会委員、関係局区確認依頼【10月】(原案(案)) ●市会健康福祉・医療委員会【2月】 (議案提出) 第4期市計画確定・公表

3 パブリックコメントの実施結果

計画の策定に市民の意見を反映するため、素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

(1) 実施期間

平成30年5月28日(月)から6月29日(金)まで

(2) 周知方法 素案冊子 6,364部、概要版 11,073部

ア 素案冊子の配布 計 297か所

区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、市民情報センター、地域子育て支援拠点等

イ 関係団体等への説明 計 72か所

横浜市町内会連合会（区町内会連合会）、横浜市民生委員児童委員協議会（区民生委員児童委員協議会）、区社会福祉協議会会長会、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市老人クラブ連合会、地域子育て支援拠点連絡会、横浜市保健活動推進員区会長会、横浜市小・中学校長会等

ウ 横浜市ホームページ、市社協ホームページ、広報よこはま6月号への掲載等

(3) 意見総数

総計 172件（個人(52人)からの意見 100件、関係会議等での意見 72件）

(4) 個人からの意見提出方法

郵送 23人、電子メール 27人、FAX 0人、その他 2人

(5) 計画（素案）項目別意見数（総計 172件）

項 目	意見数
計画全体に関すること	24件
第1章 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定に当たって	18件
第2章 推進のための取組	118件
第2章全体に関すること	(11件)
推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり	(35件)
推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	(46件)
推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進	(26件)
その他（パブリックコメントの実施方法等に関すること）	12件

(6) 提出された意見への対応の考え方（総計 172件）

項 目	意見数
(1) ご意見を踏まえ、原案に反映するもの	18件
(2) ご意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの	40件
(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの	77件
(4) その他（質問・感想等）	37件

4 「具体的な取組」推進に向けた市及び市社協の主な施策・事業

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
1	高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業	車いす使用者、ベビーカー使用者等、誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所を持つ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助します。	◎			健康福祉局福祉保健課
2	地域福祉保健関係職員人材育成事業	複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、保健・医療・福祉等の専門分野に関する問題意識と事業執行能力を身に着けた職員を育成することを目的に、体系的な研修等を実施します。	◎			健康福祉局福祉保健課
3	鉄道駅舎エレベーター等設置事業	高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎におけるエレベーター及び多目的トイレの整備に係る経費を一部補助します。	◎			健康福祉局福祉保健課
4	福祉のまちづくり条例推進事業	「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）に一体的に取り組み、福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討や福祉のまちづくり普及啓発に向けた取組を実施します。	◎			健康福祉局福祉保健課
5	地域ケアプラザ整備・運営事業	市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における福祉保健の拠点として、地域活動交流や地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。	◎	○		健康福祉局地域支援課
6	福祉保健活動拠点運営事業	市民の誰もが日常的に相互に支え合い、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会を実現できるよう、各区に福祉保健活動拠点を1か所設置し、市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場の提供及びボランティアの育成・相談・支援等を行います。	◎			健康福祉局地域支援課
7	福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」運営事業	福祉保健活動等の推進に必要な人材の育成及び確保を図るため、研修、情報提供、交流の場と機会の提供等を行います。	◎			健康福祉局地域支援課
8	民生委員・児童委員事業	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援するため、活動費を支給するほか、活動支援策等の検討を行います。	◎	○		健康福祉局地域支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
9	よこはま福祉・保健カレッジの運営	大学・専門学校・NPO法人・研修機関・職能団体等が連携・協力して福祉保健人材の育成を推進します。(カレッジの事務局：福祉保健研修交流センター ウィリング横浜)	◎			健康福祉局地域支援課
10	普及啓発事業（関係機関職員等への普及啓発、セイフティーネットプロジェクト横浜等）	障害のある人もない人も同じように暮らすことができる社会の実現に向け、障害当事者等による関係機関への研修実施や地域への働きかけ、広報活動等を通じて普及啓発を推進していきます。	◎			健康福祉局障害企画課/市社会福祉協議会
11	生活支援体制整備事業	高齢者が生き生きと活躍し、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる地域包括ケアシステム実現のため、平成28年4月から「生活支援コーディネーター」を、第1層（区域）は区社会福祉協議会に、第2層（日常生活圏域）は地域ケアプラザ等に配置しています。区域や日常生活圏域の状況に応じて、多様な主体が連携・協力することで、高齢者を支える生活支援や介護予防、社会参加が充実した地域づくりを進めます。	◎		○	健康福祉局地域包括ケア推進課
12	地域包括ケア推進事業	日常生活圏域単位で介護データ等を分析・活用するために構築したデータベースと医療分野のデータベースを連携させ、介護と医療のデータを施策や事業の検討に活用します。	◎			健康福祉局地域包括ケア推進課
13	認知症サポーターキャラバン事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を見守る応援者である認知症サポーターを養成します。	◎	○		健康福祉局高齢在宅支援課
14	高齢者施設・住まいの相談センター運営事業	各事業者団体との連携により高齢者の施設や住まいに関するサービス情報を一元的に集約・提供する窓口を設置し、多様な施設サービスに関する相談や情報提供のワンストップ化を図ります。	◎			健康福祉局高齢施設課
15	よこはま多世代・地域交流型住宅事業	高齢者が介護が必要になっても子育て世代等と共に地域の中で安心して住み続けられるよう、生活支援等の必要な機能を備えた賃貸住宅である「よこはま多世代・地域交流型住宅」について、民間事業者による整備を促進します。	◎			健康福祉局高齢施設課
16	地域保健推進事業（地域保健人材育成事業）	多様化する市民の健康ニーズに対応できる地域保健関係業務従事者（栄養士等）を育成するための研修等を実施します。	◎			健康福祉局保健事業課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
17	データ活用推進事業	庁内のデータ活用を推進するため、人材育成研修を実施するほか、オープンデータの推進を図ります。また、横浜市データ活用推進基本条例を踏まえ、「横浜市官民データ活用推進計画」に基づき取組を推進します。	◎			政策局政策課
18	男女共同参画推進事業	「第4次横浜市男女共同参画行動計画」に基づき、「あらゆる分野における女性の活躍」や「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり」等を推進します。	◎			政策局男女共同参画推進課
19	自治会町内会館整備助成事業	地域活動を振興し、地域住民の福祉の向上や共助による減災に向けた取組の拠点整備を図ることを目的として、自治会町内会が行う会館の整備に必要な経費の一部を補助します。	◎			市民局地域活動推進課
20	地域活動推進費	地域の絆や支え合いが深まり、いきいきとした地域コミュニティが形成され、地域が主体的に課題解決に取り組めるよう、自治会町内会及び地区連合町内会の行う地域活動に対して補助金を交付します。	◎			市民局地域活動推進課
21	(公財)よこはまユース補助事業	社会全体で青少年・若者を育成する環境づくりを進めるため、青少年・若者に携わる地域の人材や団体等が、青少年の抱える課題や取り巻く社会環境等を理解して適切に青少年と関わることができるよう、人材育成や団体活動の支援等を実施します。	◎		○	こども青少年局青少年育成課
22	青少年指導員事業	青少年指導員が行う青少年への交流・体験活動の提供や社会環境健全化に向けた活動に対する支援や情報提供により、地域における青少年育成活動の活発化を図ります。また、研修を行うことによって、青少年指導員の人材育成を行います。	◎		○	こども青少年局青少年育成課
23	地域子育て支援活動者育成事業	地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、育児支援センター園等で行っている、身近な場所での気軽な子育ての相談を受けるスタッフの研修会等を実施します。さらに、子ども・子育て支援新制度に伴う地域子育て支援の場の広がりに伴い、今後人材確保が必要となることを踏まえ、子育て支援員研修制度に対応した研修を実施します。	◎			こども青少年局子育て支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
24	効果的な助成金制度の構築・実施	より効果的な助成金制度の在り方を検討し、ふれあい助成金事業を適宜見直します。また、助成金を通じて把握した団体活動との連携を進め、その活動の継続・拡充の支援を強化します。	◎			市社会福祉協議会
25	地域の支えあい活動のための担い手育成	地域住民の日常的な見守り意識の定着や、地域活動の担い手の育成・開拓を進めます。	◎		○	市社会福祉協議会
26	地域福祉活動推進者の養成	地域において福祉保健活動を推進するリーダーとなる人材の養成を行います。	◎			市社会福祉協議会
27	地区社協支援強化	地区社協が、一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくりを推進できるよう、研修の実施、補助金の交付等を通じた支援のほか、取組の見える化を進め、活動しやすい環境を整備します。	◎	○		市社会福祉協議会
28	幅広い福祉教育(啓発)の実施	学校における福祉教育活動を進めるほか、地域における福祉啓発の取組の推進を支援します。	◎			市社会福祉協議会
29	部会・分科会活動の推進と課題解決の仕組みづくり	社協の会員である施設や団体の種別ごとに組織する部会・分科会活動を通じて、情報やノウハウの共有、共通課題の解決へ向けた取組を進めます。	◎			市社会福祉協議会
30	福祉人材の確保支援事業	福祉人材の確保策を市社協の各部会と一体的に進めるほか、就職説明会・しごと相談会の実施、職場体験やガイダンスの実施等を行います。	◎			市社会福祉協議会
31	福祉保健従事者の育成	福祉保健従事者の人材育成を市社協の各部会と一体的に進めるほか、区社協やよこはま福祉・保健カレッジ参加機関と連携した研修を推進します。	◎			市社会福祉協議会
32	ボランティア活動の推進・支援事業	市・区・地区それぞれのボランティアセンターの取組を推進・支援するとともに、ボランティアコーディネーターのスキルの向上を図ります。	◎		○	市社会福祉協議会
33	後見推進機関「横浜生活あんしんセンター」運営事業	判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、「横浜生活あんしんセンター」の運営を通じて、権利擁護、成年後見事業を実施します。		◎		健康福祉局福祉保健課
34	ごみ問題を抱えている人への支援事業	いわゆる「ごみ屋敷」の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、地域住民や関係機関と連携しながら、当事者に寄り添い福祉的な支援により解消や発生の防止を図ります。		◎		健康福祉局福祉保健課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
35	孤立予防対策事業	地域の中で気づきの目を広げていくため、日常業務の中で、地域住民に密着したサービスを提供する民間事業者等に対し、「緩やかな見守り」への参加等の協力を依頼し、孤立予防対策について連携した取組を進めます。		◎	○	健康福祉局福祉保健課
36	災害時要援護者支援事業	災害時における自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を円滑に進めていくために、行政が保有する要援護者の個人情報の提供等を通じて、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支え合いの取組を支援します。	○	◎		健康福祉局福祉保健課
37	市民後見人養成・活動支援事業	地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人を養成し、後見活動を安定的に行うための支援を行います。		◎		健康福祉局福祉保健課/市社会福祉協議会
38	成年後見制度利用促進事業	区域における高齢者・障害者等の権利擁護を推進するため、区福祉保健センターと区社協あんしんセンター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター及び弁護士等専門職団体との連携を強化し、成年後見制度の利用促進を図ります。		◎		健康福祉局福祉保健課
39	ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業	在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者等について、本市が保有する個人情報を民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるように支援します。また、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区役所が連携して実施します。	○	◎		健康福祉局地域支援課
40	横浜市福祉調整委員会事業	福祉保健サービスに関する苦情相談に応じ、中立的な立場から事業者に対する調査・調整を行い、苦情解決を図ります。		◎		健康福祉局相談調整課
41	生活困窮者自立支援制度「一時生活支援事業」	住居のない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所や食事の提供を行うとともに生活支援・就労支援等を通じて、安定した生活が送れるよう支援を行います。		◎		健康福祉局生活支援課
42	生活困窮者自立支援制度「家計改善支援事業」	家計収支のバランスの見直しや多重債務の整理支援等、家計に課題を抱える方が早期に生活を再建することができるよう支援を行います。		◎		健康福祉局生活支援課
43	生活困窮者自立支援制度「就労準備支援事業」	心身の状況等により、就労経験が乏しい方等に就労体験の場を提供するとともに日常生活の自立や社会生活の自立に向けた支援を行います。		◎	○	健康福祉局生活支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
44	生活困窮者自立支援制度「住居確保給付金」	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している、また喪失のおそれのある方を対象に家賃相当分の給付金を有期で給付するとともに就労支援を実施し、安定した住居及び就労の機会の確保に向けた支援を行います。		◎		健康福祉局生活支援課
45	生活困窮者自立支援制度「自立相談支援事業」	生活困窮者からの相談を包括的に受け止め、経済的な面だけでなく、健康面や日常生活を送る上での困りごと、社会的なつながりの維持・確保に配慮しつつ、個々の状況に応じて自立に向けた支援を行います。 また、関係機関とのネットワークづくりや地域の社会資源を活用した支援を通じて、地域づくりを推進します。		◎	○	健康福祉局生活支援課
46	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護制度利用者をはじめ、生活困窮者自立支援制度利用者に対し、その自立の促進を図るため、ハローワーク（ジョブスポット）と連携し、生活相談から就職相談までの一体的な就労支援を行います。		◎		健康福祉局生活支援課
47	寄り添い型学習支援事業	生活保護世帯を中心とした生活困窮者世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力向上を図るとともに、子どもの将来の自立に向けた基盤づくり、将来の進路選択の幅を拡げる支援を行います。		◎	○	健康福祉局生活支援課
48	自殺対策事業	社会問題である自殺へ対応するため、市民への自殺の問題に関する普及啓発、相談支援を担う人材の育成、関係機関や関係部署との連携に取り組むとともに、自殺未遂者や自死遺族への支援を実施します。		◎		健康福祉局障害企画課
49	障害者就労支援センター事業	障害のある方の就労の促進と定着を図るため、障害者就労に関する身近な地域の相談機関として障害者就労支援センターを運営し、障害のある方や企業等の関係者の相談や支援を行います。		◎	○	健康福祉局障害企画課
50	横浜市障害者後見的支援制度の推進	障害者が地域で安心して暮らすために必要な、身近な地域での見守りや本人の希望と目標に基づく生活のための支援等を行う後見的支援制度を推進します。		◎		健康福祉局障害企画課/市社会福祉協議会
51	移動情報センター運営等事業	移動情報センター運営を通じて、移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じ、各サービス事業者等の情報提供や紹介を行います。また、相談を通じて把握した課題の解決へ向けた取組を推進します。		◎	○	健康福祉局障害福祉課/市社会福祉協議会
52	障害者相談支援事業	障害者やその家族が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行える相談支援体制の充実を図るとともに、障害者に関わる様々な機関が自立支援協議会等に参画し、協力・連携しながら地域づくりに取り組みます。		◎		健康福祉局障害福祉課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
53	介護人材支援事業	①新たな介護人材の確保、②介護職員の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。	○	◎		健康福祉局高齢健康福祉課
54	高齢者保養研修施設管理運営事業	高齢者の社会参加や交流を促進するため、横浜市全体を対象とした「保養・健康づくり・研修」等の機能を有する高齢者保養研修施設ふれーゆの運営管理を委託し、運営の安定化を図るとともに施設機能を維持します。		◎	○	健康福祉局高齢健康福祉課
55	セカンドSTEPプロモーション事業	定年退職を迎える世代を対象に、民間企業や区役所等と連携し、日常生活で活用できる情報や多様な行政サービスの利用方法をPRすることで、ビジネスライフから自分の住み慣れたまちへ生活基盤を移した際にスムーズに地域に移行できるようサポートします。		◎	○	健康福祉局高齢健康福祉課
56	老人クラブ助成事業	地域における高齢者の仲間づくりや健康づくりに取り組むため、老人クラブの活動や、横浜市老人クラブ連合会及び各区老人クラブ連合会が実施する各種スポーツ大会や横浜シニア大学講座等、地域の高齢者が参画する取組を支援します。	○	◎		健康福祉局高齢健康福祉課
57	介護予防普及啓発事業	高齢者を対象に、健康に関する情報提供、講演会・イベントの開催、健康講座等を実施します。		◎		健康福祉局地域包括ケア推進課
58	元気づくりステーション事業	高齢者が身近な場所で、介護予防・健康づくりに取り組むグループ活動を支援します。	○	◎		健康福祉局地域包括ケア推進課
59	地域介護予防活動支援事業	地域で介護予防活動を実践するリーダーや、ボランティア等を支援するための研修、連絡会等の「地域介護予防活動支援」を実施します。		◎		健康福祉局地域包括ケア推進課
60	高齢者虐待防止	市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関等に協力を依頼し、早期発見と未然防止を目指します。また、施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え、適切な運営指導を行います。		◎		健康福祉局高齢在宅支援課/高齢施設課/介護事業指導課
61	地域ケア会議	地域ケア会議を開催し、多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な資源整備や政策形成につなげていきます。		◎		健康福祉局地域包括ケア推進課/高齢在宅支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
62	集いの場（認知症カフェ等）の活動支援	認知症カフェや若年性認知症の人と家族の集える場等の集いの場の活動を支援します。		◎		健康福祉局高齢在宅支援課
63	本人の自己決定支援 （エンディングノート等の作成と普及等）	市民一人ひとりが自らの意志で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考えるきっかけとなるエンディングノートを作成し、活用のための講座を開催します。		◎		健康福祉局高齢在宅支援課
64	横浜市認知症高齢者等 SOS ネットワーク	認知症の人を見守り、認知症により行方不明となる人の早期発見や安全確保のために、地域の関係者や関係機関でネットワークを構築。行方不明時の発見協力や事前登録、見守りツールの導入等を行います。		◎		健康福祉局高齢在宅支援課
65	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用者のうち、身寄りのない方については、区長が審判請求を行い、申立費用を支出します。また、申立費用及び後見人報酬の負担が困難な方に対しては費用の一部を助成するとともに、区長申立に係る親族調査を委託にて実施します。		◎		健康福祉局高齢施設課
66	健康経営企業応援事業 （よこはま健康アクション推進事業 （健康横浜 21 の重点取組））	市内企業に対して、従業員一人ひとりの健康そのものが会社の生産性を高めるという考えを取り入れた組織運営、経営を行う「健康経営」の考え方を普及するとともに、横浜市全体の健康づくりを推進していきます。 <u>（No.103 と同内容だが「健康づくり」に重点を置く）</u>		◎	○	健康福祉局保健事業課
67	健康横浜 21 推進事業	第2期健康横浜 21 に基づき、健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から、生活習慣の改善に取り組みます。がん検診、特定健診の普及を進めることで、生活習慣病の重症化予防を図ります。		◎		健康福祉局保健事業課
68	横浜市消費生活総合センター運営事業	商品・サービスの契約トラブル等、消費生活に関する相談を受け付けます。平成 29 年度からは、高齢者等からの消費者トラブルに関する相談を受け付けるための、地域ケアプラザ等との専用電話回線を設置しています。また、横浜シニア大学や地域ケアプラザ等へ講師を派遣する出前講座等の啓発活動を推進しているほか、情報紙の発行等も行っています。		◎		経済局消費経済課
69	児童虐待防止啓発地域連携事業	児童虐待防止に関する広報・啓発を行うとともに、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくり、人材育成を推進します。		◎		こども青少年局こども家庭課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
70	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	横浜市在住で生活困窮状態にある 15 歳から 39 歳までの若者及び高等学校等において、進学ではなく就職を希望しているものの、将来をイメージできない若者や専門的支援が必要な若者向けの支援を、若者サポートステーション運営事業者に委託して実施します。		◎	○	こども青少年局青少年育成課
71	よこはま型若者自立塾	無業や引きこもり等を含む、自立・就労に困難のある 15 歳から 39 歳までの若者に対し、それぞれの状況に応じて合宿や農作業を中心としたプログラムを提供し、若者の自立を支援します。また、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業として、生活困窮状態にある若者を支援します。		◎	○	こども青少年局青少年育成課
72	寄り添い型生活支援事業	養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にある等、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活・学習支援等を実施します。		◎	○	こども青少年局青少年育成課
73	若者サポートステーション事業	困難を抱える 15 歳から 39 歳までの若者及びその保護者を対象とした社会的自立・職業的自立に向けた総合相談、ジョブトレーニング（就労訓練）、就労セミナー等を実施する「若者サポートステーション」に対し、事業費の補助を行います。また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行います。		◎	○	こども青少年局青少年育成課
74	青少年相談センター事業	青少年の自立を支援する団体等との連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに特に困難を抱える青少年の自立及び社会参加の支援等を行います。	○	◎		こども青少年局青少年相談センター
75	地域ユースプラザ事業	青少年相談センターの支所的機能を有し、15 歳から 39 歳までの青少年の自立支援を図るため、地域における支援を行います。思春期・青年期問題の第一次的な総合相談や自立に向けた青少年の居場所の運営をするほか、地域で青少年の支援活動を行っている NPO 法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行います。	○	◎		こども青少年局青少年相談センター
76	親と子のつどいの広場事業	マンションの一室や商店街の一角等で、NPO 法人等の市民活動団体が運営しています。親同士の交流、情報提供、子育ての相談等を行います。		◎		こども青少年局子育て支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
77	子育て支援者事業	子育ての不安を解消するため、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を進めたり、相談に応じます。	○	◎		こども青少年局子育て支援課
78	地域子育て支援拠点事業	親子が気軽に集い交流する場の提供、子育てに関する相談・情報提供を行うとともに、子育て支援に取り組む団体・関係者等のネットワークづくりや人材育成を行います。	○	◎		こども青少年局子育て支援課
79	保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的に、既存の保育・養育資源を活用し、地域の子育てを支援します。		◎		こども青少年局子育て支援課
80	横浜子育てサポートシステム事業	子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることにより、市民相互での子育ての援助活動を推進します。	○	◎		こども青少年局子育て支援課
81	権利擁護事業全般（市民後見人養成・活動支援事業、法人後見事業）	横浜型中核機関の在り方を踏まえ、効率的・効果的な事業実施体制の構築を進め、横浜市における権利擁護の取組を推進します。		◎		市社会福祉協議会
82	災害時のボランティアコーディネート機能の推進	市災害ボランティア支援センター・区災害ボランティアセンターの協力体制の構築、コーディネート機能の強化に取り組めます。		◎		市社会福祉協議会
83	市社協運営施設の機能強化	区社協と市社協運営施設が区、関係機関と連携し、個別課題、地域課題の把握・検討・解決のための取組や体制づくりを推進します。また、施設共通の課題の把握や分析を進め、課題解決に向けた取組を進めます。		◎		市社会福祉協議会
84	調査・研究・企画および広報機能の強化	新たな広報ツールの開発やパブリシティの強化等、戦略的な広報活動に取り組めます。	○	◎		市社会福祉協議会
85	身近な地域での住民のつながり・支えあい活動推進事業	区社協が区・地域ケアプラザと連携し、住民との協働による個別課題、地域課題の把握・検討・解決のための取組や体制づくりを進めます。		◎		市社会福祉協議会
86	社会福祉センター運営事業	市民の福祉意欲の向上と主体的な福祉活動の推進を図り、市民の福祉の向上に寄与するため、社会福祉を目的とする市民の相互交流及び活動の場を提供します。			◎	健康福祉局地域支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱1	柱2	柱3	
87	生活困窮者自立支援制度「就労訓練事業の推進」	企業やNPO法人、社会福祉法人等、自治体による認定を受けた事業所が、就労に困難を抱えた生活困窮者を受け入れ、職場経験の機会を提供するとともに生活面や健康面での支援を行います。		○	◎	健康福祉局生活支援課
88	障害者共同受注・優先調達推進事業	横浜市障害者共同受注センターの運営により、市内障害者施設等における企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大等のコーディネートを行い、障害のある方の社会参加の機会の拡大及び工賃の向上を図ります。			◎	健康福祉局障害企画課
89	障害者就労啓発事業（企業啓発事業・市民啓発事業・雇用創出・就労啓発事業）	障害者雇用への理解や知識をより深めてもらうため、企業向けにセミナーや出前講座等を実施するほか、就労を希望する障害のある方やその家族、支援者等の市民を対象に、障害のある方の就職・職場定着を啓発するシンポジウムを実施します。また、公有財産の貸付等を含めた活用により、雇用の場の創出及び就労の促進・障害理解の啓発を図ります。			◎	健康福祉局障害企画課
90	精神障害者生活支援センター事業	精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、各区に1館「精神障害者生活支援センター」を整備し、精神保健福祉士等による相談支援や日常生活の支援、地域交流の促進等を行います。			◎	健康福祉局障害支援課
91	生きがい就労支援スポット運営事業	元気な高齢者が活躍する生涯現役社会の実現に向けて、高齢者のニーズと地域のニーズに関する情報を一元化して提供する「生きがい就労支援スポット」を金沢区と港北区に設置しています。地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向けたモデル事業を31年度から本格実施し、地域での担い手不足の解消や地域課題の解決につなげる取組を推進します。	○		◎	健康福祉局高齢健康福祉課
92	敬老特別乗車証交付事業	高齢者の外出支援及び社会参加を支援し、高齢者の福祉の増進を図るために、70歳以上の希望する高齢者に「敬老特別乗車証」を交付します。			◎	健康福祉局高齢健康福祉課
93	高齢者のための優待施設利用促進事業	「高齢者の社会参加促進」と「高齢者に敬意を払う社会の醸成」のために、65歳以上の高齢者に「濱ともカード」を交付します。協賛店に濱ともカードを提示すると施設の入場料や商品の割引等のサービスの提供を受けることができます。	○		◎	健康福祉局高齢健康福祉課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
94	老人福祉センター 管理運営業務	地域の高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、各種相談を受け付けるほか、健康づくり、教養の向上及びレクリエーションの機会を提供し、高齢者の社会参加を支援します。また、イベントの実施等により新規利用を促進するための健康増進事業を実施します。（30年度は3館で実施）。		○	◎	健康福祉局高齢健康福祉課
95	介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）	要支援者等の介護予防や生活支援を充実・強化するため、地域でボランティアによる介護予防や生活支援の活動（居場所、生活援助、配食、見守り）をしている団体に対し、活動に係る費用を補助します。		○	◎	健康福祉局地域包括ケア推進課
96	生活あんしんサポート事業	「買い物代行・同行」、「食材・食事宅配」、「日常生活支援サービス」を行っている事業者との協働により、高齢者等が安心して在宅で生活できるよう、支援を行います。			◎	健康福祉局高齢在宅支援課
97	中途障害者支援事業	おおむね40歳から64歳までの脳血管疾患の後遺症等により心身の機能が低下している人を対象に、閉じこもりや寝たきりを予防し、地域での社会参加や日常生活の自立を支援します。			◎	健康福祉局高齢在宅支援課
98	よこはまシニアボランティアポイント事業（よこはま健康スタイル推進事業）	高齢者が介護施設等で行事の手伝いやレクリエーション活動の補助等の活動を行った場合に、ポイントがたまり、たまったポイントに応じて換金・寄付ができる仕組みを推進します。		○	◎	健康福祉局介護保険課
99	元気な地域づくり推進事業（地域運営補助金等）	身近な地域において、自治会町内会をはじめとする様々な主体が連携して、防災や高齢者の見守り、子育て支援等、課題解決に取り組む地域を全区で広げていくため、区と共に地域の活動を支援します。	○		◎	市民局地域活動推進課
100	市民活動支援センター事業	市民活動に関する相談対応、情報発信・収集、活動場所・作業場の提供、講座・イベントの開催、区版支援センターの運営支援等の横浜市民活動支援センター運営事業と、市民活動団体を対象とした「提案型の補助事業」である横浜市民活動支援センター自主事業を通して、市民活動者を支援します。	○		◎	市民局市民活動支援課
101	市民活動推進ファンド（よこはま夢ファンド）事業	市民や企業等から寄附を募り、市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）に積み立て、市民活動団体活動経費の助成や運営面における団体育成支援を行います。			◎	市民局市民活動支援課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
102	市民協働推進事業	協働の推進に関するシンポジウムや講座の実施、協働事業の市民提案を促進するための支援等を通じて、市民の皆様との絆づくり、支え合いや協働を進めます。また、中間支援組織等のコーディネート能力等の向上や、地域施設間の連携を促進するため、各区の市民活動支援センターを取りまとめとした地域施設間の連携を生かした取組等を実施します。			◎	市民局市民活動支援課
103	健康経営・ヘルスケアビジネス推進事業	市内企業に対して、従業員一人ひとりの健康そのものが、企業の生産性を高めるという考えを取り入れた組織運営、経営を行う「健康経営」の考え方を普及するとともに、市内経済の活性化を進めます。 <u>(No.66 と同内容だが「経営」に重点を置く)</u>		○	◎	経済局ライフイノベーション推進課
104	横浜型地域貢献企業支援事業	社会や地域との共生を意識し、本業及び他の活動を通じて、積極的にCSR（地域・社会貢献活動）を行う企業を一定の基準に基づき「横浜型地域貢献企業」に認定し、企業PR、各種メリットの付与等を通じて企業価値の向上及び持続的成長を支援します。			◎	経済局経営・創業支援課
105	シルバー人材センター助成事業	健康な高齢者の就労意欲に応え、就業機会を確保することで、地域の高齢社会を支える担い手として社会参加を促していくため、シルバー人材センターに助成を行います。			◎	経済局雇用労働課
106	子どもの貧困対策推進事業（地域における子どもの居場所づくり推進事業）	いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気づきや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。	○		◎	こども青少年局企画調整課
107	青少年の地域活動拠点づくり事業	主に中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、地域と連携したボランティア活動をはじめとした社会参加プログラム等の体験活動を実施し、青少年の成長を支援します。	○		◎	こども青少年局青少年育成課
108	子育て家庭応援事業「ハマハグ」	まち全体で子育て家庭を応援する社会的気運の醸成を目指し、市内の協賛店舗・施設の協力を得て、子育て家庭を応援するさまざまなサービス（子ども連れの方への心配り、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待等）を提供します。			◎	こども青少年局子育て支援課
109	保育コンシェルジュ事業	保育サービスに関する専門相談員として、保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預り事業等、保育サービスについての情報提供を行うことで、保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけます。	○		◎	こども青少年局保育対策課

	推進に向けた事業	内容	関係する推進の柱			担当部署
			柱 1	柱 2	柱 3	
110	地域まちづくり推進事業	地域の課題解決や魅力向上、生活空間の質の向上を目的として活動する市民、活動したいと考えている市民に、まちづくりコーディネーターの派遣、活動費や事業費の助成を行います。			◎	都市整備局地域まちづくり課
111	ヨコハマ市民まち普請事業	市民の発意とアイデアによる身近な地域の公共空間等に、地域課題の解決に役立つ施設の整備に関するまちづくりの提案を募集し、公開コンテストにより選考された提案に対して整備費（最高 500 万円）を助成します。	○		◎	都市整備局地域まちづくり課
112	保護者の学び・交流の場づくり事業	P T A、おやじの会、地域学校協働本部等と連携し、保護者が家庭での教育について学ぶ機会や保護者同士が交流を深める機会を創出します。			◎	教育委員会事務局生涯学習文化財課
113	学校運営協議会推進事業	学校と家庭・地域社会が一体となつてより良い教育環境を作りだすため、本市の小中学校等に学校運営協議会の設置に必要な研修や設置後の事務及び予算措置を行います。			◎	教育委員会事務局指導企画課
114	学校・地域連携推進事業	学校と地域をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）の養成を進めるとともに、保護者や地域住民等の参画による地域学校協働活動を推進します。	○		◎	教育委員会事務局学校支援・地域連携課
115	会員の拡充と連携による協議体としての機能強化	部会・分科会組織による情報共有・課題解決機能を高めるため会員加入を促進します。	○		◎	市社会福祉協議会
116	企業の地域貢献活動の充実	市社協・区社協における企業と地域とのつながりを意識した相談支援手法について強化するとともに、企業向けセミナーを開催します。			◎	市社会福祉協議会
117	市社協と区社協の部会(分科会)活動の推進と部会を超えた課題解決の仕組みづくり	市社協・区社協それぞれの部会・分科会活動の情報共有等、連携を強化するほか、部会の枠を越えた課題等への対応を図ります。	○		◎	市社会福祉協議会
118	社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進	区社協の部会（分科会）活動等において、施設と地区社協等の地域組織とのつながりを一層強め、地域課題への対応を共に進められるよう支援します。			◎	市社会福祉協議会
119	地域における居場所づくりの推進	住民相互の交流、見守り、気づき、助けあいにつながるよう身近な地域における居場所づくりを推進します。	○		◎	市社会福祉協議会
120	地域福祉活動財源確保の取組強化	計画的広報・プレスリリースの活用や、クラウドファンディング等、新たな寄付活動の検討を通じて、寄付金等の財源の増強を図ります。また特定の事業・財源と寄付金・協賛金を結びつけるようなプロモーションの検討や公的財源の確保も含めて、財源確保の取組を強化します。	○		◎	市社会福祉協議会
121	当事者の想いが実現できる地域づくり	ボランティア活動を通じて社会参加へつながり、地域の中での居場所や役割を見つけ出せるようなボランティアコーディネートを行います。	○		◎	市社会福祉協議会

5 関係法令（抄）条文

社会福祉法（昭和26年3月29日 施行、平成29年6月2日 最終改正）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（経営の原則等）

第24条（略）

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

（社会福祉充実計画の承認）

第 55 条の2 社会福祉法人は、毎会計年度において、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第 3 項第 1 号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第 1 号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第 11 項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第 1 項に規定する母子健康包括支援センターを営営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第 2 項第 1 号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第 1 項第 3 号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

社会福祉法改正における＜市町村における包括的な支援体制の整備＞

1. 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
 - ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
 - ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 等
2. 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ・地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備、周知（担い手、場所、役割等）及びバックアップ体制の構築 等
3. 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
 - ・複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が協働して支援
 - ・協働の中核を担う機能 等

地域力強化検討会最終とりまとめ（平成29年9月12日）の概要
～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論（今後の方向性）

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

- 【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能
- 3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例
- ・福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材（地域の宝）とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
 - ・障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
 - ・地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。
- 地域づくりを推進する財源等の例
- ・事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

- 【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場
- 住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点
- ・担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。
- 例1：地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
例2：地域包括支援センターのプラントを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
例3：自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
例4：診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法
- ・民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

- 【3】市町村における包括的な相談支援体制
- 市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点
- ・支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
 - ・支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
 - ・生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していく、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

各論2「地域福祉（支援）計画」

- 各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例
- ・福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - ・高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
 - ・制度の狭間の問題への対応のあり方
 - ・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
 - ・居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
 - ・市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
 - ・高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
 - ・各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
 - ・地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - ・役所内の全庁的な体制整備 等
- 計画策定に当たっての留意点
- ・狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
 - ・他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
 - ・成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

- 市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
- 都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

出典）厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」資料

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、1 又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1 又は 2 以上の区（地方自治法第 252 条の 20 に規定する区及び同法第 252 条の 20 の 2 に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第 1 項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第 1 項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の 5 分の 1 を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年 5 月13日施行）

(目的)

第 1 条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用

促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

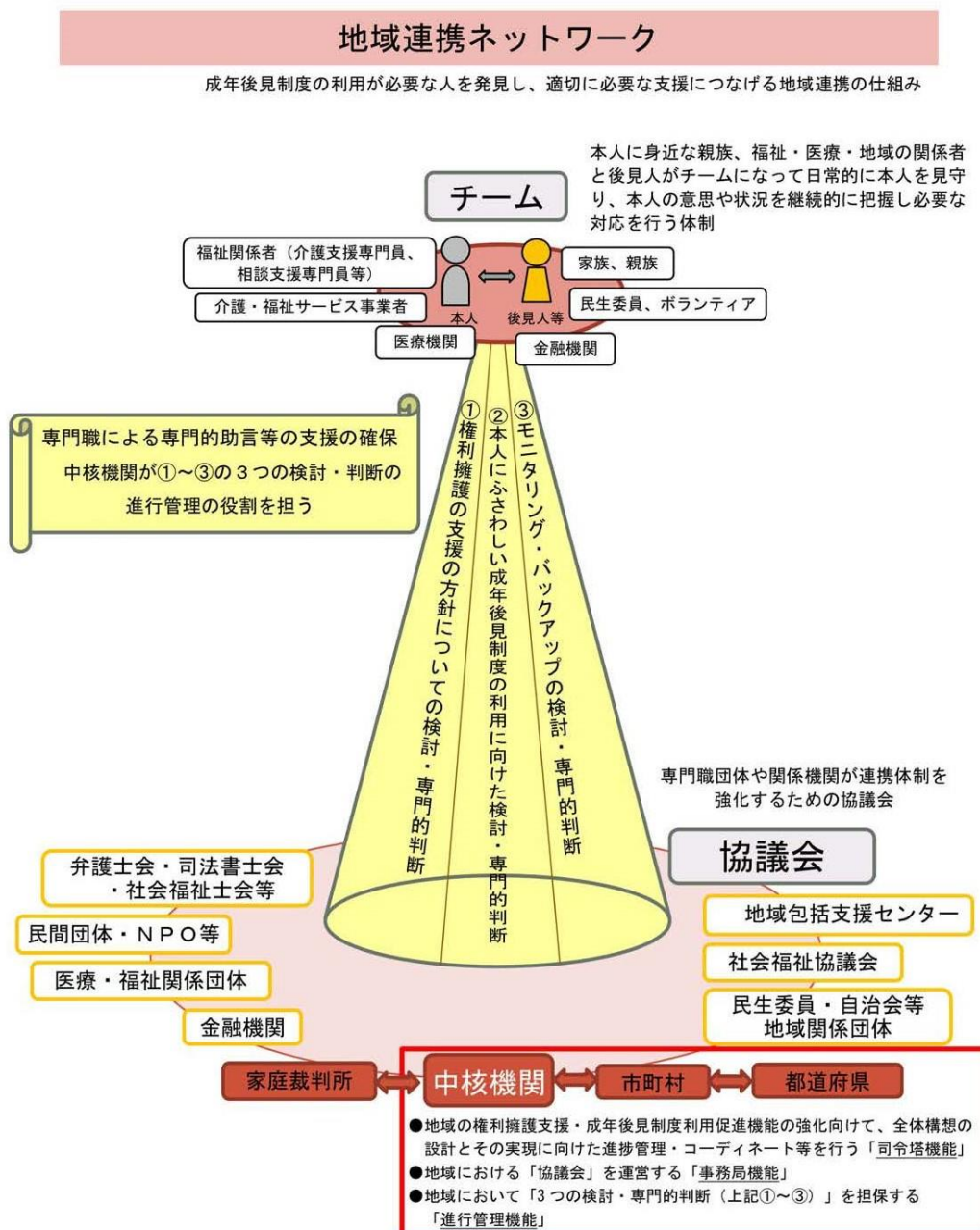
（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

（市町村の講ずる措置）

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



（「手引き」P15 図Ⅱ-1をもとに成年後見制度利用促進室作成）

6 用語解説

50 音	用語	内容
ア	アセスメント	地域の現状や課題を把握した上で、自分たちの地域を分析し、必要な地域活動や、支援の提供等に結びつけるための検討を行うこと。
ア	あんしんノート	障害のある子どもや高齢者の方が、親や親族が亡くなった後を見据え、財産のことだけではなく、その人の特性や希望すること、関係機関のこと等についても書き残すことによって、日常生活を過ごしていく上で困らないようにするためのもの。
イ	移動支援	外出が困難な障害者や高齢者に対して、通院等、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための移動を支援すること。
イ	インフォーマルサービス	家族や近親者又は地域住民やボランティア等による私的・非公式な支援のこと。
エ	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。Twitter やFacebook 等が知られている。
エ	NPO法人	「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。
エ	エンディングノート	認知症等で意思疎通ができなくなった時や亡くなった時のために自身の思いを書き留めておく「覚書」のこと。遺言のような法的な効力はない。
カ	買い物支援	外出が困難な障害者や高齢者等、日常的な買い物で困っている人へ商品の配達や出張サービス、買い物代行、移動販売の誘致を通じて支援すること。
カ	学校運営協議会	保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるとともに、より良い教育の実現を目的に設置する合議制の機関。保護者や地域住民、設置する学校の校長、学識経験者等から構成される。
キ	基幹相談支援センター	平成 28 年 4 月から、各区にある社会福祉法人型障害者地域活動ホームに設置された障害のある方やその家族等のための総合相談支援機関。基幹相談支援センターでは、区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、障害のある方やその家族等からの相談に応えとともに、地域の方や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組んでいる。
キ	協働	地域における多様な主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら協力して取り組むこと。
ク	クーリングオフ	消費者に与えられた「契約の無条件解約権」のこと。消費者が契約を結んだ後、冷静に考えたら当該契約が必要でないと判断した時に、一定の期間内であればその契約を消費者側から無条件に解約できる。

50 音	用語	内容
ク	区社協	区社会福祉協議会の略称。18 区に組織され、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という共通の活動理念のもと、各区の状況に合わせた事業や取組を実施している。
ケ	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
ケ	権利擁護	自己の権利や意思を表明することが困難な認知症高齢者、知的障害者等の福祉サービス利用者の意思決定を援助し、支援を行うこと。
コ	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、その年の年齢別出生率が今後とも変わらないと仮定した場合に、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均。
コ	コーディネート	課題の解決や連携・協働等、目的に応じて個人や団体・関係機関をつなぎ、互いの情報共有や必要な調整を行うこと。
コ	個別支援	個人が生活する上で抱えている困りごとや課題を解決していくこと。地域福祉保健計画推進の中では、本人の暮らしや思いに着目し、制度やサービスだけではなく住民の支え合いを含めた総合的な対応が求められる。
サ	災害時要援護者	高齢者、障害者等、地震等の災害時に自力避難が困難な方のこと。
サ	サロン	高齢者や障害者、子育て世代の人等、様々な住民が、身近な地域でのお茶会や趣味活動、レクリエーション活動等を通じて、住民同士の交流やつながりづくりを深める活動の場のこと。
シ	支援機関	この計画では、行政・社協・地域ケアプラザを指し、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進を支援する機関として位置付けている。
シ	死後事務	被後見人が亡くなった後に、後見人が行う事務手続き等の総称。
シ	自治会町内会	一定の地域で、地域の課題解決や住民相互の親睦を目的に自主的に組織された住民団体。住民ならだれでも加入でき、親睦のためのイベント、清掃等の環境整備、防災等に関すること等の様々な事業を行う。
シ	社会的孤立	家族や知人、職場や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどないため、生活上の問題が生じたときに支援につながりづらい状態。
シ	社会福祉協議会	社会福祉法第 109 条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び 18 の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね地区連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。
シ	社会福祉事業	社会福祉法第 2 条において、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に大別され、具体的な事業が列挙されている。主として第一種社会福祉事業が入所施設中心、第二種社会福祉事業は通所・在宅サービスが中心。

50 音	用語	内容
シ	社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営等、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。活動に公共性、非営利性を求められる点は他の公益法人等と同様だが、社会福祉法人は継続・安定した事業運営ができるよう、より厳格な設立運営要件が求められるとともに、公的な助成や税制面の優遇を受けている。
シ	住民主体	一人ひとりの住民が地域福祉保健（困りごとの解決やより良い暮らし）への関心を高めるとともに、自らができることを生かして主体的に関わったり、参加すること。
シ	消費生活推進員	消費者の主体的活動を促進し市民の安全で快適な消費生活の推進を図るため、普及啓発等の地域活動を行っている。「横浜市消費生活条例」に基づき、市長が委嘱している。
シ	食生活等改善推進員	各区で実施している食生活改善セミナーを受講した方が、食生活改善等地域の健康づくりボランティアとして活動している。
シ	親族後見人	法定後見では、家庭裁判所の審判により、成年後見人としてご本人の親族や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法人等が選任される。このうち、成年後見人として選任された親族のこと。
セ	生活支援コーディネーター	高齢者一人ひとりが、できることを大切にしながら暮らし続けるために、高齢者の社会参加を進め、多様な主体が連携・協力する地域づくりを進めるコーディネーターのこと。横浜市では、第1層生活支援コーディネーターを18区の社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターを地域ケアプラザ等に配置し、地域のニーズに合わせて、高齢者に必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させるための取組の支援、関係者間の情報共有、連携体制づくり等を行っている。
セ	生産年齢人口	15歳から64歳までの人口のこと。この区分は「年齢3区分別人口」に基づくもので、前述の「生産年齢人口」のほか、0歳から14歳までを「年少人口」、65歳以上を「老年人口（高齢者人口）」という。
セ	制度の狭間	課題があるにもかかわらず、どの制度、サービスの対象にもならない状態。
セ	セーフティーネット	病気・事故や失業等で困難な状況に陥った場合に、最悪の事態から保護する仕組み。具体的には、健康保険、生活保護等の社会保障制度を指す。
タ	多様性の理解	国籍、年齢、性別、障害など様々な立場や背景、価値観等があることを尊重し、理解をすること。
タ	団塊の世代	日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代、第二次世界大戦直後の昭和22年（1947）～昭和24年（1949）に生まれて、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代のこと。
チ	地域活動交流コーディネーター	子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人が、地域の一員として自分らしく支え合って暮らしていくために、住民主体の地域づくりを支援するコーディネーターのこと。横浜市独自の職種として地域ケアプラザに配置し、地域住民と一緒に、地域の魅力を高め、課題解決ができるようなつながりや仕組みづくりを行っている。

50 音	用語	内容
チ	地域協議会	社会福祉法人が再投下可能な財産を活用し地域公益事業を実施する場合に、地域の福祉ニーズ等を的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に地域住民等の意見聴取を行うために設置する会議体のこと。
チ	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
チ	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊んだり、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点。地域で子育て支援に関わる方のために研修会等も実施している。
チ	地域支援	誰もが安心して暮らせる地域づくりへ向けて支援・協働すること。支援機関が地域に関わり、個人の暮らしを支える地域活動の拡充や住民と支援機関・関係機関との協働による課題把握・解決体制づくり等に取り組む。
チ	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービス提供体制のこと。2025年を目途に、全国各地で構築が進められている。
チ	地域包括支援センター	介護保険制度の中に位置付けられた機関で、高齢者が自分の住み慣れた地域で安心して暮らしていくための身近な総合相談窓口として横浜市が設置。総合相談、権利擁護、介護予防マネジメント等を総合的に行う。横浜市では、「地域ケアプラザ」の一つの機能として整備しており、専門職（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が配置されている。
チ	地域ユースプラザ	青少年相談センターの支所的機能を有し、15歳から39歳までの青少年の自立支援を図るため、地域における支援を行う。思春期・青年期問題の第一次的な総合相談や自立に向けた青少年の居場所の運営をするほか、地域で青少年の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行っている。
チ	地区社協	地区社会福祉協議会の略称。「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を目的とした住民主体の任意団体で、おおむね連合町内会エリアで組織されている。
チ	地区別計画策定・推進組織	地域の福祉保健活動に関わる団体や関係機関が主体となり、地域の福祉保健活動や課題の解決のために話し合いや情報共有を行い、地区別計画を策定・推進するための組織。
チ	地区別支援チーム	地区別計画の推進に向けて、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等で編成され、地区ごとに設置するチーム。 チームメンバーが日常業務から把握した地域の情報、課題の共有、解決策や取組についての検討、提案を通じて住民主体の活動支援に取り組む。
チ	地区連合町内会	自治会町内会が集まって構成され、相互の連絡調整や、地域住民の福祉増進のために広域的な事業を実施。

50 音	用語	内容
ト	当事者	この計画では、社会の中で暮らしづらさを感じている人、自らの力だけでは抱えている問題を解決できない人を指す。
ト	特定健診	40 歳から 74 歳の被保険者を対象に医療保険者が行う健康診査。内臓脂肪型肥満を見つけるための腹囲測定や心臓病や脳卒中等の危険因子を判定するのに効果的なLDL コントロール検査等を行うことで、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を早期に発見し、健康の維持や疾患の予防につなげる。
ニ	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域。横浜市では、おおむね中学校区程度（人口平均 25,000 人程度）を目安として設定。
ハ	配食サービス	おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって心身の障害等の理由により食事の調理が困難な者に対して、栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に食事を提供するサービス。
ハ	バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面でのバリア等、全てのバリアを除去するという考え方。
ヒ	非営利法人	営利を目的としない法人のこと。公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）等がこれにあたる。
フ	ファシリテーション	集団活動のスムーズな進行と成果を出しやすい環境の構築を目的とした支援活動、又は会議運営の手法のこと。主に会議やプロジェクトの進行手法として活用され、合意に向けた論点整理や合意形成、参加者のモチベーション向上、アイディアの促進等の役割が求められる。
フ	福祉教育	子どもから大人まで全ての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験・交流・出前授業等を通じて、高齢・障害等の当事者理解や身近な地域の福祉課題の理解等を進める取組。
フ	フリースペース	この計画では、誰もが気軽に安心して集まり、相談や交流ができる場所を指す。
ホ	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
ホ	保健活動推進員	地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域で健康づくり活動を行っている。自治会町内会から選出され、市長が委嘱している。
ミ	民生委員・児童委員（民生委員）	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。全ての民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねている。地域の身近な相談相手として、介護や子育て等の福祉に関する様々な相談に応じ、利用できる福祉サービス等の情報提供を行ったり、行政や関係機関を紹介したりする「つなぎ役」となっている。

50 音	用語	内容
ヨ	要援護者マップ	住民、支援機関、関係機関等により、住民地図等を使用して対象地域の要援護者や支援が必要になると思われる人の情報共有をするもの。
ヨ	要介護認定	介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査等を行い、介護認定審査会の審査判定を経て認定する。介護の必要度（要介護度）は、「要支援1・2」「要介護1～5」の7区分に分かれる。
ヨ	横浜生活あんしんセンター	市内に在住する判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して生活できるよう権利擁護に関わる相談や日常生活の支援を行う機関で、横浜市社会福祉協議会が運営している。事業内容は〔1〕権利擁護事業（①相談②福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス③財産関係書類等預かりサービス）〔2〕成年後見業務（任意後見・法定後見）〔3〕市民後見人養成・活動支援事業。このうち権利擁護事業は、各区社協あんしんセンター（各区社会福祉協議会）で実施している。
ワ	若者サポートステーション	困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象とした社会的自立・職業的自立に向けた総合相談、ジョブトレーニング（就労訓練）、就労セミナー等を実施する若者自立支援機関。
ロ	老人クラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行い、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めている。おおむね60歳以上の会員のクラブで、区によってはシニアクラブ、シルバークラブという名称にしている場合もある。
ロ	ロコモティブシンドローム	加齢に伴う筋力低下や骨・関節の疾患等、運動器の障害が起これ、立つ、歩く等の移動能力が低下し、要介護状態になる危険性の高い状態のこと。

7 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿（平成29・30年度）

平成31年3月現在

（五十音順 敬称略）

	委員名	所 属	分 野
1	青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
2	赤羽 重樹 (平成30年7月1日から)	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
	増田 英明 (平成30年6月30日まで)		
3	生田 純也 (平成30年4月1日から)	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 役員会代表 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
	川畑 正 (平成30年3月31日まで)	横浜市原宿地域ケアプラザ 所長	
4	井上 彰	横浜市身体障害者団体連合会 常務理事	障害分野関係者
5	内海 宏	株式会社 地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
6	合田 加奈子	横浜市社会福祉協議会 理事	社会福祉協議会
7	佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
8	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
9	須藤 友美 (平成30年4月1日から)	神奈川区精神障害者生活支援センター 施設長	障害分野関係者
	森本 佳樹 (平成30年3月31日まで)	立教大学 名誉教授	学識経験者（福祉）
10	瀧澤 純子 (平成30年4月1日から)	市民委員	市民委員
	赤澤 礼子 (平成30年3月31日まで)		
11	竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合会 顧問	高齢分野関係者
12	田高 悦子	横浜市立大学大学院 医学研究科・医学部 教授	学識経験者（保健）
13	田中 国雄 (平成30年4月1日から)	市民委員	市民委員
	下嶋 邦明 (平成30年3月31日まで)		
14	中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体等 中間支援組織
15	名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者（コミュニティ）
16	西尾 敦史	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	学識経験者（福祉）
17	畑尻 明	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会 会長	自治会町内会関係者
18	福松 美代子	横浜市保健活動推進員会 港北区会長	保健活動推進員
19	山田 美智子	西区地域子育て支援拠点 スマイル・ポート 施設長	子育て分野関係者
20	米岡 美智枝	西区第四地区社会福祉協議会 会長	社会福祉協議会



ホームページ で

横浜市健康福祉局福祉保健課

横浜市中区港町 1 - 1
電話 045 (671) 3428
FAX 045 (664) 3622

kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp



社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

横浜市中区桜木町 1 - 1
電話 045 (201) 2090
FAX 045 (201) 8385
kikaku@yokohamashakyo.jp



ほら、
よこはまは
あったかい